

# 立命館 国際関係論集

第 5 号

---

## 目 次

### 論 説

- 「日本人」がスティグマになるとき  
—日本人による日本人批判論について— .....木村有伸…(1)
- NPTにおける不平等性と消極的安全保障の論理  
—「秩序立った平等」の達成と「無秩序な平等」への回帰—  
.....佐藤史郎…(25)
- 「オクシタン運動」の再検討に向けて  
—オック語復興に対するトゥレーヌの考察を中心に—  
.....福留邦浩…(43)
- ラモス政権期における国軍の役割についての一考察  
—政府・官僚機構への退役軍人の進出をめぐって—  
.....山根健至…(61)
- 

2005年10月

立命館大学国際関係学会



## 論 説

# 「日本人」がスティグマになるとき －日本人による日本人批判論について－

木 村 有 伸

## 目次

### はじめに

1. 「日本人であること」がなぜスティグマとなりうるのか
2. スティグマ保有者と「同類 (the own)」との関係
3. スティグマ保有者をとりまく「準則 (code)」  
－包括社会への「正しい適応」について－

### おわりに

### はじめに

日本人が海外でどのように評価されているかというテーマはたびたび取り上げられる。これは日本人が自分自身を世界のなかでも特殊な存在、異質な存在だと思っていることからくるのだろう。だが、その特殊性を肯定的にとらえているか否定的にとらえているかは論じる人によって変わる。本稿では、日本人の特殊性を否定的にとらえている日本人に注目する。

たとえば、欧米に滞在経験のある日本人が、日本人の言動について、それが欧米社会の基準では異質と映るときに、現地の人間と一緒にになって日本人に軽蔑のまなざしを投げかける場面がある。あるいは日本国内においても、進んだ欧米に対する遅れた日本という図式で、日本人を批判の対象にする場面がある。その際、その人はあたかも日本人をひとくくりで論じられるかのように扱う。また、日本人にとって「典型的な日本人」と言われることよりも、「君は日本人らしくない」とか「君は他の日本人とは違って」と言われることのほうが嬉しいと感じる場面がある。これは、ある場面において「日本人であること」はその個人にとって否定的な属性として機能しているということである。

本稿の関心は、このような、日本人が日本人を「嗤う」ことができると考える態度に向けられている。いいかえれば、日本人が、より「まともだ」とされる位置から、日本人を批評し、助言しうると考える態度である。このような態度は、日本人が日本人であることに劣等感を抱いているからこそ生じるものである。つまり、劣等感から逃れようとする葛藤が、同じ日本人を軽蔑するという態度に表われるのである。だから、この心理的な葛藤を説明するような概念が、本稿の考察には適當だと考えられる。

そこで、本稿ではアーヴィング・ゴッフマンの提出した「スティグマ」概念を援用する<sup>1</sup>。なかでも、スティグマを持つ者と同じスティグマに苦しんでいる「同類（the own）」との関係性に注目する。スティグマとは、それがあるばかりに不当な評価にさらされてしまう「疵」のことである。人はその「疵」を手がかりに、向き合う人間が自分と同じ人間かそうでないかを見分けようとする。本稿が着目している点は、その行為がスティグマを持たない者だけでなく、持つ者自身によっても行なわれているということである。

本稿ではこの概念を用いて、「日本人であること」がスティグマとして機能し、スティグマ保有者自身（日本人）がその同類（日本人）に軽蔑の視線を投げかける場面があることを明らかにしたい。いっぽうで、軽蔑の視線を投げかけた側もそのスティグマからは自由ではなく、それゆえ同類に対して肯定も否定も併せ持った両面価値的（ambivalent）な感情を抱いて臨んでいることにも触れたい。また、そのジレンマから抜け出すために、よりまともだとされる社会への適応を同類（日本人）に要求していく場面についても考察していく。だから、本稿では、日本人とは何かとか、日本人のアイデンティティはどのように形成されてきたかといったテーマは扱わない。

## 1. 「日本人であること」がなぜスティグマとなりうるのか

まず、本稿のテーマの前提となる「日本人であること」がスティグマとなることについて、その理由を説明したい。

日本人が日本人を批判することのすべてが不当なわけではない。他国との比較によって日本人や日本社会の問題点を指摘する方法は、慎重さも必要だが、有効ではあろう。だが、ある基準に盲目的に追従して、対象がほとんど「日本人である」がためだけに批判の対象となっている場合、その批判は不当だと言うべきである。つまり、他國の人間についてはまったく嘲笑や軽蔑の対象とならないような事柄を、日本人についてのみ問題とするような態度のことである。たとえば、次の例は、同じ行為に対して日本人とイ

## 「日本人」がステイグマになるとき（木村）

ギリス人で解釈が違っている。

「日本は『赤信号、みんなで渡れば怖くない』という心理がどこよりも発達している国ではないだろうか。イギリス人は赤信号でも渡ってしまうのが得意である。赤信号でもみんな平気で渡ってしまう。ただし、これは『みんなで渡れば怖くない』から渡るのではなく、あくまでも一人ひとりが自分の責任で渡るのだ」<sup>2</sup>

また、次の二つの意見は、日本人の特徴として挙げる事例が正反対であるにもかかわらず、日本人を非難する点で共通している。

「要するに、よその国々はまだまだ、まともだと言うことになる。……そしてそれらの国々で、インスタント食品や調味料は、日本ほどめざましくも恐ろしく、氾濫はしていないのだ。アメリカを除いては。……このインスタント食品と化学調味料、つくられた調味料は、日本の主婦たちや娘たちを、無神経・無感覚のこんにやく人間につくり上げる主役ではあるまいかと心配になる。『何でも簡単に、何でも楽しく、何でも早く』は、戦後日本の、学問の世界から料理の世界に至るまでを支配した迷信的スローガンであり、愚民政策の最たるものなのだ」<sup>3</sup>

「あるイギリス人主婦が友人を訪ねて来日した時、彼女は日本の主婦の日常にとても驚いたという。……彼女は、日本の女性が毎日、長時間キッチンに立って料理に時間を費やすことに疑問をもったという。……だから『健康のために』と何品も食事を作り、その後片づけに追われ、とびはねた油を神経質に掃除する日本の女性を見るにつけ、これ以外にも道はあるのにと思う。仕事、家事、勉強、人付き合い、何事も頑張らないと成り立たない日本はやはりおかしい」<sup>4</sup>

このように日本人をまったく反対の事例にあてはめながら、ともに日本人に否定的な評価が下されており、ここでは「日本人であること」が、否定的な評価を呼び込む大きな要因となっているということができる。ただし、「ここでは」と書いたように、日本人は「日本人であること」によって恒常的にあるいは制度的に差別されているわけではない。上のような事例で、かりに日本人同士を比較の対象とした場合、「日本人であること」は否定的な評価に何ら影響を及ぼさなくなる。そのため、この問題を差別問題の領域で扱うことは難しいのかもしれない<sup>5</sup>。しかし、上の三例がいずれもそうであるように、「ヨーロッパ」や「イギリス」を比較の対象に設定すると、「日本人であること」による評価

の不平等性が浮かび上るのである。

このような不平等性は、私たちが直感的に「差別だ」と感じるものとは違うものなのだろうか。劣等感の観点から分析を行なった宮城音弥は、社会的条件から後進国と見なされた国民が抱く劣等感（後進国コンプレックス）は、偏見や制度的な差別の対象になった民族や国民が抱く劣等感（差別コンプレックス）とは異なるとはしながらも、コンプレックスの表現形態にはその区別がはっきりしないといっている<sup>6</sup>。恒常的あるいは制度的なものではないとはいえ、不当に扱われていることに対する印象が間違っているわけではない。

それゆえ、この問題は対人的相互作用における不平等性を取り扱う理論的視角から論じるのが適當かと思われる。というのは、先述のように日本人同士の比較では「日本人であること」に原因を求められないようなことがらにおいても、日本人と他国の人間を対比したときには、「日本人であること」に特別な意味付与がなされるからである。それは、「自分の考えがない」、「まともじゃない」、「おかしい」などの性格づけである。このようなレッテル貼りをレイベリング（labeling）という。逸脱行動を分析するレイベリング理論（labeling theory）では、逸脱行動は、対人的相互関係におけるレイベリング、すなわち他者によるある者への認知や評価によって生まれるという説明がなされる。この理論の代表的存在であるハワード・ベッカーは次のようにいう。

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生みだすのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである」<sup>7</sup>

先述の事例では、「赤信号を渡すこと」は、日本人が行なうと「自分では何も考えていないから」という理由で逸脱行為とされるが、イギリス人がすると「自分の考えで行っているから」という理由で免罪される。「『何でも簡単に、何でもらくに、何でも早く』済ませること」、「毎日、長時間キッチンに立って料理に時間を費やすこと」は正反対のことながらだが、それぞれ日本人がしているということで異常な行為と見なされる。すなわち、日本人に対する他者の認知や評価が日本人を「逸脱者」たらしめているのである。

では、誰がそのようなレイベリングを行っているのか、という問題が次に浮上する。本来は日本人の性格付与に貢献するのは日本人以外の人間のはずであるが、先の事例の著者はいずれも日本人である。これをここでは直接的な他者としよう。だが、その直接的な他者である彼女たちは、依拠すべきさらなる他者を持っている。すなわち間接的な

他者である。彼女たちの日本人に対する認知や評価はこの間接的な他者の規準によって行なわれる。この間接的な他者とは、先の事例からいえば、「イギリス」人であり、「ヨーロッパ」人である。これらを自己の基準に取り入れる背景には、日本人の欧米に対する意識、つまり 19 世紀以来たえず憧憬の対象であり、学ぶべき存在であったという意識が影響している。それゆえ欧米出身の、とくに白人に対する肯定的なイメージは今なお根強い。先の日本人の著者たちにも当然この意識が影響していると考えられる。さらに彼女たちは自己にその基準を取り込むにあたって多分に欧米人を理想化しているといえるだろう。現実の欧米人は必ずしもこの肯定的なイメージのみで語ることはできないからである。だが、この事実は著者たちによって隠蔽されるか、たいして重要でないことのように扱われる。本稿でこの先用いる「欧米人」という言葉はそのような「理想化された欧米人像」のことを指す。以降、本稿で引用される事例は、日本人が、理想化された欧米人と日本人を比較して、日本人に否定的なレイベリングをするという図式である<sup>8</sup>。「日本人であること」が「スティグマ」となるのはこの図式においてである。

スティグマとは本来、身体的・精神的に異常を持つ者に付けられる身体上の <sup>しるし</sup>徴のことであるが、今日では社会でのその人の価値を剥奪する身体的・精神的な特徴や属性もその意味に含まれている<sup>9</sup>。ゴッフマンはスティグマの種類として、「肉体のもつさまざまの醜悪さ (abominations of the body)」、「個人の性格上のさまざまの欠点 (blemishes of individual character)」、「人種、民族、宗教などの集団的スティグマ (the tribal stigma of race, nation, and religion)」の三つを挙げる<sup>10</sup>。だが、ゴッフマンは、これらの分類をそれほど重要視しない<sup>11</sup>。また、彼は相互作用におけるスティグマ発覚について、すぐにスティグマを感知される「すでに信頼を失った者 (the discredited)」と、まだ知られていないが知られるおそれのある「信頼を失う事情のある者 (the discreditable)」と分けてはいるが、判明後の相互作用の特徴についてはとくに両者を分けては論じていない<sup>12</sup>。それは、スティグマが、次のような特徴を持つ点で、上のいずれもが共通しているからである。

「その特徴には、それさえなければ問題なく通常の社会的交渉で受け容れられるはずの個人に出会う者の注意を否応なく惹いて顔をそむけさせ、彼にある他の好ましい属性を無視させるようなところがあるのだ」<sup>13</sup>

坂本佳鶴恵はこの特徴を「スティグマ化の形式」とみて、理論的な分析を試みている。その分析では精神障害者をテーマとしたドロシー・スミスの研究から抽出された「切り離し操作 (cutting out operation)」という概念が用いられている<sup>14</sup>。ある精神障害者が何らかの異常な行為を見せた場合、まわりの人間はその理由を「精神異常者だから」という

点に還元しようとする。つまり、その他の個人的な理由は無視されるのである。また、この行為の解釈は本人以外の人間によって行なわれ、本人の弁解は聞き入れられないか、あるいは重要視されない<sup>15</sup>。これはその個人に行行為の責任能力が認められていないからである。行為の責任能力は、「状況のルールを理解し、ルールを明確に意識して行為する論理性（theoreticity）と他の選択肢がありうることを示す便宜性（conventionality）」<sup>16</sup>という条件を満たさねば認められない。つまり、「私はその状況下のルールをよくわかっている。また、他の行為の選択肢があることも十分承知したうえで、あえてこの行為をしているのだ」ということがその状況を構成する人々によって認められなければならないのである。たとえば、ファッショニ界の権威が、あえてミスマッチな服装を着ることと、おしゃれに疎い人間がセンスの悪い格好をすることとを、周りの人間は区別して解釈する。人々は前者にはその状況を個人的に構成する権利や能力を認めているのである。坂本はこれを「個人的現実の想定」と表現して<sup>17</sup>、次のように述べる。

「『切り離し操作』は、特定の個人に＜個人的現実＞の保有を許さないばかりか、当該の個人の行為から状況規範を保護している。その個人がどんなに状況規範に対して破壊的なことをしても、他の成員の状況の評価や行為を代表したり、影響を与えることはない。＜個人的現実＞を認められない成員は、『状況の現実』を定義し、維持する成員としても認められないのである」<sup>18</sup>

つづけて坂本は、この「個人的現実」が認められないことは、「異常者」ばかりでなく、さまざまなステイグマをもつ人々にもあてはまるとして述べる<sup>19</sup>。ゴッフマンにおいても「ささいな失敗とか、偶発的な無作法とかは、彼のステイグマという特異性の直接的表現でもあるように解釈される」と説明されている<sup>20</sup>。日本人の事例にあてはめると、日本人の行為は、「精神異常者」が「精神異常」に原因が求められることと同様に、まず「日本人であること」に原因が還元されてしまうのである。そのため、著者が体験したささいなエピソードが日本人全体に押し広げられて考えられてしまう例が少なくない<sup>21</sup>。

ゴッフマンはステイグマを持たない者を「常人（the normals）」、常人が多数派となつて構成する社会を「包括社会（the wider society）」と呼ぶ<sup>22</sup>。だが、強調しておきたいことは常人とステイグマ保有者の区別はつねにはっきりしているわけではないということである。ゴッフマンによると、ステイグマとは、その属性そのものではなく包括社会との関係のなかで生み出されるものであるという<sup>23</sup>。つまり、特徴や属性そのものがその人の価値を低下させているわけではなく、包括社会の基準との乖離が、その特徴や属性をステイグマにするのである。「日本人であること」がステイグマとなりうることも、この文

脈で理解されるべきである。

## 2. スティグマ保有者と「同類（the own）」との関係

先に述べたように、包括社会の基準との距離がスティグマを生み出す以上、スティグマ保有者は、自分と包括社会との関係をつねに意識させられる宿命にある。また、先の日本人による日本人批判の事例に見られるように、スティグマは常人からのみ指摘されることではない。むしろ、日頃スティグマを強く意識するスティグマ保有者自身が、自分自身や同じスティグマ保有者のスティグマをことさら取り上げようとする。これは、「スティグマのある人は、第二の集団の視角から、すなわち常人たちおよび彼らの構成している包括社会の視角からも、自分自身を見るように求められている」からである<sup>24</sup>。自分自身の場合、それは「鏡」に映る自分となって表われる<sup>25</sup>。ゴッフマンはいう。

「すぐ近くに常人がいると、自己への要求（self-demands）と現実の自己のこの乖離は増幅されやすいが、実際にはただ身辺に鏡があるだけでも、自己嫌悪と自己卑下が生ずることがある」<sup>26</sup>

この「鏡」の表現は、日本人の場合、欧米人の容姿に対するコンプレックスとなって表われる。これはすでに夏目漱石のうちに見ることができる。

「此煤煙中に住む人間が何故美しきや解し難し。思うに全く天候の為ならん。大陽の光薄き為ならん。往来にて向ふから背の低き妙なきたなき奴が来たと思へば我姿の鏡にうつりしなり、我々の黄なるは当地に来て始めて成程と合点するなり」<sup>27</sup>  
(1901年1月5日、ロンドン滞在中の日記)〔なお、引用者が旧字体を新字体へ、カタカナをひらがなへ改めた〕

また、遠藤周作の『アデンまで』は小説ではあるが、白人女性との性交渉の場面において、日本人である主人公は次のように述懐する。

「最初、俺は、鏡の映像が本当に俺の躰とは思えなかった。……部屋の灯に真白に光った女の肩や乳房の輝きの横で、俺の肉体は生氣のない、暗黄色をおびて沈んでいた。胸から腹にかけては、さほどでもなかつたが、首のあたりから、この黄濁した色はますます鈍い光沢をふくんでいた。そして、女と俺との躰がもつれ合う二つの色には、一片の美、一つの調和もなかつた。むしろ、それは醜惡だった」<sup>28</sup>

この意識は現在においてもたいして変わっていないようで、それは海外滞在経験者のエッセイからもうかがうことができる。

「人間の外見的魅力の一つに歩き方があるが、この点では平均的日本人は確実に平均的西洋人に劣る。……老齢の西洋乞食は、猫背で足を引き摺るように歩くが、多くの日本人の歩く姿を誇張するとこれとそっくりだ。私も他人のことは言えないくらいで、みっともない男がいると思ったら、それはデパートのショウウィンドウに映った自分だったりして、とにかく猫背は風采が悪く見えるのではないかと思う」<sup>29</sup>

「西洋人の中に暮らしていて、毎日彼らの顔を見ているうちに、だんだんと自分のアジア顔がみすぼらしく見えてくる。鏡に向かう自分の顔には、何かが足りない気がする。足りないところに線を一本、加えてみる。まだ足りないから今度はその線を少し太くしてみる……と、こういうことをしばらく続けていくうちにいつしかできあがるのが『外国に住む日本人の顔』というもの」<sup>30</sup>

次にスティグマ保有者の周辺の人々について考えてみたい。自分に何らかのスティグマを意識する者にとって、彼の立場に立ち、彼の存在を認めてくれ、彼と共感することのできる者の存在は非常に大きい。ゴッフマンはこれに該当する二つのカテゴリーについて考察している。第一のカテゴリーは彼と同じスティグマを持つ者であり、ゴッフマンはこれを「同類 (the own)」と呼ぶ。第二のカテゴリーは、属性から考えれば常人にはまるが、スティグマ保有者を理解する者で、「事情通、わけしり (the wise)」と呼ばれる<sup>31</sup>。本稿では日本人による日本人批判というテーマを扱うので、事情通については次の特徴を述べるにとどめたい。それは、「事情通とは境界人 (the marginal man) であって、スティグマをもつ人も彼らの前では萎縮しなくてもよく自制の要もない」ということ、また「特定のスティグマのある人たちの立場に立つようになる前に、事情通になる常人はまず回心ともいるべき個人的経験を経過しなくてはならない」し、「しばしば彼は特別会員として彼らが承認してくれるのを待たなくてはならない」ということである<sup>32</sup>。日本の事例にあてはめた場合、日本への理解のある外国人、あるいは日本での滞在経験のある外国人は「事情通」になりやすいだろう。だが、いわゆる「日本通」の外国人が必ずしもこの「事情通」といえるかどうかは疑わしく、事情通の同定は困難である。

いっぽう、同類とは、「日本人であること」がスティグマとなっている状況下での日本人のことをさす。ゴッフマンによると、スティグマ保有者は同類と接することで、まつ

## 「日本人」がスティグマになるとき（木村）

たく他の常人と変わらない人間として受け容れられ、くつろぎ、やすらいだ気分にひたることができるという。だが彼は同時に、それは「半人前の世界」に身を委ねることを我慢しなくてはならないのである<sup>33</sup>。その点について、スティグマ保有者が包括社会の基準を自分自身に適用している以上、彼は自分自身や同類について、くっつきたいがくつきない、突き放したいが突き放せないといった気持ちを抱かざるをえない。すなわち両面価値的（ambivalent）な感情である<sup>34</sup>。それは自分の価値が否定されない場として、同類への連帯感を持ついっぱいまで、包括社会から得た基準によってそのスティグマを異常とみなし、同類を敬遠する態度に表われる。ゴッフマンはいう。

「スティグマのある人は＜同類＞の人びとを、そのスティグマが明瞭で目立つ程度に応じて差別化する傾向を示す。たとえば、自分自身よりいっそう判然とスティグマのあることが分かる人びとに向かって、常人が自分に対してとのと同一の態度をとることがある」<sup>35</sup>

日本人が日本人を批判する際に、実に頻繁に用いられる手法は、外国人のセリフを用いることである。それは主に著者との会話のなかで、日本人がいかに「変で」、「不思議で」、「理解不能で」あるかを、外国人が言ったという設定を取る。

「昔、私にこんなことをつぶやいたフランスの友達がいました。『日本人は芸術品を見るとき、いつも近づいて見るわね。私たちはいったん下がって全体的に見るので』と」<sup>36</sup>

「たとえば、日本の女の子にたいへん人気のある＜ルイ・ヴィトン＞のハンドバッグについても、よくフランスのマダムがたから話を聞きます。『日本ではよく、ドレッシィなワンピースに、＜ルイ・ヴィトン＞のバッグを肩から下げている女性を見かけるけれど、ちょっとちぐはぐよね』と」<sup>37</sup>

「それにしても、日本人の挨拶はあまりにも型にはまっていると思いませんか。日本に長く住む一米国人ビジネスマンが流暢な日本語でこういっています。『日本人の女性はとても魅力的だけど、結婚となると考えてしまいますが。なぜって、毎朝「行ってらっしゃい」で送り出されて、毎夕「お帰りなさい」で迎えられると思うとゾッとしたからね。どうして、その人らしい挨拶のことば、そのときどきの気持を表すことばを使わないんでしょうね』」<sup>38</sup>

「東京を初めて訪れたオランダ人の女性記者が、都心のデパートに行ってみてびっくり。『ウィークデイの昼間なのに、たくさん日本人の女性が店の中をぶらぶらしているのね。ヨーロッパの女性は仕事を持っているか、ヴォランティア活動に従事している人が大半だから、昼間からのんびりショッピングなんてできないわ。買いたいものを昼間しているのは、観光客か年寄りのどちらかじゃないかな』と彼女はいいます」<sup>39</sup>

次の例は、やや長いが、登場する外国人が実に多弁なのですべてを引用したい。

「日本の学生に比べて自主性に富み、問題意識の豊かなドイツの学生をみていると、おそらく日本の学生が、世界でも特殊なのだろうと思った。

日本について、彼らは質問する。

『日本では和とか調和とか言うけど、いつも周りに合わせて自己規制をしているのでは、新しい考え方や文化は生まれないでしょう。お互いに批判したり衝突したりしないというのは、それだけ相手を信頼できないからではないでしょうか。理解や妥協と同時に闘うことのできる社会でなければオルタナティヴな社会は生まれない』

『日本人の親は、自分の子どもを、どのように社会の枠の中にはめこみ適応させるか、つまり、よりうまく適応することによってよりよい出世の座席に坐らせたいと考えて育てているのではありませんか。でも僕たちはそうじゃない。親は、子どもを自立させるために、そして自立した子どもが、どれだけ大きな自由を、社会と自分自身にもたらす人間になれるか——それを目的として育てているのです。教育の目的は、いまの枠組みに迎合することだけではありません』

『日本の主婦は、家庭の中では主権を持っているってきくけど、夫である男性が子どもや家族の生活に責任を持とうとせず、女にだけ押しつけるというのも、一種の差別ではないでしょうか。日本の女性が、本当に自由を望み、自立しようと願っているのだったら、なぜ、もっと政治に進出しないのでしょうか。ヨーロッパでは、たくさんの女性が、他人まかせでなく、自分の手で社会を変えようとして、政治責任を分担しています』

『私たちは、南アフリカから輸出される商品を、その背後にある人種差別社会のゆえに、ボイコットする運動をしています。しかし、考えてみると、日本から輸出される安い自動車やコンピューターの背後にも同じ問題があります。自動車を作っ

ている下請け労働者の長い労働時間やウサギ小屋の住宅。少ない有給休暇や、退職したあの老人福祉の貧しさ。そんな犠牲の上に作られた日本の商品と競争するためには、ヨーロッパの国も同じレベルにまで勤労者の生活を落とさねばなりません。しかし、そうすれば、人びとが嘗々と何百年もかけてつみ重ねてきた基本的人権や福祉の社会は、経済競争のためにくずされてしまいます。日本の方が、国際社会の進歩に合わせるべきでしょう。日本人が、日本の中だけで生きていくのなら、日本人が好きなように、長時間労働でも何でもすればよいけれど、国際社会の中で生きていこうとするのなら、国際社会のルールに従ってほしい』<sup>40</sup>

これは、日本人の問題点を指摘するのに、その著者自身が憧れる社会の人間に言ってもらう、いわば「虎の威を借る」ことで、自分の意見が正当化されると考える点に特徴がある。実際、そこに登場する外国人のセリフには日本人への認識不足や、自文化中心主義的な姿勢が見られるにもかかわらず、その点には著者の意識は向けられない。むしろ、自分がより「まともな」感性を理解できるのだということを示すために外国人をあてにしているとも考えられる。それを裏付けるような例として、次の文章が挙げられる。

「新幹線内叫び声の『拷問』について、いろいろな人——もちろん日本人——に話してみて、私は、さらにびっくりさせられたのである。『そうかなあ、あんまり気がつかないなあ』『そんなにひどいですかねえ』『特別な日に乗られたんじゃないんですか』……ああ、もうやられている、重症だ、と私は思った。……そこでこんどは、外国人をつかまえて、二、三人に話してみると、反応は私と同じであった」<sup>41</sup>

「そういえば、話は飛躍しますが、エジプト・ルクソールで外国人観光客を相手に発生した無差別テロについても、これと同じことが当てはまります。……このニュースを知った大半のドイツ人の反応は、『またか』という感想を持っただけで、実際にクールなものだったので。一方、一〇人の犠牲者を出した日本では、NHK の国際衛星放送によりますと、遺族の一人がマイクに向かって、『この平和な世界で、観光客を狙うこのような惨事が発生するなんて信じられません。許せません』と涙ながらに怒りをぶつけています。一瞬、私は同じ事件に遭遇しても、日本とドイツではかくも市民の受け取り方は違うものかとショックを受けました。……その証拠に、事件直後このようなテロが発生しても、エジプト観光旅行を中止するドイツ人はほとんどいませんでした」<sup>42</sup>

このように、他の日本人と自分を分かち、自分はより「まともな」外国人と感性を同じにするのだという呈示がなされる。これは先に挙げたように、スティグマ保有者が同類とのわずかな差異を作り出して、常人がスティグマ保有者に対して取る態度と同一の態度を取ることを示している。また、先に挙げた著者たちにはいずれも自分が憧れる社会を容易に「世界」に結び付けようとする傾向がある。これは、自分の支持する社会により普遍性を持たせようとするためであろう。たとえば「イギリス人」が「ヨーロッパ人」や「外国人」と変わったり、あるいは「国際社会」や「世界」と変わったりするが、その使い分けは明確ではない。「日本人」と比較する対象は、実際は実にあいまいなのである。これは、差別問題について佐藤裕が『見下される者』の属性だけが問われ、『見下す者』はいわば『見下される者』の補集合として、その属性を問われないのである」と言っていることと通底する<sup>43</sup>。この場合は、日本人は一定の特徴を有する存在、すなわち「有徴」としてとらえられるが、外国人はそれとは反対に特徴が特筆されない存在、すなわち「無徴」としてとらえらる。そして「無徴」であるがゆえにその範囲が明確ではない<sup>44</sup>。

ゴッフマンは、スティグマ保有者が常人と深く交際すればするほど、自分自身をスティグマとは関係のない視角でとらえるようになることを示唆するいっぽうで、まったく反対に、スティグマへの意識を持ち続けている可能性にも言及している。これがたとえば予期せぬときに同類と遭遇するときに顕在化するのである。

「この両価的感情が至極激烈な形で認められるのは、<接近> (nearing)、すなわちスティグマのある人が常人と<一緒に>いるとき、自分の同類のなかの望ましくない者が近寄ってくるときであると思われる」<sup>45</sup>

日本人の事例では、海外で日本人と遭遇する心理からこれを読み取ることができるだろう。

「しばらくウィーンに住んでいると、自然に見知らぬ日本人を避けるようになる……とにかくその理由を説明するのはかなり難しいのだが、私が確認したかぎりではほぼすべてのウィーンに長期滞在している日本人は、知らず知らずのうちに多かれ少なかれこうした反応をしているようである……まず考慮すべきは、ウィーンに長期滞在している日本人はかなりの精神的な緊張のうちにいるということである。私の考えでは、ヨーロッパ人に対する理屈抜きのコンプレックスとほかのアジア人に対するかなり思い切りの悪い差別感が、この緊張感の中核をかたちづくっている。……とはいって、ほかの東アジア人とは一線を画したいし、軽薄な日本人旅行者とも

まちがわれたくない」<sup>46</sup>

この際、スティグマ保有者は包括社会の基準を支持しているので、同類の存在を不愉快に感じるかもしれない。ゴッフマンは次のように続ける。

「しかし彼がこれらの不愉快な連中と社会的にも心理的にもアイデンティティを同じくしているという事実が、彼が反感を覚えるものに自分をつなぎとめるのである。すなわち障害者の反感は恥ずかしさに変わり、さらに恥じたこと自体も彼が何かしら後ろめたく感ずるものに変わるのである。端的な言い方をすれば、彼は自分の仲間を受け容れることも、無関心に過ごすこともできなくなるのだ」<sup>47</sup>

このようなスティグマ保有者の同類への両面価値的な心の動搖をふまえたうえで、次にスティグマ保有者が包括社会へ適応する際に浮かび上がる問題を、同類との関係という観点も入れて考察してみたい。

### 3. スティグマ保有者をとりまく「準則（code）」 －包括社会への「正しい適応」について－

スティグマ保有者は、包括社会の基準を支持しながらも、その基準が自分自身にスティグマを背負わせているものであることを知っている。このジレンマを解決するために、スティグマ保有者は自分が他人に与えるイメージを操作して、スティグマが話題にのぼらないように努めようとする。これをゴッフマンは「印象操作」と呼ぶ<sup>48</sup>。ゴッフマンの解釈では、スティグマを貼られた人々は、包括社会の基準には挑戦せずに印象操作によって常人との円滑なコミュニケーションを図ろうとするという<sup>49</sup>。すなわち自分のほうのちょっとした心がけで包括社会での居心地の悪さを解消しようとするのである。これは包括社会への「よい適応（a good adjustment）」と表現される<sup>50</sup>。だが、その適応をめぐっても、スティグマ保有者と同類とは両面価値的な関係にある。それは、あるスティグマ保有者にとって、同類とは包括社会へ適応してもらいたい存在であり、してもらいたくない存在であるということである。そのため、自分よりも同類のほうがうまく適応していることはなかなか認められない。そこに包括社会への「正しい適応」をめぐるせめぎ合いが生じる可能性がある。

日本人にあてはめていえば、外国人らしく振舞う日本人は日本人にとって嫌悪の対象となるということである。これは日本人が西洋文化の摂取を志向して以降、つねに付き

まとうジレンマといつていいかもしれない。西洋化の文脈から大正期の礼儀作法について研究する竹内里欧は、大正期の礼儀作法書に、「半可通」・「気取る」・「かぶれ」などの言葉が頻出することを指摘している。そこでは、西洋文化に「半可通」であるがゆえに、「意外の非礼」や「滑稽」な振る舞いをする「洋行紳士」を揶揄する日本人の例や、西洋人にならって帽子をかぶるも深くかぶりすぎて、「正しく被らぬ」者を非難する日本人の例が挙げられている<sup>51</sup>。また、戦後の一時期、アメリカ帰りでアメリカの生活スタイルを賞賛する者は、「アメション」と呼ばれ軽蔑された。中根千枝もその著作のなかで、この類の日本人を「アチラにイカレル」タイプと呼び、『アチラにイカレル』タイプは、どちらかといえば、個性が弱く、思慮に乏しいか、あるいは故国でのその人の過去の、または現在の、社会生活が貧しいか、何か大きな不満がある人々により見出されるといえよう」と厳しい評価を加えている<sup>52</sup>。1980年代終わりから90年代初頭に、外国へ行く若い日本人女性を揶揄した「イエローキャブ」という言葉を、マスコミがこぞって取り上げたこともこのジレンマと無関係ではなかろう<sup>53</sup>。

先述の日本人批判論を展開する論者たちのなかにも、このような包括社会の基準を支持しようとする日本人に対し、牽制しようとする意識を読み取ることができる。たとえば、「ヨーロッパでは」、「日本では」という言い回しをよく使う犬養道子も、他人が、自分の身の回りに起きたエピソードから、滞在国を類型化しようとすると、「たった一回、あるいはたったひとりが、全体を指し示し、特殊ケースが普遍法則にすりかえられる」(傍点原文)とたしなめてみせる<sup>54</sup>。また、竹内が指摘するように、「正統性」をめぐって同類を牽制する例も見られる。それは、「海外旅行に何度も行っているOLでも、手取り足取りのパック旅行では方向感覚は磨かれません」<sup>55</sup>というような軽いライバル意識のようなものや、次の例のような「本家」意識などに表われる。

「一度、アメリカ住まいの長い、著名な日本人女性が、婦人雑誌に、紅茶のいれ方を書かれた。『すきとおるような、美しい色に』と。それは、アメリカン・ティーのやり方で、英国ではない。土台、アメリカにティーの好みは乏しい。すきとおるべっこう色のティーじゃあ、飲めない」(傍点引用者)<sup>56</sup>

こういった感情を持ちながらも、これらの論者たちは、日本社会が帰国子女などの海外滞在経験のある日本人に対し冷たい反応を見せることを強く批判する<sup>57</sup>。その際、彼女たちはそれを日本人独特の排他性と結びつけて論じる。だが、本稿のように、ステイグマ保有者とその同類の関係という観点からみれば、これは日本人に特殊な反応ではない

ように考えられる。ゴッフマンは、同類がスティグマ保有者を「本来の集団に依拠するならば、彼は忠誠であり、信頼できる。その集団に背を向けるならば、彼は背信的であり愚かである」とみなすことを指摘している。だが、先述のように彼が包括社会の基準を支持する以上、自らの属性に浸ってしまうことは半人前の世界に甘んじることを意味する。そして同類も自らの属性について多かれ少なかれ同じような感情を抱いているのである。ここにスティグマ保有者の苦悩がある。

ゴッフマンは、スティグマ保有者の帰属の選択肢を「内集団への帰属（In-Group Alignments）」と「外集団への同調（Out-Group Alignments）」という形で紹介する。前者は自らの属性に誇りを持つことを意味し、それは時には狂信的になることすらある。それについて、ゴッフマンは次のようにいう。

「この方針を踏襲すると、スティグマのある者は常人と接触しているとき、自分の同類の特別な価値と貢献（それは彼の憶測かもしれない）を賞賛するであろう。さらにまた、隠せば容易に隠せるような陳腐な属性を得意気に誇示するようなこともあろう」<sup>58</sup>

この態度が過激になればなるほど、彼の振る舞いは常人に似てこざるをえないことを理解するのは難しいことではないだろう。彼が常人から分離しようとすればするほど、彼は常人に類似してしまう。しかし、これについてはゴッフマンはこれ以上言及していない<sup>59</sup>。

これに対して後者の選択も、スティグマ保有者にとっては容易なものではない。そこは、スティグマ保有者の属性が常人によって否定されながらも、保有者自らが否定することは許されない場所だからである。だから、スティグマ保有者が正常を装ったり（normification）、自分のスティグマを何とも思っていない風を装ったりする（deminstrelization）ことは常人に望ましくない態度として受け止められる<sup>60</sup>。また逆に劇化すること（minstrelization）、つまり自分のスティグマを大げさに示してみせることも咎められる<sup>61</sup>。これらは、スティグマのある人に期待される振る舞いの規範があることを意味している。ゴッフマンはこれを「準則（code）」と表現する<sup>62</sup>。そしてスティグマ保有者は、この準則に直面して、包括社会には「正しい適応の仕方」があると考えるようになるのである。

日本人の事例にあてはめれば、日本人は自らを「国際社会」における異質な存在とさえ、正しい適応の仕方を模索してきた。その「正しい適応」の条件は、海外体験の豊富な日本人によって提案されるが、彼らの提案も先に挙げた準則から自由ではないこと

がうかがえる。たとえば、日本人がイギリス人そっくりのアクセントで英語を話すことについて、次のような牽制に入る。

「自分の体質、感情とか文化にそぐわないアクセントで話すということは滑稽なことなのである。ここにのりこえられない、またのりこえるべきでない、文化の限界がある。品性を低くしたり、自分のパーソナリティを破壊してまで相手のシステムに順応しようとすることは、おろかしいことである。それは日本人からみても相手の外国人からみてもいやらしい存在となってしまう」<sup>63</sup>

そして、日本人には次のような条件が求められる。

「まず、相手に対して抵抗や疑惑をうまないパーソナリティが要求される。内向的なくらい性格よりも、明るい、すなおな性格であることが望ましいことはいうまでもない。舞台の脚光をいつも浴びていたいという自己顯示欲の強い人よりも、観客であることを望むタイプがよい……そして情報の受容性能をよくする秘訣は、寛大さと共に洞察力と謙虚さである」<sup>64</sup>

別の論者も同じような意見を持つ。

「海外に住むことについて、正しい心構えを持つことがまず大切である……まず第一は、あくまで自分がお客様なのだということである。海外に住む場合に最も大切なのは、この認識であって、自分たちはお客様として寛大にもそこに住まわせてもらっているのである……他の一つは、開かれた心と積極的姿勢である。現地を懼れたり臆病になったりせず、開かれた心を持っていることと、また自閉的となったり受身になったりしないで、積極的姿勢を持つことである。心を閉じてしまうから問題がおきるのであり、また受身で逃げ腰になるから不適応になってしまうのである」<sup>65</sup>

ゴッフマンによると、ステイグマ保有者に示される振る舞いの準則は多様ではあるが、「大抵の場合、ステイグマのある人は、完全に越境しようとは試みないようにと警告されている」<sup>66</sup>点で共通するという<sup>67</sup>。彼は、包括社会で受け容れられたステイグマ保有者がさらなる社会参加を試みたときに常人によって示される態度を「仰天（consternation）」と表現する<sup>68</sup>。これは予想だにしなかった事態に対し常人側からとっさに出された拒絶の反応である。そしてこれは常人のステイグマ保有者の受け容れが限定的であることを示している。この点をゴッフマンは表現を変えて繰り返し強調している<sup>69</sup>。

## 「日本人」がスティグマになるとき（木村）

しかしゴッフマンにおいては、誰によって制限を受けるのかの説明が十分ではない。この際、スティグマ保有者にとっての最大の「他者」は間違いなく常人である。だが、これまで挙げてきた事例を見るように、日本人の振る舞いに指示をはさんでいるのは日本人自身である。では、同類の振る舞いを律したがるスティグマ保有者の態度と常人の関係はどのようにとらえられるだろうか。これについて、まず、そもそも常人がスティグマ保有者に対してそれほど関心をもって接するのだろうかという疑問を投じてみたい。ゴッフマンの記述では、常人のスティグマ保有者に対する関心は高く設定されている。たとえばゴッフマンは常人のスティグマ保有者に対する反応は「善意の社会的措置が和らげ改めようとしているものにはかならない」と述べ、常人の反応の差別性を包括社会が自覚しているかのようにとらえる。だが、坂本が指摘するように、常人が自分自身の差別的な態度に自覺的であるかどうかには疑問の余地がある<sup>69</sup>。スティグマ保有者にとってはむしろ、常人がスティグマ保有者に対する関心をほとんど払っていないことが問題なのである。常人の日ごろの無関心ゆえに、スティグマ保有者に対する反応はほとんど改められない。スティグマ保有者は、常人による当惑、拒否、嫌悪といった反応に繰り返し直面させられることになる。こうした繰り返しの反応がスティグマ保有者に、常人の変化を期待することをあきらめさせ、より容易な方法、つまり同類に包括社会への適応を促すほうを選ばせるのではないだろうか。「国際社会」への適応というテーマに際して、日本人自身が日本人に対して国際社会に適応できていないと嘆いてみたり、こうすれば適応できると助言してみたりするという、自意識過剰ともいえる態度をとるのには、このような理由が考えられる。

このようなスティグマ保有者の適応への努力とは対照的に、今述べたように常人は自己の意識変化は要求されない<sup>70</sup>。つまり、スティグマ保有者がどんなに適応の努力をして、同類へそれを要求しても、それに応じて常人が自らを悔い改めるような態度を示すわけではないということである。だがスティグマ保有者にとっては、自分たちにだけ努力が要求されていることに当然不条理を感じる者がいるだろう。自分たちが包括社会への適応の努力をするのだから、常人もスティグマ保有者への理解も深めてほしいと願う気持ちは当然生じるのである。日本人の事例においても、次のような発言を見出すことができる。

「ところで、自己変革は何も私たちだけの問題ではない。真の相互理解のためには、欧米人は（日本人の思考パターンと著者が分析するところの）『以心伝心型』を習得せねばならないだろう。彼らの議論説得型は、本来、彼らの文化圏の中でのみ通用

するローカル・パターンであり、私たちの以心伝心型とは相互補完的な関係にあるからだ」〔（　）内引用者〕<sup>71</sup>

この意識は、自分自身や同類に適応の努力を課す者が示す当然の帰結である。そしてこの意識が広く共有されるようになれば、スティグマ保有者はそのスティグマから解放されることになるだろう。だがこの要求の実現には、スティグマ保有者側から常人への粘り強い働きかけと多大な労力を必要とする。そのため、さしあたってはスティグマ保有者は自分自身や同類に再びまなざしを向け、自分たちがよりよく受け容れられるためにすべき努力を自分たちに課すことになるだろう。「正しい適応」という発想は、スティグマ保有者がまだスティグマそのものを転覆させるにいたらないときに示すジレンマ脱却の手段としてとらえることができる。

### おわりに

本稿では、「日本人であること」がスティグマとして機能する場面を考察してみた。まず「日本人であること」は対面する「他者」との関係でスティグマとなりうること、なぜそれがスティグマとしてとらえられるのかをスティグマ化の諸形式の分析視角から考察した。次に、スティグマ保有者と同類（the own）との関係において、スティグマ保有者が同類を敬遠する局面を、日本人による日本人批判論の事例と照らし合わせて考察した。日本人が同類の振る舞いにはどこか欠けているものがあると感じざるをえないのは、「日本人であること」がスティグマとして機能しているためである。それは国際社会への「正しい」適応をめぐる日本人同士の自意識過剰ともいえるせめぎ合いからもうかがうことができる。そのせめぎ合いは「常人と同じでありながら同じではない」という常人側の意識をスティグマ保有者自身が内面化した結果だといえる。

しかし、本稿の意図は、先述してきたような日本の事例における「欧米人」の差別性を告発することではない。また、日本人に同情心を示したり、日本人であることの自信や誇りを促したり、日本人らしさを追求したりすることでもない。それらは、本稿で取り上げた日本人批判論と、「日本人であること」に過剰に反応して日本人であることに何らかの意味づけを与えようとする点で表裏一体の関係にある。実際に、欧米志向で日本人を嫌悪し批判し続けてきた者が、日本人らしさへ回帰する現象は珍しくない。そこには「日本人であること」に固執せざるをえない構造が存在すると考えるべきである。ス

## 「日本人」がスティグマになるとき（木村）

ティグマ保有者が、そのスティグマゆえに特有の境遇にさらされるように、「日本人であること」もスティグマとして機能する場面があるということである。

さて、本稿の他者像は、ほとんど欧米あるいは西洋に限られていた。これは日本人が現代社会のさまざまな基準を漠然と欧米から取り入れたものと考えているからである。この場合、日本人は他者の基準を取り入れているという意識から自己に劣等感を生じさせやすく、「日本人であること」がスティグマとして機能しやすい。だが、他者との関係性が変化した場合はどうだろうか。まず考えられるのは、欧米に対する劣等感が薄れてきた場合である。次に考えられるのがアジアなど、他地域を他者としておいた場合である。

前者については、いわば憧憬の念を抱いていた他者に対し、その他者像を解体しようとする動きが現れる。それは、日本人批判論で提出された欧米人像への具体的な反論となつて登場する。1990年代後半ごろから、先に紹介した著者たちに対して、同じ滞在先の日本人からの反論が出るようになった<sup>72</sup>。理想的な欧米人像は、当該社会のごく一部しか反映していないこと、先の著者たちが日本人の特徴として批判してきた特徴が当該社会にも多く見受けられることなどが指摘されるようになってきた。また、日本人批判論の論者たちが用いていた欧米人の理想像は、当該社会の人間にとっても理想像にすぎないことが明らかになってきた。このように、あたかも日本人に欠けていて、欧米人は皆が実践しているかのように語られてきた振る舞い方が当該社会のいわば「タテマエ」であることを日本人が知るとき、スティグマ化にともなう苦悩は解消されていくはずである<sup>73</sup>。

一方、後者については本稿では触れることができなかつたが、とりあえずこの問題の焦点を挙げておきたい。一つは、日本人が現地社会に対して優越感を持って臨んでいる場合、日本人は現地社会の振る舞いの準則に対してどのように対応するのかという点である。もう一つは、当該社会の人々も、西洋的「他者」と直面して、日本人と同じように、欧米人に理想的なイメージを投影して自らをスティグマ化してきたはずであり、そういう社会で日本人は自らをどのように位置づけるのかという点である。そういう社会と関係を築く日本人には、とうぜん欧米の場合とは異なる自己イメージが生じるはずである。これについては今後の課題としたい。

（Arinobu Kimura, 本学大学院国際関係研究科後期課程）

<sup>1</sup> Goffman, Erving, *STIGMA : Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall, Inc., 1963=石黒毅訳『スティグマの社会学－烙印を押されたアイデンティティ』(改訂版) せりか書房、2003年。本稿では訳書を参考にする。

- <sup>2</sup> マークス寿子『大人の国イギリスと子どもの国日本』草思社、1992年、42頁。
- <sup>3</sup> 犬養道子『アウトサイダーからの手紙』中央公論社、1983年＝中公文庫、1990年、89頁。
- <sup>4</sup> 井形慶子『古くて豊かなイギリスの家 便利で貧しい日本の家』大和書房、2000年＝新潮文庫、2004年、95－98頁。
- <sup>5</sup> それを示すためにここでは差別問題で扱われているテーマを挙げてみたい。やや古い文献になるが、新泉社編集部編『現代日本の偏見と差別』(新泉社、1981年)で扱われている内容は、女性、老人、在日朝鮮人、アイヌ民族、被差別部落、沖縄、原発地域、社外工・下請工・パートタイマー、宗教、思想、学歴、夜間中学・定時制高校、養護学校、障害者、原爆被爆者、公害病患者で、また、同編『現代反差別の思想と運動』(新泉社、1983年)では、女性解放、高齢者運動、アイヌ民族、在日朝鮮人、沖縄、被差別部落、少数民族派労働組合、下請・委託・臨時労働者、反基地闘争、反原発闘争、原爆被爆者、公害・葉害被害者、身体障害者、精神障害者、夜間中学・養護学校・特殊学校・子供・中学生、ウーマン・リブ、ユダヤ人・黒人運動、少数民族であり、日本人そのものは被差別の対象としては取り上げられていない。
- <sup>6</sup> 宮城音弥『劣等感—その本体と克服』東京書籍、1979年、59－60頁。なお、宮城はこの表現形態として、劣等コンプレックス（日本人でありながら日本人を悪くいう）、マゾヒズム（日本人であって日本人を卑下することに快感をもつ）、差別コンプレックス（日本人たることに劣等感を持ちながら、白人にに対する憎悪感を持つ）を挙げている。
- <sup>7</sup> Becker, Howard, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press, 1963＝村上直之訳『アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか』新泉社、1978年、17頁。
- <sup>8</sup> また、このレイベリングを日本人自身、つまり日本人にとっての「同類」が行なっていることが、もう一つの本稿の着目点である。これについては後半で述べる。
- <sup>9</sup> ゴッフマン、前掲書、13－16頁。
- <sup>10</sup> 同上、18頁。
- <sup>11</sup> 宮内洋「ゴフマン『スティグマの社会学』再考」『北海道大学教育学部紀要』65号、1995年1月、234頁。
- <sup>12</sup> ゴッフマン、前掲書、18頁。なお、ゴッフマンは、スティグマが判明するまでの過程においてはこの両者には大きな違いがあることを認めている。
- <sup>13</sup> 同上、19頁。
- <sup>14</sup> 坂本佳鶴恵『アイデンティティの権力—差別を語る主体は成立するのか』新曜社、2005年、49－55頁。坂本が引用するスミスの論文は Smith, Dorothy E., "K is mentally ill": The Anatomy of a Factual Account, *Sociology*, 12, vol.1, 1978, pp.23-53. ＝「Kは精神病だ—事実報告のアナトミー」ガーフィンケル他著、山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』せりか書房、1987年、81－153頁。
- <sup>15</sup> スミスの例では、「K」という女の子の一連の行為が友人である「アンジェラ」によって述べられているが、その行為の間には「うまくやっていけないところがある」、「おかしい」、「Kは精神病である」等のアンジェラによる解釈がはさまれている。これによって読み手は、挙げられるKの行為を「Kは精神病である」という前提において解釈するようになる。スミス、前掲書、109頁。私は、このエスノメソドロジーの分析手法によって日本人による日本人批判論を分析することも有効だと考える。
- <sup>16</sup> 坂本、前掲書、53頁。
- <sup>17</sup> 同上、54頁。
- <sup>18</sup> 同上、55頁。
- <sup>19</sup> 同上、55頁。
- <sup>20</sup> ゴッフマン、前掲書、36頁。ゴッフマンは同頁で次の例を挙げている。「知的能力が低い者が何らかの面倒にまき込まれると、その面倒は多かれ少なかれ自動的に<知的障害>に起因するものとされるが、<通常の知能>の人が似たような面倒に巻き込まれても、とくにこれといった原因の徵候とは見られないのである」
- <sup>21</sup> 杉本良夫とロス・マオアは、日本人論の方法論的問題について、「立論の基礎となる資料のほとんどが、断片的なエピソード、飛び飛びの個人的体験、こま切れの実話」などから「日本人全体の性質や日本文化の傾向を論じる」やり方を「エピソード主義」として批判している。この問題点は本稿で取り上げる日本人批判論にもきわめてよくあてはまる。杉本良夫、ロス・マオア『日本人論の方程式』ちくま学芸文庫、1995年、158頁。
- <sup>22</sup> ゴッフマン、前掲書、19、22頁。

<sup>23</sup> 同上、16頁。

<sup>24</sup> 同上、192頁。

<sup>25</sup> クーリーの用語に「鏡に映った自己（looking-glass self）」という自我形成を説明する概念がある。その概念では、自分の行為を他者の反応を先取りしてコントロールしていく過程があたかも鏡に自己を映しているように考えられるためにこの表現が用いられている。本稿の「鏡」の表現は、その概念を意味せず、直接的に鏡に映った自分の姿という意味で用いている。

<sup>26</sup> ゴッフマン、前掲書、23頁。

<sup>27</sup> 『漱石全集』第13巻、岩波書店、1966年、30頁。

<sup>28</sup> 『遠藤周作集』（新潮日本文学56巻）新潮社、1969年、396頁。中島義道は、日本人の英語コンプレックスの背景に肉体コンプレックスがあるとして、先述の夏目漱石の日記、この遠藤周作の作品、そして横光利一の『旅愁』を挙げている。中島義道「英語コンプレックスを探る」津田幸男編著『英語支配への異論』第三書館、1993年、256-261頁。また、我妻洋と米山俊直がこの遠藤周作作品を取り上げている。我妻洋・米山俊直『偏見の構造』日本放送出版協会、1967年、82-85頁。

<sup>29</sup> 追久展『グッバイ！オリエンタルスマイル』トラベルジャーナル、1990年、49頁。

<sup>30</sup> 長坂道子『パリ七区発フレンチ・スノビズム』リブロポート、1997年、226頁。

<sup>31</sup> ゴッフマン、前掲書、43、55頁。

<sup>32</sup> 同上、55-56頁。なお宮内は、この「事情通」についてのゴッフマンの考察は不十分であると指摘している。宮内、前掲論文、238-239頁。

<sup>33</sup> ゴッフマン、前掲書、43頁、45頁。

<sup>34</sup> 同上、181頁。訳書では「両価的」と訳されている。

<sup>35</sup> 同上、181頁。

<sup>36</sup> 伊藤紺紗子『パリが教えてくれること』光文社、1997年=光文社知恵の森文庫、2000年、38頁。

<sup>37</sup> 同上、117頁。

<sup>38</sup> 千葉敦子『ちょっとおかしいぞ、日本人』新潮社、1985年=新潮文庫、1988年、68頁。千葉は、いっぽうアメリカの夫婦は「相手のその日の予定を頭に置いて、『会議がうまくいくように祈るよ』とか、『うまくあなた好みの上着がみつかるといいわね』とか、『金曜日に観る映画選んでおいてね』といった会話を交わします」と続ける。

<sup>39</sup> 同上、203頁。

<sup>40</sup> 輝峻淑子『豊かさとは何か』岩波新書、1989年、30-31頁。

<sup>41</sup> 犬養、前掲書、19頁。

<sup>42</sup> クライン孝子『もどかしい親と歯がゆい若者の国・日本』祥伝社、1998年、21-23頁。なお、実際は、この事件の後、多くのドイツ人がエジプト旅行をキャンセルした。そのことを1997年11月20付のフランクフルター・アルゲマイネ新聞が報じている。また、事件から約一年を経て、1998年11月8日付の同紙は「昨年の8月には2万594人のドイツ人がルクソールを訪れたが、今年の8月はわずか899人だった」と報じている。

<sup>43</sup> 佐藤裕、「『見下し』の理論と差別意識」『年報人間科学』第10号、1989年3月、123頁。なお、先述の千葉敦子の場合、日本人だけでなく、アジア諸国の女性や中国人、韓国人にも嫌悪感を示す事例（貢順に喫煙、人前での挙動、路上でのマナー、テーブルマナーについて）がある。千葉、前掲書、98頁、117頁、178頁、195頁。

<sup>44</sup> 江原由美子『女性解放という思想』勁草書房、1985年、91頁。これに対して、日本社会での外国人差別問題のように、日本人が「無徴」、非日本人が「有徴」として表われる場面もある。本稿とは反対に、日本社会で「非日本人であること」がステイグマになると論じた論文としてリー・トンプソン「日常生活における『日本人』の呈示とステイグマとしての外国人」栗原彬編『差別の社会理論』（講座 差別の社会学 第1巻）弘文堂、1996年、259-275頁が挙げられる。

<sup>45</sup> ゴッフマン、前掲書、183頁。

<sup>46</sup> 中島義道『ウィーン愛憎—ヨーロッパ精神との格闘』中公新書、1990年、35-36頁。

<sup>47</sup> ゴッフマン、前掲書、183頁。

<sup>48</sup> 石川准「逸脱の政治—ステイグマを貼られた人々のアイデンティティ管理」『思想』第736号、1985年、10月、113頁。

<sup>49</sup> これについて、石川准はゴッフマンの想定は不十分で、ステイグマ保有者のなかには「時にはレイベリングやサンクションという遍在する権力に怒り、ステイグマ付与に抗議する」者もいるは

すだと述べる。同上、115頁。確かにこれも想定される選択肢ではあるが、この手段は多大な労力を必要とすると考えられる。

50 Goffman, op.cit. = Simon & Schuster Inc., 1986, p.121.

51 竹内里欧『紳士』という理想像の誕生と展開－近代日本の礼儀作法書にみる』『京都社会学年報』第11号、2003年12月、24－25頁。

52 中根千枝『適応の条件－日本の連続の思考』講談社現代新書、1972年、64頁。

53 豊田正義は、この背景を「もともと日本社会には、海外へ出ていく者を『はみ出し者』として見下す差別意識があり……現代でも根強くのこっている」と説明する。豊田正義『告発！『イエローキャブ』一マスコミ公害を撃つ！』彩流社、1994年、106頁。だが、私は日本人の排他意識だけがその原因ではないと考える。日本人の海外旅行者への羨望からくる妬みとも考えられないだろうか。

54 犬養道子『日本人が外に出るとき』中央公論社、1986年＝中公文庫、1991年、48頁。

55 千葉、前掲書、192頁。

56 犬養、前掲書、1990年、43頁。

57 犬養、前掲書、1991年、380頁。千葉、前掲書、163頁。クライン孝子『歯がゆい国・日本－なぜ私たちが冷笑されドイツが信頼されるのか』祥伝社、1997年、207頁。

58 ゴッフマン、前掲書、190頁。

59 常人がそうしたように、彼もまた新たな属性にスティグマを見出そうすることは想像に難くない。

60 ゴッフマン、前掲書、187頁。

61 同上、186頁。

62 同上、184頁。

63 中根千枝『適応の条件－日本の連続の思考』講談社現代新書、1972年、76頁。

64 同上、84頁。

65 稲村博『日本人の海外不適応』日本放送出版協会、1980年、234－236頁。

66 ゴッフマン、前掲書、185頁。

67 ゴッフマン、前掲書、200頁。訳者は「凍りついた雰囲気」という訳語をあてている。ゴッフマンは視覚障害者や身体障害者が、常人の期待する「障害者らしい」態度からあえて自分をずらして表現してみせたときの、常人たちの驚いた態度を紹介している。障害者は「私は冗談をいってはいけなかったのだ」、「盲目の男がやってはならないことのようであった」と自己の振る舞いが常人に受け容れないことを悟る。同上、200－202頁。常人のスティグマ保有者の受け容れが条件つきであることを示すような事例を、先述の遠藤周作『アデンまで』にも、次のような一節からも見出すことができる。「白人はその自尊心が傷つけられない部分で俺が彼等の世界にはいるのを許した。俺が彼等の洋服を着、葡萄酒をのみ、白人の女を愛する時、それを許した。けれども逆に白人の女が俺を愛することは彼等には許せなかつた」『遠藤周作集』、前掲書、399頁。

68 それが次の例である。「スティグマのある者は、彼らに示された受け容れの限界を試みてみたり、現在の受け容れをそれ以上の要求の前進基地にしたりしてはならないのである。通常、寛容とは取引きの一部なのだ。……よい適応とは、スティグマのある者が〔一方では〕晴れやかに、しかも自意識を伴わずに、自己自身を基本的には常人と同じ人間として受け容れ、他方では常人が口先だけにしろそこで彼を常人同様には受け容れているとはいいにくい状況で自発的に控え目にすることを必要条件とするのである」ゴッフマン、前掲書、202－203頁。

「すなわちスティグマのある者に要求されているのは、自分の荷が重いとかあるいは彼がその荷を担っているので常人(われわれ)とは違った種類の人間になってしまったといったようなところを、些かも見せずに行動するということであり、同時に彼についての〔スティグマという荷はさほど重くなく彼と常人とはさほど違ってはいないという〕信憑を常人が痛み感ぜずに信じられるほどに常人から距離を保って身を持さなくてはならない、ということである」同上、204頁。

「このように、一方ではスティグマのある者は他の誰とでも同様な〔正常な〕人間なのだと告げられるはするが、それと同時に越境したり、〈自分の〉同類に苦い思いをさせることは賢明なことではない、ともいわれづける。要するに、彼は他の誰とも同じだ、といわれ、しかも同じではない、ともいわれるのだ」同上、208頁。

69 坂本、前掲書、47－48頁。

70 ゴッフマン、前掲書、203頁。

71 太田博昭『パリ症候群』トラベルジャーナル、1991年、292頁。

---

<sup>72</sup> イギリスの事例でいえば、林信吾、高尾慶子、カズコ・ホーキー、縁ゆうこなどがエッセイを通じてこれまでの日本人によるイギリス像に対する反論を展開している。後者二者は積極的に反論の形は取らないが、これまで紹介されてこなかったイギリスの局面を教えてくれる点で日本人のステイグマ化の解消に貢献している。そのような例として、フランスの場合では先述の長坂道子が挙げられる。

<sup>73</sup> しかし、こうした書物が出版され読まれるようになってきたいっぽうで、「イギリス式節約術」、「フランス流恋愛術」など、欧米（この場合はとくにヨーロッパ）の国の名前を冠した理想的なイメージを喧伝する書物もいまだ根強く受け入れられている。林信吾『これでもイギリスが好きですか？』平凡社新書、2003年、180頁にも同様の指摘がある。これらの書物には、イギリスやドイツには僕約、フランスやイタリアには恋愛など、各国についてのステレオタイプのイメージが付与されるという特徴がある。



## 論 説

# NPTにおける不平等性と消極的安全保障の論理

—「秩序立った平等」の達成と「無秩序な平等」への回帰—

佐 藤 史 郎

## 目次

はじめに

### 1 分析概念

1・1 NPTにおける不平等性

1・2 消極的安全保障

### 2 消極的安全保障の肯定的評価：「秩序立った平等」の達成

2・1 水平的不拡散措置としての意義

2・2 垂直的不拡散措置としての意義

### 3 法的および政治的な安全保障の確保

3・1 「法的な安全保障の保証なし＝政治的に安全保障を確保していない」

3・2 「法的な安全保障の保証あり＝政治的に安全保障を確保する」

### 4 消極的安全保障の否定的評価：「無秩序な平等」への回帰

4・1 「法的な安全保障の保証なし≠政治的に安全保障を確保していない」

4・2 「法的な安全保障の保証あり≠政治的に安全保障を確保する」

4・3 消極的安全保障の限界

4・4 積極的安全保障の限界

おわりに

はじめに

2000年核不拡散条約（NPT）再検討会議において採択された最終文書は、法的拘束力を有する「非核兵器国」の安全保障がNPT体制を強化せしめるという認識の下、同問題

について 2005 年再検討会議で勧告するよう準備委員会に要請している<sup>1</sup>。この要請に基づき新アジェンダ連合（NAC）は、2003 年に行われた再検討会議準備委員会（PrepCom）において、法的拘束力をもつ「非核兵器国の安全保障」の議定書（協定）草案を提出した<sup>2</sup>。また、アナン国連事務総長により設置された「ハイレベル委員会」の報告書も、同問題の重要性について指摘している<sup>3</sup>。このような背景の下、本稿の目的は、模索されている「非核兵器国の安全保障」、なかんずく法的拘束力を有する「消極的安全保障」の政治的意義について、非核兵器国 の視点から、若干の理論的考察を試みることである<sup>4</sup>。結論を先取りするのであれば、法的拘束力を有する「消極的安全保障」は、核兵器の軍縮・不拡散措置として重要であることを再確認する一方、他方で、国際政治学の観点からすれば、法的拘束力のある消極的安全保障が、核兵器の軍縮・不拡散を妨げる可能性があることを論ずる。この主張は、「法的な安全保障の保証なし≠政治的に安全保障を確保していない」および「法的な安全保障の保証あり≠政治的に安全保障を確保する」という図式から導くことができるるのである。

## 1 分析概念

まず、なぜ法的拘束力をもつ消極的安全保障が模索されているのかについて、すなわち消極的安全保障という問題の所在および本質について確認したい。

### 1-1 NPT における不平等性

NPT は、同条約の締約国を核兵器国と非核兵器国とに分類しており（第 9 条 3 項）、前者が核兵器の製造ならびに保有することができるのに対して、後者は、そのような核兵器のオプションを一切放棄している（第 2 条）。したがって、NPT は形式的に不平等であるといえよう。

だが、形式的に不平等であったとしても、核兵器国による核兵器の削減ないし廃絶の義務が明記されていれば、長期的には実質的平等であると考えられる。しかしながら NPT 第 6 条は、核軍縮に関する法的義務を規定しているものの、それはあくまで「誠実に交渉を行う」ことであって、交渉の完遂義務は含まれていない。また、2000 年再検討会議において採択された最終文書には、核兵器廃絶を達成するという核兵器国による「明確な約束」が謳われているが<sup>5</sup>、そこに「法的信念」を見出すことはできない。それゆえ、NPT

は形式的だけでなく実質的にも不平等であるといえよう。

とはいものの、NPT が不平等な性質をもつ条約であるがゆえに、すぐさま NPT を批判することは、さほど意味がない。問うべきは、なぜ非核兵器国がこのような不平等性を NPT 交渉成立過程で受け入れ、かつ現在に至っても承認しているのかである。この点について、ナイは、非核兵器国は「無秩序な平等」よりも「秩序立った不平等」を選択した（している）ため、NPT における不平等性を承認した（している）と指摘している<sup>6</sup>。わざりやすくて、非核兵器国は、「主権国家としては法的に平等であるが、核兵器拡散に何も対処しない」というのではなく、「主権国家としては法的に不平等であるが、核兵器拡散に対処していく」ことを選択しているのである。このナイの論理を「NPT における不平等性の論理」としておこう。この論理において重要なのは、安全保障の確保という観点からすれば、（一部の）非核兵器国が NPT に留まっている理由の 1 つとして、自国の隣国が核兵器の保有というオプションを放棄することにより、既に確保している自国の安全保障のレベルをさらに高めることができると考えている点である。

にもかかわらず、不平等性の承認理由を「NPT における不平等性の論理」のみで説明することは充分ではない。なぜなら、「秩序立った不平等」は、「秩序立った平等」（すなわち核軍縮）が将来において達成されることを前提として、一時的に承認されているに過ぎないからである。換言すれば、「NPT における不平等性の論理」は、「NPT における不平等性と核軍縮の論理」によって成立しうるものなのである<sup>7</sup>。この「秩序立った平等」を達成するアプローチとして、核軍備競争において質的側面を規制する包括的核実験禁止条約、量的側面としては、核兵器国間での戦略、戦域、および戦術核兵器の削減、ならびに兵器用核分裂性物質の生産停止条約等の措置がある。しかし、非核兵器国にとっては、安全保障の確保という観点からすれば、「秩序立った平等」が達成されるまでの間に重大な安全保障上の懸念が生じる。これが「非核兵器国安全保障」という問題にほかならない。

## 1-2 消極的安全保障

「非核兵器国安全保障（Security Assurances of Non-Nuclear-Weapon States）」<sup>8</sup>とは、核兵器保有という自衛のためのオプションを法的に放棄した NPT 締約国である非核兵器国が、核兵器による威嚇・使用から自国の安全保障を確保する、というものである。非核兵器国が懸念しうる状況としては、論理的にいえば、①NPT 締約国である核兵

器国、②NPT 締約国であるものの条約の義務を遵守しない非核兵器国、③NPT 枠外の核保有国（いわゆる「事実上の核兵器国」）、そして④テロリスト、といった主体から核兵器の威嚇・使用に晒される危険性が挙げられよう。これらの安全保障上の懸念を除去させるためには、自国の安全保障を核兵器国による核兵器保有を前提とした上で確保するのであれば、「消極的安全保障」および「積極的安全保障」という 2 つの措置がある。

「消極的安全保障 (Negative Security Assurances)」とは、NPT 締約国の核兵器国が、NPT 締約国である非核兵器国に対して、核兵器による威嚇・使用を慎むことを約束する、というものである。これは「狭義の消極的安全保障」と呼ばれている。これに対して、「広義の消極的安全保障」とは、「ある国に対して武力の行使ないしは武力による威嚇を行わない旨を約束すること」であるが<sup>9</sup>、本稿が対象とするのは「狭義の消極的安全保障」である<sup>10</sup>。この「狭義の消極的安全保障」の問題の本質は、核兵器国が核軍縮に関する交渉の完遂義務を負っていないところにある。したがって、非核兵器国が消極的安全保障の文脈において抱く安全保障上の懸念は、核兵器国が核軍縮を行うことによって、完全に払拭せしめることができるといえよう。だが、安全保障上の懸念は、核軍縮が実際に行われるまで、あるいは核兵器が廃絶されるまで絶えず残るため、法的拘束力のある消極的安全保障が模索されているというわけである。

次に、「積極的安全保障 (Positive Security Assurances)」とは、NPT 締約国の核兵器国は、NPT 締約国である非核兵器国が核兵器の威嚇・使用を受けている際、それらの非核兵器国に対して援助を行う、というものである。これは、「狭義の積極的安全保障」と呼ばれている。これに対して、「広義の積極的安全保障」とは、「ある国に対して、武力の行使ないしは武力による威嚇を受けた場合には積極的に援助を提供すること」をいう<sup>11</sup>。そして、積極的安全保障には、国連憲章第 7 章に基づく「強制措置」のものと、第 51 条に基づくもの「拡大抑止」のもの、いわゆる「核の傘」とがある。この後者の積極的安全保障は、「広義の積極的安全保障」に該当する。

これらの消極的安全保障および積極的安全保障は、安全保障の確保という点からすれば、手段は異なるものの、同じ目的を達成する試みであるといえよう。すなわち、浅田が的確に述べているように、「消極的安全保障が核兵器の使用そのものを直接に禁止するのに対して、積極的安全保障は、抑止という外的圧力を通じて間接的に同じ目的を達成しようとするものなのである。」<sup>12</sup>

## 2 消極的安全保障の肯定的評価：「秩序立った平等」の達成

それでは、法的拘束力をもつ消極的安全保障の模索は、どのような歴史を歩んできたのであろうか。紙幅に制限があるため、ごく簡単に振り返っておこう。

消極的安全保障は、冷戦期において、「一方的宣言」として保証されていた（1978年）。しかし、消極的安全保障に関する一方的宣言は、法的拘束力をもつとはいえないため、非核兵器国要求を充たしてはいなかった<sup>13</sup>。冷戦終結後、法的拘束力を有する消極的安全保障が、安保理決議984（1995年4月11日）の第1項において、初めて保証されるに至る。しかしながら、ここで看過してならないのは、同年に行われた再検討会議の最終文書が、「国際的に法的拘束力を有する文書をとることがあり得る」と言及している点である<sup>14</sup>。つまり、消極的安全保障は、安保理決議ではなく、条約、議定書ないし協定といった形式で法的に保証されるよう、述べられているのである。この背景には、非核兵器国が核兵器保有というオプションを法的に放棄したのであるから、その法的対価として、核兵器国は、同等の法的性質をもつ形式で消極的安全保障を保証すべきであるという非核兵器国の要求がある。この意味で、法的拘束力を有する消極的安全保障の模索は、核兵器国にNPTにおける不平等性を再認識させる効果をもつといえよう。いずれにせよ、消極的安全保障は、非核兵器国が満足のいく形式で法的に保証されていない。

とはいいうものの、それらの模索が無意味であるとはいがだい。法的拘束力を有する消極的安全保障の確保は、1960年代より一貫して模索されており、かつ核兵器国自身もその模索によって生ずる圧を感じている。ゆえに、国際政治において規範を重視するコンストラクティivismの視点からすれば、非核兵器国に対して核兵器の威嚇・使用を試みることは、タブー（禁忌）であるという規範を醸成せしめていると思われる<sup>15</sup>。つまり、非核兵器国は、法的拘束力をもつ消極的安全保障を確保していないものの、核兵器国が核兵器による威嚇・使用を行うことを困難にせしめているのである。無論、ジョージ・W・ブッシュ政権は、NPT締約国たる非核兵器国が核兵器以外の大量破壊兵器で威嚇・使用するのでれば、核兵器の使用を思い止まることはしないとしているが、これまでの消極的安全保障に関する約束を破棄しているわけでもない<sup>16</sup>。ここにタブーが影響していると解してもよかろう。ただし、安全保障の確保という観点からすれば、たとえタブーがあったとしても、核兵器国が核兵器を保有していることに何ら変わりなく、非核兵器国は、核兵器の威嚇・使用に晒される危険性を完全に払拭することができないといえよう。

## 2-1 水平的不拡散措置としての意義

法的拘束力のある消極的安全保障を確保することは、非核兵器国がもつ安全保障上の懸念を払拭させる以外に、どのような肯定的インパクトをもたらしうるのであろうか。

まず、消極的安全保障は、NPT における実効性および普遍性を高める効果をもつと考えられるため、核兵器の水平的不拡散措置（新たな核兵器国の登場を防止する措置）として重要であるといえよう。つまり、非核兵器国は、消極的安全保障によって安全保障上の懸念を払拭させることができ、（自国の安全保障を確保する手段としての）核兵器保有というインセンティブが低下する結果、NPT に留まることができる。ゆえに、消極的安全保障は、NPT の実効性を高める効果をもつのである。さらに消極的安全保障は、NPT の普遍性を高める効果をもつともいえよう。なぜなら、NPT 枠外の核保有国（「事実上の核兵器国」）、とりわけ NPT 締約国である核兵器国に対して脅威を抱いている国にとっては、法的拘束力をもつ消極的安全保障を確保せんとして、NPT に加盟するインセンティブが高まると論理的には考えられるからである<sup>17</sup>。このような意味で、法的拘束力のある消極的安全保障を確保することは、核兵器による威嚇・使用という脅威に対して、核兵器を保有するのではなく、むしろ核兵器を保有しないことによって、自国の安全保障確保を試みる手段であると考えられる。

## 2-2 垂直的不拡散措置としての意義

法的拘束力のある消極的安全保障を確保することは、水平的不拡散措置としてだけではなく、垂直的不拡散措置（核兵器国間での核兵器削減）を実行しうる一手段としても重要である。というのは、法的拘束力を有する消極的安全保障は、限定的ながらも直接的に核兵器の使用を禁止するため、核兵器がもつ政治的および軍事的意義を低下させる効果をもち、その結果として、核兵器の削減や廃絶を促進させると期待できるからである<sup>18</sup>。ここでいう政治的および軍事的意義の低下とは、例えば、法的拘束力をもつ消極的安全保障は、自衛権行使の場合に核兵器の使用を禁止し、また「自衛の要件が充たされていない場合に自衛権という口実もしくは正当化の下において核兵器を使用する可能性をも排除する」ということである<sup>19</sup>。さらにいえば、法的拘束力をもつ消極的安全保障は、新たな国際法の定立を促進させる効果をもつとも考えられよう。すなわち、核兵器の威嚇・使用に関する普遍的かつ包括的な禁止条約等が、1996 年の国際司法裁判所による勧告的意見を基礎とし

て、締結される可能性が高まるのである<sup>20</sup>。それゆえ、法的拘束力のある消極的安全保障を確保することは、核軍縮推進論者にとって、「核兵器撤廃を実現する有効な手段」と考えられている<sup>21</sup>。

以上を要約すれば、法的拘束力を有する消極的安全保障を確保することは、「秩序立った不平等」を緩和ないし解消、すなわち「秩序立った平等」を達成する1つの手段として重要であるといえよう。ただし、武者小路が指摘しているように、核兵器国は、自らが核兵器を保有する一方で、新たな核兵器国を防止するという「軍事的優位」を維持するために、非核兵器国に対して消極的安全保障を供与する側面もありうる<sup>22</sup>。したがって、核軍縮を伴わずに法的拘束力のある消極的安全保障を確保することは、「秩序立った平等」を達成する手段であるはずの消極的安全保障が、むしろ「秩序立った不平等」を維持するメカニズムを担う危険性があることを見逃してはならない。

### 3 法的および政治的な安全保障の確保<sup>23</sup>

前章は、法的拘束力を有する消極的安全保障の確保が、核兵器の軍縮・不拡散にとって肯定的インパクトをもたらしうることを述べた。しかし、本章は、以下の2つの疑問点および2つの仮説から、否定的インパクトをも同時にもたらす可能性があることを指摘しておく。

#### 3-1 「法的な安全保障の保証なし＝政治的に安全保障を確保していない」

2005年4月末現在、非核兵器国は、満足のいく形式で法的拘束力をもつ消極的安全保障を確保していない。それゆえ、非核兵器国が、核兵器国による核兵器の威嚇・使用に対して、法的に安全保障を確保していないことを筆者は否定しない。だが、「法的に安全保障を確保していない」ことは、「政治的に安全保障を確保していない」ことを意味するのであろうか。というのは、「政治的に安全保障を確保していない」とすれば、なぜ非核兵器国がNPT締約国となったのか（なっているのか）について、以下の2つの点からうまく説明することができないからである。

第1の点は、国際政治学の観点からのもので、核兵器を保有する動機に関わるものである。サーランによれば、国家は、①安全保障上の懸念、②大国としての地位獲得、そして③（地域的）霸権国としての地位獲得といった3つの動機から、核兵器保有のオプション

に興味を抱くという<sup>24</sup>。このうち、最も国家が核兵器保有に至る動機は、①の安全保障上の懸念であるといつても過言ではあるまい。例えば、ワルトハイム国連事務総長が 1980 年 9 月 12 日に提出した「核兵器の包括的研究」(A/35/392) は、「核兵器非保有国に核兵器の保有を考えさせるいくつかの問題のなかで、国の安全保障への影響の問題が中心的役割を演じていることは間違いない」と述べている<sup>25</sup>。また、小川は、「最も強い動機は、核威嚇を受けるなど安全保障上の理由からである」(傍点：引用者) と指摘している<sup>26</sup>。この具体的な事例としては、イスラエルのケースが挙げられよう<sup>27</sup>。

第 2 の点は、主として国際法の観点からのもので、NPT の脱退規定に関するものである。NPT 第 10 条 1 項は、「異常な事態が自国の至高の利益を危うくしている」場合、同条約から脱退できるとしている。その際の手続条件としては、①他の全ての締約国と安保理への通知、②脱退通知への異常な事態の記載、そして③通知後 3 ヶ月の経過を充たさなければならないが、「異常な事態」かどうかの判断は、脱退国自身に委ねられている<sup>28</sup>。したがって、非核兵器国が安全保障上の懸念を抱いているのであれば、容易に脱退を試みることができるといえよう。それゆえ、NPT は、非核兵器国が核兵器保有のオプションを確保しておくことを事実上容認していると考えられているのである<sup>29</sup>。

これらの 2 つの点から、非核兵器国は、「政治的に安全保障を確保していた（している）」からこそ、NPT に加盟した（している）と一先ず想定できる。ここから、「法的な安全保障の保証なし＝政治的に安全保障を確保していない」とは必ずしもいえないという仮説が導かれるのである。

### 3・2 「法的な安全保障の保証あり＝政治的に安全保障を確保する」

仮に「法的な安全保障の保証なし＝政治的に安全保障を確保していない」といえるのであれば、このことは、法的な安全保障の保証を供与すれば、「政治的に安全保障を確保する」ということを意味するのであろうか。この点について、冷徹に現実を見据えた場合、首を傾げざるをえない。なぜなら、消極的安全保障は、同盟国たる核兵器国により供給されている積極的安全保障の保証（「核の傘」）の信頼性を低下せしめ（後述）、その結果として、非核兵器国安全保障一般が低下する可能性を否定できないからである<sup>30</sup>。したがって、「法的な安全保障の保証あり＝政治的に安全保障を確保する」という図式は成立しないという仮説を立てることができよう。

そして、本稿で重要なのは、非核兵器国が低下した安全保障一般のレベルを強化せんと

して、核兵器保有のオプションに興味を抱くという危険性である<sup>31</sup>。無論、このようなシナリオには、論理の飛躍がみられる。なぜなら、核兵器保有のオプションに興味を抱いたとしても、実際に核兵器をすぐさま保有するかどうかは別の事柄であると指摘できるからである<sup>32</sup>。例えば、日本をケースとして考えるのであれば、ネオリベラリズムの視点に立てば、核兵器保有というオプションを実行する際、国際社会の反応、とりわけ米国との関係を考慮するであろう。何よりも、日本は、「唯一の被爆国」としての日本と「核兵器保有国」としての日本という、いわば鏡像のジレンマに陥るかもしれない。しかし、それでもやはり、確実に核兵器を保有しないと予言することは不可能であろう。そこで、次章では、①上記2つの仮説は成立するのか、②成立するとすれば、法的拘束力を有する消極的安全保障は、肯定的だけでなく否定的インパクトをもたらす可能性があるが、この2つの可能性の関係をどのように捉えるべきであるのか、③以上を踏まえた上で、NPTにおける不平等性と消極的安全保障は、いかなる関係にあると指摘することができるのか、そして④そのインプリケーションとは何か、について考察を試みる。

#### 4 消極的安全保障の否定的評価：「無秩序な平等」への回帰

まず、「法的な安全保障の保証なし＝政治的に安全保障を確保していない」といえるのかどうかについて、考察してみよう。

##### 4-1 「法的な安全保障の保証なし≠政治的に安全保障を確保していない」

ここで重要なキーワードは、安全保障の「保証（assurance）」と「再保証（reassurance）」である。「再保証」とは、①既に安全を保証せしめている措置を再確認することにより、安全の保証をより確実にすること、あるいは②既に安全を保証せしめている措置とは別の措置により、安全の保証をより確実にすること、と定義することができよう。これらの保証ならびに再保証という用語を消極的安全保障に適用した場合、「消極的安全保障という安全保障の保証」と「消極的安全保障という安全保障の再保証」とに分類することが可能となる。前者が「安全保障を確保していないがゆえ、消極的安全保障によって初めて安全を確保すること」であるのに対して、後者は、「安全保障を確保しているものの、消極的安全保障によってより高い安全を確保すること」を意味する。以上のキーワードを用いるのであれば、非核兵器国は、消極的安全保障をめぐって、2つのグルー

ブに大別することができよう。

第1のグループは、「消極的安全保障という安全の再保証を求めている非核兵器国」である。これらの非核兵器国は、現時点では安全保障上の懸念がないため（すなわち、核兵器国を脅威として認識していない）、既に政治的に安全保障を確保しているものの（それゆえ、たとえ法的拘束力を有する消極的安全保障が供与されなくとも、NPTに留まる可能性が高い）、消極的安全保障という法的な安全保障の保証を確保することによって、既に政治的に確保している安全保障のレベルをさらに高めることを試みているグループであると考えられる。ここでの「再保証」の目的は、将来において生じうる安全保障上の懸念を払拭させるというものである。現在、法的拘束力を有する消極的安全保障を最も熱心に模索しているのは、冒頭で紹介したように新アジェンダ連合（NAC）である。NACは、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、そしてスウェーデンにより構成されているが、指摘するまでもなく、これらのどの国もNPT締約国である核兵器国から核兵器による威嚇・使用に晒されているという危険に直面していない。

しかしながら、1つの疑問が出てこよう。すなわち、将来において生じうる安全保障上の懸念を払拭させていないのであれば、現時点では法的のみならず政治的にも安全保障を確保していないのではないかという疑問である。確かに、法的には安全保障を確保していないといえよう。だが、第1のグループは、現時点では政治的に安全保障を確保しているのであって、将来に生じうる安全保障上の懸念については、その起りうる蓋然性が低いと計算していると考えられないだろうか。逆に、蓋然性が高いと計算しているのであれば、NPTに留まっていることはないであろう<sup>33</sup>。

第2のグループは、「積極的安全保障（「核の傘」）によって政治的に安全を確保している非核兵器国」である。これらの非核兵器国は、安全保障上の懸念が現時点であるもの（すなわち、核兵器国を脅威として認識しているものの）、それを同盟国たる核兵器国による核の傘という積極的安全保障によって、政治的に安全保障を確保しているグループである。もちろん、安全保障上の懸念があるのであれば、核の傘ではなく自らが核兵器を保有することによって、安全保障を確保するという手段も考えられる。しかし、核兵器を保有することが、安全保障を確保する手段として、必ずしも望ましいというものではない。なぜなら、核兵器の保有は、自国の独立と生存を脅威に晒す危険性があり、また「生存のジレンマ」に陥る可能性があると考えられるからである<sup>34</sup>。以上、安全保障の「保証」と「再保証」という用語を用いることによって、「法的に安全保障を確保していない」こと

と、「政治的に安全保障を確保していない」ことは、別の事柄であると考えられよう。

#### 4-2 「法的な安全保障の保証あり≠政治的に安全保障を確保する」

次に、「法的な安全保障の保証あり=政治的に安全保障を確保する」といえるのかどうかについて、考察してみよう。

「消極的安全保障という安全の再保証を求めている非核兵器国」にとっては、消極的安全保障という法的な安全保障の保証を確保することによって、既に政治的に確保している安全保障のレベルをさらに高めることができよう。問題は、「積極的安全保障（「核の傘」）によって政治的に安全を確保している非核兵器国」である。これらの非核兵器国にとって、消極的安全保障という法的な安全保障は、安全保障の再保証とはならない。というのは、消極的安全保障は、核の傘という積極的安全保障におけるコミットメントの信頼性を動搖させるため、既に政治的に確保している安全保障のレベルを低下せしめる効果をもっているからである。

この点について、現在、6 者協議で取り上げられている「安全の保証」と核兵器保有というオプションのリンクエージについて考えてみよう（「安全の保証」は、本稿でいう「広義の消極的安全保障」に該当する）。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、化学兵器および生物兵器を保有していると考えられているが、米国が北朝鮮に対して「安全の保証」を供与した場合、日本に供給されている核の傘の信頼性が低下する危険性が考えられる。というのは、「安全の保証」には、核兵器の威嚇・使用を慎むことも含まれているため、日本は北朝鮮の生物ならびに化学兵器に対して、安全保障を確保することが困難となるからである。ここから、安全保障を確保せんとして、核兵器保有というオプションの可能性が浮上するかもしれない<sup>35</sup>。これは、あくまで「安全の保証」という文脈における最悪のシナリオであるが、核兵器国が非核兵器国に対する核兵器の威嚇・使用を慎むことを約束するという意味で、法的拘束力をもつ消極的安全保障のケースにも当てはまるかもしれない。浅田は、「非核兵器国が求めているのは、積極的安全保障であれ消極的安全保障であれ、真に効果的に信頼できる安全保障であるということではなかろうか」<sup>36</sup>と述べているが、この指摘は正しい。それゆえ、論理的にいえば、これらの国は、消極的安全保障よりも積極的安全保障のほうが安全保障の確保に資すると考えており、消極的安全保障という法的な保証を求めていないといえよう。つまり、安全保障の確保という観点からすれば、消極的安全保障は、NPT における不平等性が問題となっているにもかかわらず、安

全保障を確保する手段としては、望ましいものではないのである。

この点について、日米関係を事例にもう少し考えてみよう。米国は、核の傘を供給することによって、同盟国たる非核兵器国が核兵器保有の動機を抱かなくなつたため、維持しているコミットメントならびに能力を向上させなければならぬと現在に至っても考えている<sup>37</sup>。他方、日本は、NPTに調印する際、①核兵器国による「軍縮交渉の進展」、②法的拘束力を有する「非核兵器国の安全保障」の確保、そして③「検査についての実質的平等性」の確保という3点を批准の条件とし、調印に踏み切った。しかし、米国に供給されている核の傘の信頼性を損ねると思われるような措置に対しては、「熱意を示さなかつた」のである<sup>38</sup>。現在の日本の核軍縮および不拡散に対する基本的立場も同様で、「①唯一の被爆国として、また、日本の安全保障環境を向上させるために、核廃絶に向けて取り組むべき」という要請、及び②日本はその安全保障を、核を含む米の抑止力に依存している中、日本の安全保障を害してはならないという要請、という二つの基本的要請の上に成り立っている」としているのである<sup>39</sup>。

ここで、1つの疑問点が浮かぶ。それは、核の傘という積極的安全保障を確保しなければならない根拠が、いずれかの核兵器国による核兵器の威嚇・使用を懸念していることにあるのであれば、法的拘束力をもつ消極的安全保障を確保することは、「積極的安全保障（「核の傘」）によって政治的に安全を確保している非核兵器国」にとってもメリットを見出せる手段となりうるのではないかという点である。実際、米国による核の傘に加えて、法的拘束力を有する消極的安全保障を確保することができれば、日本の安全保障上プラスになるという見解がないわけではない<sup>40</sup>。そこで考慮すべきは、消極的安全保障の概念そのものにおける限界である。

#### 4・3 消極的安全保障の限界

現時点における消極的安全保障に関する1つめの限界は、国際社会は、消極的安全保障を遵守させる強制手段を欠いているため、非核兵器国が法的拘束力を有する消極的安全保障を遵守するとは限らず、加えてそれが遵守されない場合の保証がないという点が指摘できよう<sup>41</sup>。すなわち、消極的安全保障は、安全保障を「保証（assurance）」するものの、「保証（guarantee）」までしないのである。これまで、多くの消極的安全保障の議定書草案が提出されてきたが、そこでは消極的安全保障が遵守されない場合の保証措置として、単に国連憲章第7章に基づく積極的安全保障が提案されているに過ぎない。しかしながら、

いうまでもなく、この種の積極的安全保障は、いわゆる「拒否権」によって実効性を伴わない措置となる可能性が高い。

2つめの限界は、仮に遵守されたとしても、法的拘束力のある消極的安全保障は、単に核兵器の威嚇・使用を試みるという意図を拘束するものであって、核兵器の威嚇・使用を実行可能とする能力そのものを拘束するものではないという点である。であるからこそ、たとえ消極的安全保障によって意図を拘束したとしても、核兵器国に脅威を抱いている非核兵器国にとって、核兵器国がその能力を維持する限り、安全保障上の懸念を払拭させることができないのである。このことは、消極的安全保障の概念そのものが、核兵器国による核兵器保有を前提とした上で、安全保障の確保を試みているに過ぎないことを示しているといえよう。もちろん、消極的安全保障は、NPTにおける不平等性が解消されるまで（すなわち、核兵器国によって核軍縮が行われるまで）の措置として本来考え出されたものであり、また非核兵器国安全保障を最大に保証するのは核軍縮であるとこれまでの再検討会議の最終文書で確認されているため<sup>42</sup>、消極的安全保障が核兵器国核兵器保有を前提としているがゆえに限界があると指摘することは、論理的に間違っているように一見思われよう。問題は、しかしながら、安全保障の確保という観点からすれば、核兵器が存在し続けるという現実を無視することはできないのである。

このように、法的拘束力を有する消極的安全保障は、「積極的安全保障（「核の傘」）によって政治的に安全を確保している非核兵器国」にとっては、必ずしも自国の安全保障の確保に資するものとはいえない。むしろ、安全保障上の懸念を高める効果をもつため、核兵器保有というオプションに興味を抱く危険性がある。換言すれば、法的拘束力のある消極的安全保障は、「秩序立った平等」を実現する有効な手段としてではなく、「無秩序な平等」へと回帰させる手段となりうるのである<sup>43</sup>。それゆえ、第2章で再確認した法的拘束力をもつ消極的安全保障を確保することによって期待しうる肯定的インパクトは、「消極的安全保障という安全の再保証を求めている非核兵器国」のみに起こりうるといえよう。

とすれば、ここに消極的安全保障と（水平的な）核兵器拡散の関係において、否定したい二面性が存在していることがわかる。すなわち、法的拘束力をもつ消極的安全保障を模索している非核兵器国は、将来において起こりうる安全保障上の懸念が現実化した場合、消極的安全保障を確保できなければ、核兵器保有というオプションに興味を抱く可能性がある一方（ゆえに、NPTは「核拡散の芽を包含したままの状態にある」<sup>44</sup>）、他方で、積極的安全保障によって安全を確保している非核兵器国は、法的拘束力のある消極的安全保障によって、現時点での安全保障上の懸念がさらに高まる結果、核兵器保有のオプション

に興味を抱く可能性もあるのである（ゆえに、消極的安全保障も「核拡散の芽を包含したままの状態にある」）。

#### 4・4 積極的安全保障の限界

ただし、「積極的安全保障（「核の傘」）によって政治的に安全を確保している非核兵器国」は、核の傘の抑止効果には不確実性が伴っていることを忘れてはならないであろう。すなわち、核の傘の提供者である核兵器国は、非核兵器国が他の核兵器国によって核兵器の威嚇・使用を受けている際、確実に援助を行うとは限らず、「デカッピング（切断）」の問題が生じる可能性がある<sup>45</sup>。

ここに興味深いアンケート結果がある。それは、「アメリカの核の傘は日本の平和と安全に役立っていると思いますか、思いませんか？」という質問に対して、日本の国内一般では「役立っている」が23.7%、「どちらかと言えば役立っている」が44.8%、そして国内有識者に至っては「役立っている」が41.5%、「どちらかと言えば役立っている」が38.2%となっていることを示している<sup>46</sup>。つまり、日本国民の約半数が核の傘による抑止効果を見出しているのである。しかし、より重要な問題は、米国自身がどう考えているかであろう。もちろん、日本に核攻撃を試みる相手国の視点に立つのであれば、米国による報復を受ける可能性を否定できないという「不確実性」があり、まさにこの不確実性があるがゆえ、逆に抑止効果を期待できるとも考えられよう<sup>47</sup>。しかし、不確実なものを不確実ではないと完全に否定することはできないのであって、確実に米国が報復するとはいえないのである。この背景には、積極的安全保障という概念そのものが、消極的安全保障のそれと同様に、核兵器国による核兵器保有の存在を前提とした上で、安全保障の確保を試みているに過ぎないという限界があるといえよう。

であるならば、安全保障の確保という観点からすれば、「非核兵器国安全保障」という核兵器の軍縮・不拡散措置は、あくまで核兵器国による一方的な安全保障の保証という枠組みに埋め込まれたものであって、ここでは、核兵器国が能動的主体であるのに対して、非核兵器国は受動的な主体に過ぎないのである。また、何度も指摘しているように、「非核兵器国安全保障」そのものが、所詮、核兵器国による核兵器保有を前提としたアプローチに過ぎない。したがって、「非核兵器国安全保障」は、核兵器の威嚇・使用から安全保障を確保する手段として、長期的にみて真に効果的なアプローチであるといえるのか、疑問なしとしない。にもかかわらず、核抑止に代替する安全保障確保の手段がないため、

自国の安全保障を核の傘に委ねているというのが実情であろう。しかし、これは消極的選択によって採用されている安全保障政策といえるかもしれない。

### おわりに

本稿は、非核兵器国との視点から、法的拘束力を有する「消極的安全保障」の政治的意義について、理論的に考察を試みてきた。この考察を通じて明らかになったことは、現時点においては、法的拘束力をもつ消極的安全保障は、「秩序立った平等」を達成する手段として重要であるものの、核軍縮を伴わなければ「秩序立った不平等」を維持するメカニズムとして機能する可能性があり、そして最悪の場合には「無秩序な平等」へと回帰する危険性を同時にもちあわせているという点である。このインプリケーションとしては、核兵器の軍縮・不拡散措置として重要であると考えられている手段が、必ずしも核兵器の軍縮・不拡散を実現するものとは限らない、ということを指摘できよう。法的拘束力を有する「消極的安全保障」の確保は、NPT における不平等性の観点からだけでなく、安全保障の確保という政治的な観点からも考慮して、模索されるべきではなかろうか。

(Shiro SATO, 本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>1</sup> NPT/CONF. 2000/28 (Parts I and II), p. 15.

<sup>2</sup> NPT/CONF. 2005/PC. II/WP. 11, 5 May 2003. 加えて、イランは、法的拘束力を有する「非核兵器国との安全保障」の重要性についてスピーチしている (NPT/CONF. 2005/PC. II/WP. 14, 5 May 2003)。なお、「消極的安全保障」に関する議定書草案は、2000 年再検討会議において初めて提出されたものではない。例えば、1975 年再検討会議において提案されている (NPT/CONF/22, 15 May 1975)。内容については、黒沢満「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス—現代軍縮国際法の新しい視座—」『法政理論』第 10 卷第 3 号、1978 年、49 頁を参照のこと。

<sup>3</sup> United Nations, *A More Secure World: Our Shared Responsibility* (Report of the High-Level Panel on Threats, Challenges and Change), 2004, pp. 42-43.

<sup>4</sup> 法的拘束力をもつ「積極的安全保障」の政治的意義については、稿を改めて考察したい。

<sup>5</sup> NPT/CONF. 2000/28 (Article VI and Preambulary Paragraphs 8 to 12, para. 15-16).

<sup>6</sup> Nye, Joseph S. Jr., "NPT: The Logic of Inequality", *Foreign Policy*, no. 59 (Summer 1985), p. 130. なお、ここでいうナイの「秩序」とは、核兵器国の拡散を防ぐことを意味している。しかし、NPT (とりわけ前文) は、核兵器の拡散を防止することを目的としていることを見逃してはならない。

<sup>7</sup> 詳細については、拙論「NPT における不平等性と核軍縮の論理—『秩序立った平等』の模索、1967～2000—」『立命館国際地域研究』第 22 号、2004 年、322 頁を参照されたし。

<sup>8</sup> 正確に訳せば「非核兵器国との安全保障」であるが、「非核兵器国との安全保障」として既に確立しているため、「保証」ではなく「保障」という用語を使用することとする（後述する消極的安全保障および積極的安全保障も同様）。ただし、第 4 章では、政治的ニュアンスを表現するために、「消極的安全保障」という安全保障の保証ならびに「消極的安全保障」という安全保障の再保証」というフレーズを用いている。

<sup>9</sup> 浅田正彦「『非核兵器国との安全保障』論の再検討」『岡山大学法学会雑誌』第 43 卷 2 号、1993 年、5 頁。

<sup>10</sup> なお、法的拘束力を有する消極的安全保障は、非核兵器地帯の設置によって確保することもでき

る。しかし、本稿が対象とするのは、NPT体制という間接的文脈ではなく、NPTという直接的な文脈におけるものである。

- <sup>11</sup> 浅田、前掲論文、5頁。
- <sup>12</sup> 同上、23頁。
- <sup>13</sup> 法的性質については、黒沢満「軍縮と非核兵器国の安全保障—国連軍縮特別総会における議論を中心にして」『国際法外交雑誌』78巻4号、20頁を参照のこと。
- <sup>14</sup> NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex, Decision 2. なお、1978年と1995年における消極的安全保障の違いについては、Bunn, George, and Timerbaev, Roland, "Security Assurances to Non-Nuclear-Weapon States: Possible Options for Change", *Issue Review* (Programme for Promoting Nuclear Non-Proliferation), no. 7 (September 1996), p. 2.
- <sup>15</sup> 核兵器に関するタブーについては、Tannenwald, Nina, "The Nuclear Taboo: The United States and the Normative Basis of Nuclear Non-Use", *International Organization*, vol. 53, no. 3 (Summer 1999), pp. 433-468を参照のこと。
- <sup>16</sup> この点については、Arms Control Association, "U.S. Nuclear Policy: "Negative Security Assurances", *Fact Sheet* (March 2002)を参照されたし。
- <sup>17</sup> 「事実上の核兵器国」が抱く安全保障上の懸念は、NPT締約国である核兵器国によって生じているがゆえに、NPTにおける実効性および普遍性を確保することができないという見解については、Perkovich, George, "Bush's Nuclear Revolution", *Foreign Affairs*, vol. 82, no. 2 (March/April 2003), pp. 2-8. しかし、核兵器国に対して脅威を抱いている国は、たとえ「狭義の消極的安全保障」を確保できたとしても、「広義の消極的安全保障」を確保しない限り、NPTに加盟することは難しいかも知れない。この点については、ゴールドブラッド、ジョセフ（著）・浅田正彦（訳）『軍縮条約ハンドブック』日本評論社、1999年、78頁。
- <sup>18</sup> ブルは、NPTの存続にとって重要なのは、非核兵器国を満足させるような核軍縮に向けて努力することではなく、核兵器の役割を低下させることのほうが重要であると述べている。Bull, Hedley, "Rethinking Non-Proliferation", *International Affairs*, vol. 50, no. 2 (April 1975), p. 188.
- <sup>19</sup> 黒沢満「積極的安全保障から消極的安全保障へ—核時代における非核兵器国の安全保障—」『神戸法学雑誌』第30巻第2号、1980年、427頁。
- <sup>20</sup> 黒沢満「軍縮」国際法学会（編）『日本と国際法の100年 第10巻 安全保障』三省堂、2001年、260頁。なお、国際法の観点から、法的拘束力のある消極的安全保障を批判したものとしては、Fujita, Hisakazu, "Security Assurances of Non-Nuclear-Weapon States against the Use or Threat of Use of Nuclear Weapon", *Kansai University Review of Law and Politics*, no. 1 (1980), pp. 75-92. 藤田によれば、消極的安全保障は、核兵器の使用が本来違法であるという見解に立てば、本来もっている核兵器の使用の権利を差し控えるという観念であるために問題となる（*Ibid.*, p. 92）。
- <sup>21</sup> 杉江栄一『核兵器撤廃への道』かもがわ出版、2002年、139頁。
- <sup>22</sup> 武者小路公秀『転換期の国際政治』岩波新書、1996年、43頁。
- <sup>23</sup> ここでいう「法的」とは、国際法の観点からの安全保障確保を意味し、「政治的」とは、国際政治学の観点からの安全保障確保を指す。
- <sup>24</sup> Sagan, Scott D., "Why Do States Build Nuclear Weapons?: Three Models in Search of a Bomb", *International Security*, vol. 21, no. 3 (Winter 1996/97), pp. 54-86. 付言するのであれば、「④外交上のバーゲニング・チップ」を動機として含めるべきであろう。なお、法的拘束力をもつ「非核兵器国の安全保障」は、②、③、および④の動機に基づく核兵器保有の行為を止まらせることはできないが、①の動機を沈める効果をもつと論理的にはいえよう。この点については、Bailey, Kathleen C., *Strengthening Nuclear Nonproliferation*, (Colorado: Westview Press, 1993), p. 88.
- <sup>25</sup> 服部学（監訳）『核兵器の包括的研究—国連事務総長報告』連合出版、1982年、138頁。
- <sup>26</sup> 小川伸一『「核」軍備管理・軍縮のゆくえ』芦書房、1996年、252頁。なお、安全保障上の理由以外の動機は、補足的なものに過ぎないという見解については、Thayer, Bradley A., "The Causes of Nuclear Proliferation and the Utility of the Nuclear Nonproliferation Regime", *Security Studies*, vol. 4, no. 3 (Spring 1995), pp. 463-519を参照されたし。
- <sup>27</sup> Coffey, Joseph L., "Nuclear Guarantees and Nonproliferation", *International Organization*, vol. 25 (Autumn 1971), p. 837.
- <sup>28</sup> 浅田正彦「北朝鮮をめぐる国際法上の問題点—核兵器問題を中心に」『法学教室』274号（2003年7月）、54頁。
- <sup>29</sup> Levite, Ariel E., "Never Say Never Again: Nuclear Reversal Revisited", *International Security*, vol. 27, no. 3 (Winter 2002/03), pp. 59-88.

- 
- <sup>30</sup> 浅田、前掲論文（1993年）、23頁。
- <sup>31</sup> Dean, Jonathan, and Dunn, Lewis, "The Role of Declared and Threshold Nuclear Weapons States", Binnendijk, Hans, and Goodby, James (eds.), *Transforming Nuclear Deterrence* (Washington D.C.: National Defense University Press, 1997), p. 23.
- <sup>32</sup> Butfoy, Andrew, "US Nuclear Weapons Doctrine: Implications for Nuclear Non-Proliferation", Ungerer, Carl, and Hanson, Marianne (eds.), *The Politics of Nuclear Non-Proliferation* (Australia: Allen & Unwin, 2001), p. 163.
- <sup>33</sup> 筆者によるモハメド・シャケル氏（前エジプト外交評議会理事長）とのインタビュー（2004年10月21日）。
- <sup>34</sup> Thayer, *op. cit.*, p. 472 (note 24).
- <sup>35</sup> この主張を米紙に投稿したものとして、Nishihara, Masashi, "North Korea's Trojan Horse", *Washington Post* (August 14, 2003).
- <sup>36</sup> 浅田、前掲論文（1993年）、29頁。
- <sup>37</sup> House Policy Committee (U.S. House of Representatives), *All Tools at Our Disposal: Addressing Nuclear Proliferation in a Post-9/11 World* (January 2005), p. 18.
- <sup>38</sup> 佐藤栄一・木村修三（編著）『核防条約—核拡散と不拡散の論理』日本国際問題研究所、1969年、158-159頁。
- <sup>39</sup> 外務省軍備管理・科学審議官組織（監修）『日本の軍縮・不拡散外交』2004年、33頁。
- <sup>40</sup> 小川伸一「NPT（核不拡散条約）の将来」『新防衛論集』第22巻第3号、1995年、29頁。
- <sup>41</sup> 浅田、前掲論文（1993年）、27頁。
- <sup>42</sup> 例えば、NPT/CONF. 2000/28 (Parts I and II), p. 15.
- <sup>43</sup> ここで「無秩序な平等」とは、ナイが使用している「主権国家としては法的には平等であるが、核兵器拡散に何も対処しない」というものではなく、「NPTにおける不平等性が緩和されることによって、法的に平等へと近づくものの、NPTが掲げる目的の1つである核兵器の水平的不拡散を実現できない」という意味である。
- <sup>44</sup> 小川、前掲書、253頁。
- <sup>45</sup> この関連で興味深いのは、ミサイル防衛（MD）と核抑止論の論理である。MDは核抑止の「破綻」を意味するのか、あるいは「補完」するものであるのか、別稿にて考察したい。
- <sup>46</sup> 総合研究開発機構『積極的平和主義を目指して—「核の傘」問題を含めて考える』(NIRA研究報告書)、2001年、193頁。
- <sup>47</sup> 小川伸一「『核の傘』の理論的検討」『国際政治』第90号、1989年、96頁。



## 論 説

# 「オクシタン運動」の再検討に向けて —オック語復興に対するトゥレーヌの考察を中心に—

福留 邦浩

## 目次

- [1] 問題の所在
- [2] アラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」評価とその問題点
- [3] 「オクシタン運動」の再考察
- [4] まとめにかえて

### [1] 問題の所在

フランスは典型的な国民国家のプロトタイプであると言われることが多い<sup>1</sup>。アーネスト・ゲルナーによれば、国民国家の形成は、産業構造の近代化を推進するプロセスにおいて発生する近代特有の現象とされる。ゲルナーに従うならば、産業革命をいちはやく推進したイギリス、フランスが国民国家のモデルとなり、後続の国民国家形成に影響を与えることとなつたものと考えられている<sup>2</sup>。このゲルナーの説に批判的な立場をとるアントニー・D・スミスやジョン・ハッチンソンは、国民国家形成の核として「エスニー<sup>3</sup>」に注目し、近代以前と以後の連続性を問題にする。これはいわば「長期持続 la longue durée」のなかでエスニー形成を考察する「エスノシンボリック」なアプローチを開拓したものと言える<sup>4</sup>。スミスによれば、エスニーとは「系譜の神話と歴史的記憶の役割を強調し、宗教、慣習、言語、制度のような単独または複数の文化的特色によって認知される」集合体のことである<sup>5</sup>。このようなエスニーが複数存在するなかから、「エスニックの核」とよばれるものが成長し、それを中心にして国民国家が形成されていくと主張する。この点についてスミスは次のように指摘している。「事実、近代以降のネイション、というよりはネイション・ステートのほとんどが、複数のエスニーから構成されているが、支配的なエスニーのまわりに数多くのエスニーがあり、支配的なエスニーは他のエスニーやエスニック的な残滓を国家のなかに併合したり、取り込んだりする<sup>6</sup>」と。

フランスについて見てみると、オック語をはじめとして、コルシカ語、カタルーニャ語、

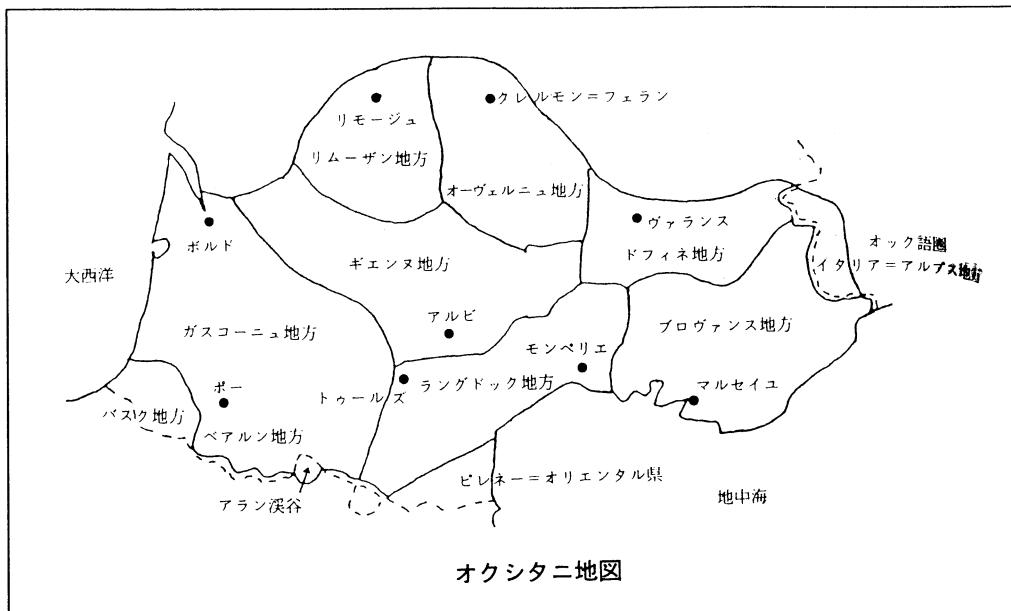
バスク語、ブルトン語、アルザス語など、フランス語以外のいわゆる地域言語が存在している。しかし、16世紀のフランソワ1世のヴィレル・コトレの勅令やフランス革命での地域言語否定の動き（たとえばグレゴワール神父の国民議会演説やバレールの議会報告）以来、地域言語はその公的地位を認められず、単なる田舎言葉（パトワ）として扱われてきた。その結果、たとえば今日のオック語話者の大半はフランス語とのバイリンガルであり、佐野直子氏によれば、オック語の母語話者はもはや一人もいないという事態にまで立ち至ったのである<sup>7</sup>。こうしたフランスの地域言語の置かれたありようも、国民国家形成の過程により説明されうる。

しかしながら前述の地域言語に関しては、その復興の動きも19世紀以来試みられてきた。そして第2次世界大戦後、そのような取り組みに応える形で地域言語の復興が政府によっても認められるようになった。たとえば、1951年のいわゆる「ディクソンヌ法」の制定や、1982年の文相サヴァリによる「公教育における地域文化・言語の教育」に関する通達（通称サヴァリ通達）という形で具体化されてきた。とは言え現在のところ、地域言語話者の数は年々減少の一途をたどっており、地域言語復興の実は必ずしも上がっているとは言えないようと思われるが、教育活動を通じての地域言語復興の成果は短兵急に求めるべきものではないとも言えるだろう。むしろ19世紀以来、地域言語を公的な場で耳にしたり目にしたりする機会や、教育の場で接する機会に最も恵まれているということに注目すべきだろう。

スミスは、「エスニックの核」以外のエスニーの復興——いわゆる「エスニック・リバイバル」現象について考察を行っている<sup>8</sup>。スミスは1960年代以降、西ヨーロッパにおいてエスノ・ナショナリズムが息を吹き返しているように見える状況に注目している。その例としてスミスは「カタロニア、バスク、ブルタニュ、スコットランド、ウェールズ、フランドルの運動<sup>9</sup>」をあげている。このことは国民国家形成のモデルとされる国家でさえ、周辺エスニーの支配的エスニーへの同化吸収が、必ずしもうまくいっているわけではないことを示している。

本稿の主題である「オクシタン運動」について見れば、1960～70年代、いわゆる「栄光の20年<sup>10</sup>」のフランス南部（オクシタニー）を舞台に展開された、非常に複雑な性格を持つ運動のことであるが、そこにはスミスの論じているような「エスニック・リバイバル」としての性格を看取することも可能な一面が存在しているのかもしれない。

だが、かつて注目を集めた「オクシタン運動」も、今や社会運動としての活力をすっかり失ってしまい、アクチュアルな問題として取り扱われることはなくなってしまっているようと思われる。



出典：ピエール・ラヴェル「表象としての国民：南仏かオクシタニか？」（『人文研究 大阪市立大学文学部紀要』第45巻第9分冊 1993年888ページより。）

「オクシタン運動」を長期的なスパンで見てみると、それは「栄光の20年」に突然発生した社会現象ではない。それは既に19世紀半ばにオック語復興運動という形で現れていた。これは「フェリブリージュ運動」として知られているものである。しかし「オクシタン運動」が終息して以後、現在では運動はオック語復興運動へ回帰していると見られるような状況を呈していると主張する研究者もいる。社会運動として表面化する現象のみに注目するならば、「フェリブリージュ運動」とはオクシタン運動の前段階であり、「栄光の20年」の準備段階として評価されるにすぎないのであって、オック語復興運動への回帰とは「栄光の20年」の残滓にすぎないと見られよう。このような見方によって「オクシタン運動」を理解するならば、それはもはや過去の出来事であって、新しい展望を見出すものではない。

他方で、スマスの理論を継承したジョン・ハッチンソンに注目してみると、ナショナリズムの運動に関して「政治的ナショナリズム」と「文化的ナショナリズム」の相互作用という仮説を提起している<sup>11</sup>。前者は目的として自立的な「国家」制度を目指す政治運動であり、後者は共同体の道徳的再生を目的とするもので、その方法として過去の「黄金時代」を喚起しようとする。具体的には、神話・伝説・歴史・フォークロアなどを研究する知識人や文化団体の運動として説明される。ハッチンソンによれば、この二つのナショナリズムは「相補

的」で「競合する」反応であり、しばしば、一方が他方を交互に引き出すものとなる<sup>12</sup>。「オクシタン運動」について言えば、単に生成—発展—消滅の過程を経て完結するという見方とは異なり、むしろ循環的な、息の長い運動という姿を示すことになる。そのように考えてみると、そのまま消滅してしまってしまうものとは言えなくなる。

「オクシタン運動」が終息に向かう 1980 年代以降、オック語復興運動が言語教育の分野で目立ってきているという事実がある。たとえばオック語とフランス語のバイリンガルで授業を行う私立学校「カランドレート」の設立が 1979 年であり、ほぼ同じ頃、公立の幼稚園や小学校でもバイリンガル教育が始められるようになった<sup>13</sup>。このような 80 年代以後の運動を充分に評価するには、オック語をめぐるこれまでの運動と合わせて、トータルに見ていく必要がある。

本稿ではまず、1960~70 年代の「オクシタン運動」の中身を検証し、その上で、オック語復興運動が「オクシタン運動」のなかでどのような役割を果たしていたのかを明らかにしたい。

## [2] アラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」評価とその問題点

アラン・トゥレーヌは、『現代国家と地域闘争』のなかで「オクシタン運動」の評価を行っている。彼は 1968 年のいわゆる五月革命の分析<sup>14</sup> をもとに、従来の労働運動とは異なったタイプの運動が出現しつつあるとして、それ以後に見られる女性運動や反原発運動、そしてここでの考察対象である「オクシタン運動」のような地域運動を、「新しい社会運動」と名づけた。彼は五月革命において学生たちが、大学が「企業や行政により利用しうる人間を生み出す場」となりつつある一方で、旧態依然とした教育カリキュラムにしがみつく状況に反発している点、また、労働者たちが全国組織の労働組合の指導を仰がず、いわゆる「自主管理」を要求している点に注目した。彼はその運動形態が、従来型の単なる賃上げ闘争や労働時間短縮要求とは異なった、未来の社会像の方向性を提示しようとしているものととらえ、五月革命を「新しい社会運動」の先駆けとして高く評価したのである。それは、産業革命以来の工業社会における、古いタイプの社会運動である労働運動とは異なる、ポスト工業社会における社会運動のあり方であるとされた。

トゥレーヌは社会運動を次のように定義している。「社会運動とは、敵手としての階級と対立し、具体的な集合体のなかで歴史性の社会的方向づけをめぐって闘争する、階級という行為者の組織された集合的な行動である<sup>15</sup>」と。彼は社会運動を分析する際、「三つの規定」

とよぶものに注目する。すなわち社会運動を「主体性 identité の原理」、「敵対性 opposition の原理」、そして「全体性 totalité の原理」の結合として提示する。「主体性 identité の原理」とは、「行為者」、すなわち「誰が」「どのような」運動を担っているのか、ということに関する規定である。「敵対性 opposition の原理」とは、「敵対的行為者」、すなわち「誰に対して」運動を行うのか、に関する規定であり、「全体性 totalité の原理」とは、「闘争にかけられている目的（係争目的 enjeu）」すなわち「何のために」運動を行うのか、に関する規定である。そして運動は、これらの三つの規定が相互に統合されればされるほど「歴史性の社会的方向づけ」を決定する能力が大きくなり、逆に分離している場合は、この能力は弱体化するとされる<sup>16</sup>。すなわち社会運動が成立するためには、三つの規定が同一次元に属することが理想である、とされている。

ここで、トゥレーヌは新しい社会運動として、「オクシタン運動」を具体的にどのような性格のものと考えていたのだろうか。1977~80年にかけて、トゥレーヌはフランソワ・デュベやミシェル・ヴィフィオルカ、ジュザ・エグデュら社会学者とチームを組み、「オクシタン運動」の活動家（推進派反対派を問わず）を集めて、自分たちの運動とはどのようなものであり、今後は何を目指すべきかについてじっくり考える機会を提供するプロジェクトを実施した。本格的な会合はモンペリエとカルカソンヌを中心に行われた。その研究成果が、アラン・トゥレーヌ、フランソワ・デュベ、ミシェル・ヴィフィオルカ、ジュザ・エグデュ（宮島喬訳）『現代国家と地域闘争——フランスとオクシタニー』（新泉社、1984年）である。本章ではこの著作を中心にして、トゥレーヌが1960~70年代の「オクシタン運動」の特質をどのように理解しているのかを明らかにし、さらにその問題点を指摘することとしたい。

トゥレーヌらは「オクシタン運動の存立と形成の諸条件」について次のような問題提起をおこなう。「われわれはオクシタンの諸闘争が、単なるフランス国家の危機とか死に瀕した一地方の断末魔の間接的兆候などではないと確信している。それは、過去を擁護し未来を創造しようとする一個の集合的意志の存在を証明している。だがそれでは、この意志はいかなる条件のもとで、組織された行動へとつくり変えられるのか。今日、一定の数の闘争が存在する。とすれば、まずそれらを明確に規定し、次いでどのようにしてそれらが互いに接合されるかを考えてみなければならない<sup>17</sup>」と。

彼らは「オクシタン運動」には三つの「構成要素」があるという。第一を「くにの防衛」、第二を「歴史的ナショナリズム」、そして第三を「民族重視的進歩主義」とよんでいる。それぞれの「構成要素」を前述の「三つの規定」によって説明すれば以下のようになる。第一の「くにの防衛」とは、「ブドウ栽培業者ら」による、「村の防衛」という行動である。その「敵

対的行為者」とは、不正を行う「輸入業者や大手仲買業者」のこと、「係争目的」は「一個のアイデンティティの擁護」であるという。第二の「歴史的ナショナリズム」とは、「一個の文化、一個の歴史を守る」という行動であり、「敵対的行為者」とは「フランス国家」を指し、「係争目的」は「(オクシタン) 民族の存続」であるという。そして第三の「民族重視的進歩主義」とは、「雇用を防衛」する行動であり、「敵対的行為者」とは「外からの経済的支配、帝国主義」であり、「係争目的」は「地域の経済開発」となる。

ところで、トゥレーヌらはこれら三つの闘争は、それぞれ単独では「オクシタン運動」を構成することはできないと言う。その理由について彼らは次のように述べている。まず、「歴史的ナショナリズム」では、自立的な行動を導くことができるにもかかわらず、行為者らを結集することができないというのである。なぜならば、活動家たちは民族闘争より社会闘争（階級闘争）を優先しようとするものが多数を占めており、彼らの左翼的な信念が「歴史的ナショナリズム」の発展を阻んでいるからであると主張するのである<sup>18</sup>。

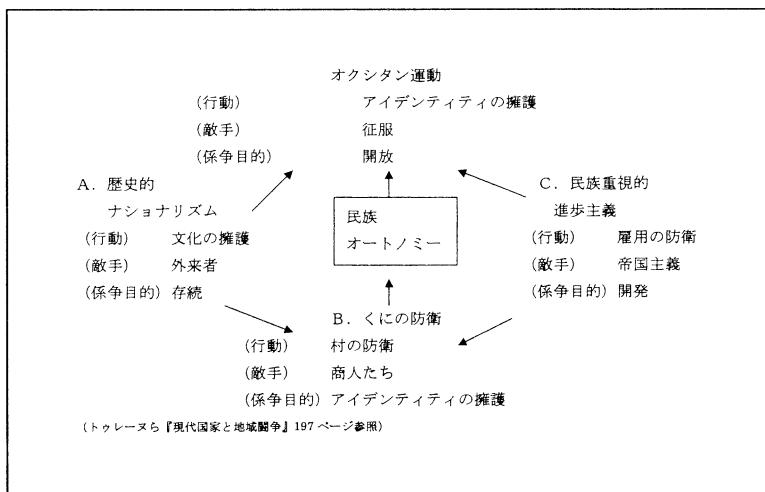
この点についてトゥレーヌらの運動分析の「三つの規定」に即して考えてみると、左翼勢力にシンパを持つ「行為者」たちは、「オクシタン民族の存続」という「係争目的」を達成できないということになる。彼らは民族政党に結集するのではなく、社会党や共産党と共に闘うことになる。社会党や共産党はナショナルなレベルで活躍する政党であり、それゆえに「敵対者」であるはずの「フランス国家」の存在を前提とするものだからである。一方、「歴史的ナショナリズム」に忠実であろうとする勢力には、オクシタニーのフランスからの独立を主張する「オクシタン民族主義党」(Le Parti Nationaliste Occitan, 以下 PNO) が存在していたが少数派にすぎず、「オクシタン運動」の担い手とはなりえていない、とトゥレーヌは考察している<sup>19</sup>。

「民族重視的進歩主義」においても同様な矛盾が見られる。すなわち、「民族重視的」とは言いながら、比重は「進歩主義」のほうにかかっていて「いかにも未来へと顔をむけ、左翼へと方向づけられているが、しかし必然的に他律的となり、全国的な政党や組合に従属<sup>20</sup>」する事態を招いてしまうとトゥレーヌは言う。

「くにの防衛」についても、やはり単独では「オクシタン運動」とはなりえない。というのも、ここでの「くに」が「オクシタニー」全体を指すわけではないからである。それはもっと細かな地域単位、あるいは村単位での話であり、しかもブドウ栽培業者の運動やラルザク農民の運動にせよ、「その闘争にオクシタン的な意味を付与したのも数年間だけ<sup>21</sup>」にすぎなかったからである。

では、このそれぞれに不完全な三つの「構成要素」から成る運動が、「オクシタン運動」と

いう一つの運動に「接合される」とはどういうことなのであろうか。彼らは運動を次のように考える。「その行為主体が文化的に規定されていて、経済的な係争目的をもった闘争のなかで政治的な敵対者にいどむという、そういった運動なのだ<sup>22</sup>」と。そして、この「文化的・経済的・政治的諸主題の組み合わせ、これのみが一個の歴史的運動の形成を可能にし、社会変動の方向づけに作用をおよぼす個々の闘争を統合することになる<sup>23</sup>」のだという。ただし、「文化的に規定される」「行為主体」とはどのような人たちであるのかは明らかにされていない。トゥレースらは、三つの「構成要素」を「接合」し、「オクシタン運動」を図式にしてその仮説を説明している。その図式によると、「行為主体」の「行動」の中身については「アイデンティティの擁護」とのみ言っている。その「敵手」は「征服」であり、「係争目的」は「開放」である。トゥレースらは以上述べた「オクシタン運動」の分析を下のように図式化している。



だが、このトゥレースらの仮説は、社会運動が成立するためには「行為主体」「敵対者」「係争目的」が同一次元であることが必要だという、本章冒頭でも述べた彼らの仮説からすると論理的に矛盾しているのではなかろうか。にもかかわらず、前述のように、トゥレースらは「行為主体」「敵対者」「係争目的」が文化・政治・経済という異なる次元に属することこそ、「オクシタン運動」が今後も継続していくために必要なだと主張する。彼は言う。「この運動は、集合的な存在の名においてではなく、集合的な意志の名において語らなければならぬ<sup>24</sup>」と。この運動の意義については、さまざまな性格の要求を内包しつつも、それらを一つにまとめていこうとする「努力」という点に見出しているように思われる。

しかしながらトゥレースらの分析では、「オクシタン運動」の現状認識は否定的なものとな

らざるを得ないものであった。つまり、かかる運動は要求相互の関連性の追求を放棄しようとしているように理解されたのである。では、彼らはかかる運動のどのような側面に対してそうした懸念を具体的に感じていたのだろうか。

「オクシタン運動」が展開する過程において、オック語復興にかかる雑誌が、鉱山閉鎖反対闘争、軍事基地拡張反対闘争、ブドウ栽培業者の運動の前後に生まれており、政治闘争や経済闘争とオック語復興運動とは密接に結びついていた。

1962年、政府はドゥカーズヴィルの炭鉱の閉鎖を計画したが、これは地元炭鉱労働 ka このドゥカーズヴィル鉱山閉鎖反対運動を支援する目的で設立されたのが「オクシタン行動研究委員会」(Le Comité Occitan d'Etudes et d'Action, 以下 COEA)である。COEAは『「くに」で生き、働き、決定する』というスローガンを「オック語」で掲げた<sup>25</sup>。そして、このCOEAの活動とのかかわりのなかから誕生した雑誌が1965年に創刊された『ヴィウレ』(Viure)である。COEAおよび『ヴィウレ』を指導したのが、第二次大戦後のオック語復興運動の中心的担い手となった「オック語研究学院」(Institut d'Estudis Occitans, 以下 IEO)の主要メンバーたちであった。ロベール・ラフォン、シャルル・カンブル、イヴ・ルーケット、セルジュ・マレ、ジャン・ブドウらの名をあげることができる<sup>26</sup>。とりわけラフォンは運動の理論的指導者として著名である。

1968年の「五月革命」は、それに先だってブルターニュで「ブルターニュ解放戦線」(Le Front de Libération de la Bretagne, FLB)の爆弾テロが、またラングドックでも、警察との武力衝突を伴う農民のデモが見られた。そこでも「自由オクシタニー」や「オックの者よ、君には言葉を話す権利がある。語れ！」<sup>27</sup>などのスローガンを、雑誌やちらし、壁新聞などに見出すことができた。五月革命の影響下に結成された組織体のなかで最もラディカルだったのが「オクシタン闘争」(Lutte Occitane, 以下 LO)である。同年、前述のCOEAが解散し、そのメンバーが中心となって、「オクシタン闘争」を指導していった。さらに1972年にはこの運動と同名の雑誌『オクシタン闘争』(Lutte Occitane)が発行された。

1970年代初頭、ラルザクの軍事基地を拡張する計画が持ち上がりると、土地を奪われることに反対する農民たちが運動に立ち上がった。ここでも「われわれはラルザクを守る」というオック語のスローガンを刻んだプラカードが掲げられた<sup>28</sup>。また、1971年のデモでは、赤地に独特な形象の「オクシタニ十字」をあしらった旗が公衆の前にはじめて姿を現した。

1974年、ロベール・ラフォンの大統領選出馬へ向けて後援会が発足したのであるが、出馬に必要な数の署名を集められなかつたため断念を余儀なくされた。(このとき大統領に選出されたのはジスカール・デスタンである。)しかし、この後援会が中核となって新たな組織「ヴ

## 「オクシタン運動」の再検討に向けて（福留）

レム・ヴィウレ・アル・パイス」(Volèm Viure Al País, 以下 VVAP) が発足した<sup>29</sup>。前述の LO は VVAP に吸収されていった。

1975~76 年にかけては、ラングドックのブドウ栽培業者が、イタリアからの安価なワインの輸入に反対して、大規模なデモ運動を展開した。ここでも前述のオクシタン十字の旗や、「われわれは『くに』に生きたい」というオック語のスローガンが掲げられた。このスローガンは、前述のラフォンの大統領選出馬をめぐる動きのなかから出てきた組織の名称からとられたものである。運動は VVAP の支援のもとに展開されていった。

このように、オック語による、あるいはオック語復興を目指す目的で編集された雑誌が三つの運動の前後に出現しているところに注目したい。そして、それらの雑誌が単なるオック語復興にとどまらず、政治闘争や経済闘争にも積極的にコミットしていったのである。それが今や、言語復興運動だけが可視的な運動として見られる現状は、トゥレーヌらにとっては運動の衰退を感じられたのであろう。そのことをトゥレーヌらは「運動がフェリブリージュに後退している」と表現するのである。

では、「フェリブリージュ」とは何であり、トゥレーヌは、そのどのような点を否定的見ているのであろうか<sup>30</sup>。

フランスの地域言語復興の試みとして最も早く現れたのが、南仏オック語の「フェリブリージュ運動」である<sup>31</sup>。これはただ単に最も早く現れたというだけでなく、国民国家内のマイノリティ言語復興の嚆矢をなすものといえよう。1854 年、フレデリック・ミストラルをはじめとしてルーマニーユ、オオバネルら 7 人のプロヴァンス出身の文学者を発起人として、文学結社「フェリーブル詩社」が設立され、運動の推進役となった。なかでもミストラルは、同年プロヴァンス語による長編叙事詩『ミレイユ』を完成させ、さらに 50 年後の 1904 年、『ミレイユ』および「フェリブリージュ運動」の功績を評価されてノーベル文学賞が授与された。運動発足の経緯から考えても、この運動は当初から文学や歴史、フォークロアの研究といった、過去志向的な田園懷古趣味に彩られていたことは否めない。この特徴は基本的にその後も受け継がれてゆくことになる。運動はアクション・フランセーズのシャルル・モーラスの影響を受けたり、ヴィシー政権のペタンが名誉総裁をつとめるなど、非政治的な性格が強いとは言いながら、政治的には反動的な性格が色濃いものであった<sup>32</sup>。活動家の中には、少数ではあるがそのような運動と距離をとる者もあり、彼らは「フェリブリージュ・ルージュ」とよばれた。彼らはレジスタンスに参加しつつ 1945 年の終戦を迎えた。戦後、彼らが中心となって運動の立てなおしが図られたのであるが、彼らは「純粋な『文学』的運動」に閉じこもる傾向にあった「フェリブリージュ」のあり方を拒否した。彼らは政治や経済など

の現実の問題にもかかわっていくことを求めたのである。そのような意図のもとに前述のロベール・ラフォンらが中心になって設立されたのが I E O である。I E O は前述の炭鉱閉鎖反対運動や反基地闘争、ブドウ栽培業者の運動などにも深くかかわっていったのである。しかし、ブドウ栽培業者の運動が沈静化すると、I E O は政治・経済問題において、もはや紐帶としての役割を果たせなくなっていく<sup>33</sup>。

トゥレーヌらが危惧したのは、「オクシタン運動」が「文学や歴史、フォークロアの研究といった、過去志向的な田園懷古趣味」へと性格を変貌させていくことであったと思われる。もとより文化的活動を否定しているわけではない。トゥレーヌは次のように言う。「オクシターンの行動は、方向を異にする三つの力にもとづいて一個のオクシタンの運動を構築するという努力に他ならない。それは、まずオクシタンの行為主体を文化にかかわるタームをもって規定する。仮にオック語という言語の擁護がなかったなら、オクシタニストの闘争も存在しまい。というのも、そもそもこの闘争はオック語にその名を取ったものだからだ<sup>34</sup>」と。しかし、活動家達が「言語の防衛」に引き寄せられている現状を、トゥレーヌは「退行」現象と捉えている。さらにトゥレーヌの分析を見ていく。「今日、言語の防衛と一般的な政治的主题のつながりは、弱まっていないだろうか。オクシタニズムの行動の諸論理の分裂は、言語の防衛のあらたな孤立化を結果していないだろうか<sup>35</sup>」と述べている。これは、運動の分裂が政治行動の不可能をもたらし、言語の防衛という文化活動に閉じこもることへのトゥレーヌの懸念の表明であろう。すなわち、トゥレーヌは言語復興活動ばかりが目立ち、政治的、経済的要求が希薄になっている運動に将来性はないと考えているように思われる。そして、このように「係争目的」が多義にわたってまとまりがなくなることにより、「文化を単なる一民衆の日常生活の表現にすぎないもの」とし、「オクシタニーの民俗的、観光的なイメージ」を強めるだけであるとトゥレーヌは主張する<sup>36</sup>。

以上のようにトゥレーヌらは、「オクシタン運動」以後のオック語復興運動を、「運動のフェリブリージュ化」として結論づけている。ただしこれは、運動を生成一発展一消滅というサイクルとして見ているものでは必ずしもない。それはトゥレーヌの次のような評価からも見て取ることができよう。

「過去 20 年間多かれ少なかれ活発であった動きが、これを最後にやんでしまった、という見方をわれわれは採るものではない。… たとえ四分五裂になろうとも、運動は現存している。存在しないものと、存在していながら統一した形をとったり組織化されたり作用するにいたらないものの間に大きな相違があることを認めない者もいる。だが、それは誤りである。なぜなら、浮き彫りされて現れないものが後退したかたちであらわれることがあるし、

自立的な形式でないものが、暴力や、他の社会的ないし政治的勢力による不満の悪用や、自分自身の運命をなんとかしたいという希望をもうもたない民衆の意気沮喪と受動性を通して、間接的に顕現することがあるからである<sup>37</sup>」と、第1章で触れたハッチソンの理論にも通ずるような見通しを展開している。

しかしながら、オック語復興運動の進展そのものの評価はやはり低いものと言わねばならない<sup>38</sup>。なぜならば、彼の見方によれば、「オクシタン運動」以後のオック語復興運動は、飽くまでも「後退」であり、それに積極的な役割を見出していないように思われるからである。

では、なぜそのような否定的評価が出てくるのであろうか。第一に、トゥレーヌらが文化的性質の活動を「不完全」なものと考え、政治的・経済的な闘争こそ正常な運動形態であるという価値観を反映しているように思われる。第二に、「オクシタン運動」が、その「不完全な文化的活動」と捉えられる「フェリブリージュ運動」に回帰していると考えたからであろう。

このように結論づけるにあたって、彼らの議論について不明な点が主に3点ほどある。まず第一に、「歴史的ナショナリズム」がなにを意味しているのか、不明であるという点である。第二に、トゥレーヌらが「三つの構成要素」の「担い手」をそれぞれどのような人々として考えようとしているのか、とりわけオック語復興運動家らの位置づけが明確でないという点である。そして第三に「三つの構成要素」と文化・政治・経済の三次元の関連性も必ずしも明確であるとは言えない点である。そこで次の章では、この三つの点を中心に、あらためて「オクシタン運動」の中身を整理してみたい。そうすることでトゥレーヌの分析の問題点も浮かび上がってくるように思われるからである。

### [3] 「オクシタン運動」の再考察

まず、「歴史的ナショナリズム」に関してここで問題にしたいこととは、「行為主体」の「行動」とされる「文化の擁護」の中身がはっきりしない、という点である。前述のように「歴史的ナショナリズム」とは、「オクシタンの活動家たち」による「一個の文化、一個の歴史を守る」という行動である。しかし、「オクシタンの活動家たち」が「一個の文化、一個の歴史を守る」というとき、それは具体的に何をさすのか、その点については言及されていない。ただし手がかりとなる考察はある。すなわち、オクシタンの文化とは「失われた文化」であり、その「失われた文化の最後の名残り」がオック語であるという見解である<sup>39</sup>。たとえば、ブドウ栽培業者モントーの場合、オクシタン運動への参加の動機を、「自分の過去が奪われて

いるという感情」にみちびかれたからだと述べている例や、教師で共産党員の活動家ローザの場合、「自分の言葉で自分を主張したい」という思いがきっかけとなったという例が紹介されている。彼らにとって、オック語や「オクシタニーの歴史」の記憶は、フランスによる抑圧にも屈することなく保持されてきたものなどではない。むしろ長い歴史を通じて「剥奪」されてしまい、残ったオック語の生命も風前の灯だという、喪失経験として認識されているのである。では、「一個の文化、歴史を守る」とは、オクシタニーの「失われた文化」を回復することを意味するのであろうか。「歴史を守る」というとき、それは「失われたオクシタニーの歴史的過去」を回復することを意味するのであろうか。そうだとすれば「文化の擁護」の中身とは、ひとつにはオック語の復興と活性化であり、さらに「失われたオクシタニーの歴史」を「発見」し、「再構成」する作業であると考えられるかもしれない。

第2章において、トゥレーヌが言語復興運動の活性化を「運動のフェリブリージュ化」の兆候と捉えて批判的に見ている点について述べた。ともあれ、運動の基底を支えるものとして一定の評価をしていると言うことはできよう。しかし「一個の文化を守る」というとき念頭に置かれるのは、オック語復興とその再活性化であるとすんなり考えてよいのであろうか。その点に関しては、オック語復興活動家の位置づけを検討した上で結論を出したい。

では一方、「失われたオクシタニーの歴史の再発見や再構成」の作業についてはどうであろうか。

トゥレーヌは、オクシタン運動の活動家の議論において、歴史への言及があまり見られないことを指摘している<sup>40</sup>。もとより、アルビジョワ十字軍の記憶は、南仏住民の「集合的記憶のうちに、今なお生きている」ことは否定しない。しかし、十字軍の悲惨な経験の記憶がオクシタニー全体の共通の歴史的記憶となるまでには至らない。トゥレーヌは次のように結論する。「おびただしい文書や口頭の証言がすでに明らかにしていることであるが、われわれの研究も、オクシタンの運動においてはアイデンティティと歴史への訴えかけは弱いこと、運動は過去よりもはるかに未来に顔をむけていることを示している<sup>41</sup>」と。

歴史的過去への訴えかけはナショナリズムを根拠付ける重要な要素の一つである。このことは、スミスらのナショナリズム分析によって論じられていることである。スミスは次のように述べている。「歴史は、エトニが幸運にも十分な量の記憶や記録を保つことができたときにだけ、『内実』を備えたものになる<sup>42</sup>」と。したがって、そのような記憶や記録に乏しい場合、過去を「再構成」する必要が出てくる。しかしながら「オクシタニー」においてはそのような志向性に乏しく、その点から考えると、オクシタン運動をナショナリズムのヴァリアントとして見なすことはむずかしいと思われる。では、「歴史的ナショナリズム」の担い手を

オック語復興活動家と考えて良いのだろうか。

ここで第2の疑問点である、「三つの構成要素」のそれぞれの担い手は誰なのか、またオック語復興運動家の位置づけはどのようになるのかと言う点を検討してみたい。オック語をアイデンティティの拠りどころとする活動家達は、「歴史的ナショナリズム」が主張する「オクシタン民族の存続」を「虚偽」として拒絶する<sup>43</sup>。

また、「オクシタン民族の存続」とは、政治的にはフランスからの独立を果たすことも想定されている。その点から考えると、「歴史的ナショナリズム」は「文化」的次元に属する運動というよりも、むしろ「政治」的次元に属する構成要素であると言えよう。しかし、オック語復興活動家たちはそれにも反対する。詩人でVVAPのメンバーでもあるイヴ・ルーケットは、言語復興運動にかかわる者の多くは「政治」的次元において「オクシタニーのフランスからの独立」を求めているわけではない。彼らが要求するのは「自治 autonomie」である。「独立」と「自治」、両者に本質的な違いはない見ることもできようが、後者の道は、「オクシタニー」が「フランス国家」という枠組みから「独立」することにより、「オクシタニー国家」という新たな抑圧機構の創設を容認してしまうことを危惧し、「フランス国家」内にとどまりつつも異議申立てをするという道を選択するということである。一方、独立の主張にシンパシーを感じる政治的活動家たちは、文化的な活動には冷淡である。

以上述べたところから考えると、活動家の多数を占める「文化の擁護 — オック語復興」を行う人々は「オクシタニー」の独立を求めるナショナリズムの主体ではない。一方、「歴史的ナショナリズム」の実質的な行為者と考えられるPNOの政治的活動家たちも運動の主導権を握っているわけではない。トゥレーヌは、「オクシタン運動」の「行為者」は文化的に規定されると述べていたが、オック語復興活動家は「歴史的ナショナリズム」の「行為者」とは言えないように思われる。

では、オック語復興活動家らを「くにの防衛」や「民族重視的進歩主義」の担い手として考えることはできるだろうか。「くにの防衛」の直接的担い手はブドウ栽培業者であるが、彼らはオック語復興運動に対しては距離を置いている<sup>44</sup>。ただしオック語復興活動家らは、前述のようにブドウ栽培業者らの闘争にかかわっていこうとしていた。しかしながら、それも一時的なものに終わった。1976年以後ブドウ栽培業者らの闘争が終結すると、もはや両者の結びつきは失われてしまったのである。

他方の「民族重視的進歩主義」については、その直接的担い手はさまざまである。会合へ参加しているブドウ栽培業者のなかには、「くにの防衛」ではなく、農業経営の近代化を求めてオクシタニーを「開放」しようとする者も存在する<sup>45</sup>。とりわけオクシタニーの「自主管

理された地域開発」を主張するのが CFDT<sup>46</sup> 専従のドゥヴェーズである。しかし、他の活動家たちは彼の主張にいっせいに反発する。トゥレーヌは彼の議論について、「その議論の弱みは『大衆』が計画形成に積極的に参加するという保証がなにもないことである<sup>47</sup>」と分析している。

第3に、「三つの構成要素」と文化・政治・経済の三次元の関連性について論じておきたい。まず「文化」的次元とは、オック語の復興によってオクシタニーとしてのアイデンティティを確立しようとするものであり、「オクシタン運動」の活動家の共通項としての役割を果たすことが期待されるものであった。彼らの活動母体となった I E O は、「政治」次元における要求と「経済」次元における要求へのかかわりを深めることで、かつての「フェリブリージュ運動」の活動を批判的に継承しようとした。しかし、「フェリブリージュ運動」の持つ「歴史」への志向が否定されたことで、ハッチンソンの「文化的ナショナリズム」への展開の可能性をも否定してしまうこととなっている。

「政治」的次元における要求には、「オクシタニーの独立」と「自治」という二つの流れが存在しているが、オック語復興活動と前者とのつながりは希薄である。むしろ、オック語復興活動家と独立運動家とは別物であると考えた方がよいように思われる。トゥレーヌらも研究プロセスの後半において次のように分析している。「民族文化的アイデンティティの感情は、たとえ強烈に体験されているものであれ、文化的なものから政治的なものへと直接移行して政治的ナショナリズムに変容をとげるといったものでは断じてない。…なによりもナショナリストでありたいとする者は、ひとつの政治組織を創造できるだけの力を持たなかった。活動家自身がそのことを認めている。すなわち、P N O はあいかわらずきわめて弱体で、活動家に影響を与えることはできても、組織された政治行動を展開する力はまったくもない。…オクシタンの民族意識が世論のなかでおそろしく弱いことは全員が認めている<sup>48</sup>」と。

民族意識とは所与のものではなく、再構成されるものである点についてはトゥレーヌも認めており、オクシタンの民族意識の再構成についても、その可能性を全否定しているわけではない。その意味においては、たとえばアンソニー・スミスが論じているようなナショナリズムの文脈で論じうる可能性があるかもしれない。

ここで、スミスの提唱する「エスニー」論の観点から「オクシタニー」の将来を展望してみたい。スミスはエトニには6つの構成要素があると言っている。すなわち「集団の名前」「共通の血統神話」「歴史の共有」「独自な文化の共有」「ある特定の領域との結びつき」「連帯感」である。これら6つの構成要素に即して「オクシタニー」を考えてみよう。「集団の名前」、「独自の文化の共有」「ある特定の領域との結びつき」については、これまでに述べてき

たところからもエスニーとしての資格を満たしうるものと考えてよいように思われる。「独自の文化」として、スマスは「言語や宗教上の特性」を第一に挙げている。オクシタニーにおいて、それはオック語とカタリ派の信仰の記憶に相違ない。スマスはカタリ派の信仰共同体が、オック語と結びついて「分離したエスニーとなって凝結した」と述べている<sup>49</sup>。もっとも、カタリ派の信仰は既に消滅しており、現存する「独自の文化」はオック語のみということになる。では、あの3つの構成要素——「共通の血統神話」「歴史の共有」「連帯感」に関しては、どうであろうか。それは今まで述べてきたところから否定的にならざるをえないよう思われる。そしてそのことはスマスによれば、エスニーとしての将来につながる可能性は低い。スマスは次のように言う。「ある領域と、さらには独自の文化としてのいくつかの要素さえ持っているとしても、歴史的な記憶や血統神話をほとんど持たないとすれば、エスニックな共同体を持つことは、はるかにむずかしい<sup>50</sup>」と。歴史的な記憶の再構成について、「文化」次元の活動家たちが冷淡であることは既に述べたが、その点から見るならばスマスの論ずる「エスニー」としてオクシタニーを考えることは難しいよう思われる。

「経済」的次元に関しては、比較的わかりやすい。すなわち、一方にはブドウ栽培業者による伝統産業の防衛があり、他方には自主管理による地域経済開発の推進がある。前者は「一本のブドウの苗も抜かせるな！」というスローガンから看取されるように、極端に言えば近代化の拒絶ということも想定される要求である。それに対して、後者はむしろ近代化に積極的に取り組もうとしている。

以上論じたところを踏まえて、「くにの防衛」「歴史的ナショナリズム」「民族重視的進歩主義」という三つの構成要素と、文化・政治・経済の三次元の関係を表にしてみると次のようになる。

#### オクシタン運動の内容

文化	政治	経済
言語復興	オクシタニーの独立 (歴史的ナショナリズム) 自治	オクシタニーの伝統産業の防衛。(くにの防衛) オクシタニーの自主管理による産業構造の近代化。(民族重視的進歩主義)

ここで改めてオック語復興運動が、「オクシタン運動」においていかなる位置を占めているのかについて論じてみたい。今まで述べてきたところからすると次のように言える。トゥレーヌらは言語復興運動が「オクシタン運動」の基盤にあり、その活動家の共通要素である

ことは一応認めている。しかし、「歴史的ナショナリズム」、「ぐにの防衛」、「民族重視的進歩主義」のいずれにおいても、その実質的な構成要素とはなりえていないように思われる。むしろ「言語復興」は、「歴史的ナショナリズム」「ぐにの防衛」「民族重視的進歩主義」と並ぶ、第四の構成要素として考えた方がよいのではなかろうか。彼らが、オック語復興運動のみ残っているように見える現状を、「オクシタン運動」の「後退」と評価する理由は、オック語復興運動を「三つの構成要素」に無理やり当てはめようとしたところにあるように思われる。

#### [4]　まとめにかえて

「オクシタン運動」において、言語復興運動が「ぐにの防衛」や「民族重視的進歩主義」と一時的ながらも結びつくことで、オクシタニー意識の高揚という現象が見られたのであるが、この二つが現象として見えなくなり、一見すると「フェリブリージュ」かと思われるような「地味な」活動だけが残った。トゥレーヌは、この「オクシタン運動」後のオック語復興運動を、運動の「後退」ととらえていることは既に述べたが、果たして彼の評価は妥当なものと言えるのであろうか。

もとより、トゥレーヌ自身も「オクシタン運動」が失敗だと決めつけているわけではない。運動が成果を出すには「100年」かかる、という活動家の見通しも紹介されている<sup>51</sup>。そこには、ハッチンソンの「政治的ナショナリズム」と「文化的ナショナリズム」のダイナミズムにも通じるような側面を見出すことも可能であろう。

しかし、トゥレーヌは運動の「文化的様相」を、運動の機能不全ととらえ、そこから意識的に脱却することの必要性を示唆しているように思われる。それは文化的活動の機能を必ずしも充分に評価しているとは言えないよう思われる所以である。ハッchinソンは「文化的ナショナリズム」の動きは、いずれ「政治的ナショナリズム」に移行するし、それがまた「文化的ナショナリズム」へと回帰することもありうると考えている。そこには、運動が「文化的ナショナリズム」だから不完全な運動であり、政治運動や経済闘争こそが正常な運動形態だ、という先入観を克服するヒントが存在しているように思われる。

ここで、1980年代以降のオック語復興運動が、教育活動や、マス・メディアを中心に活発に展開されているという点に注目したい<sup>52</sup>。教育活動においては前述の「カランドレート」や公立学校の数および生徒数の増加がそのことを物語っている。以下、数字データをもとにその実態を見てみよう。

公立と私立をあわせてオック語学習者数の推移を見ると、1977年に12009人、1982年に

## 「オクシタン運動」の再検討に向けて（福留）

21000人、1985年には小学校のみで52000人に増加している<sup>53</sup>。1997年現在では約90000人の生徒が公立学校でオック語を学習している。「カランドレート」においても、1979年の設立時には生徒数は3人に過ぎなかつたのが、1997年現在で1230人にまで増加している<sup>54</sup>。

政治的・経済的闘争としての側面が可視化せず、言語復興運動という文化的な領分での活動のみが残っているような状況を運動の「後退」と捉えることは、言語復興運動の正当な評価とは言えないのではないか。またトゥレーヌはその「後退」を、「フェリブリージュ」への「後退」と評価しているが、1980年代以降のオック語復興運動と「フェリブリージュ運動」は同じ性格を持っていると言えるのであろうか。

このように考えてくると、1980年代以降のオック語復興運動を評価するためには、「フェリブリージュ運動」を再度検討する必要があると思われる。トゥレーヌは、「フェリブリージュ」が文学や歴史へ傾倒する「過去執着」という側面を否定的に見ているが、「フェリブリージュ運動」とは、果たしてそのような運動として評価しきれるものなのであろうか。またそのような運動として評価しうるとしても、1980年代以降のオック語復興運動が、「フェリブリージュ」と同じ性格を持つものと言えるのかどうか、検証してみる必要があると思われる。その上で、現在のオック語復興運動の現状を考察することにより、言語復興運動の持つ意味を、単なる言語問題としてのみでなく、より広い視野から考察することが可能となるのではないだろうか。

(Kunihiro Fukudome, 本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>1</sup> Hans Kohn, *Nationalism: Its Meaning and History*, Princeton, Van Nostrand, 1955.

アントニー・D・スミス（高柳先男訳）『ナショナリズムの生命力』、晶文社、2004年。第3章を参照。  
<sup>2</sup> アーネスト・ゲルナー（加藤節訳）『民族とナショナリズム』、岩波書店、2000年。第4章を参照。

<sup>3</sup> 「エスニー」の考察については、スミス前掲書、特に第2章を参照。

<sup>4</sup> John Hutchinson, *Nations as zones of Conflict*, SAGE Publications, London, 2005. p.13.

<sup>5</sup> スミス、前掲書、51ページ。

<sup>6</sup> 同上、82ページ。

<sup>7</sup> 佐野直子『『少数民族』の新しい在り方：オクシタン語の場合』、（田中克彦・山脇直司・糟谷啓介（編）『言語・国家・そして権力』ライブラリ相関社会科学、1997年、269-290ページ。）

<sup>8</sup> スミス、前掲書、211-241ページ。特に235-241ページ。

<sup>9</sup> スミス、前掲書、214ページ。

<sup>10</sup> Pierre Lavelle, *OCCITANIE*, IEO, Toulouse, 2004, p.527.

<sup>11</sup> John Hutchinson, *medern nationalism*, Fontana Press, London, 1994, pp.39-63.

<sup>12</sup> 「政治的ナショナリズム」と「文化的ナショナリズム」の関係については、次の文献を参照。吉野耕作『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会、2002年、11ページ。

南野泰義「19世紀アイルランドにおけるナショナリズム運動と知識人（1）」（『立命館国際研究』17巻3号、2005年3月、69-85ページ。）

<sup>13</sup> フランスの地域言語教育全般については次の文献を参照。アンリ・ジオルダン編（原聖訳）『虐げられた言語の復権』批評社、1987年。

特にオック語の教育活動については次の論文を参照。乾清可「ヨーロッパ少数民族言語文化生き残りへの摸索—オクシタン語の事例—」（『甲南大学紀要文学編』113号、1999年、137-156ページ。）佐野直子、

前掲論文。

<sup>14</sup> アラン・トゥレーヌ（寿里茂・西川潤訳）『現代の社会闘争——五月革命の社会学的展望』 河出書房新社 1970年。

<sup>15</sup> アラン・トゥレーヌ（梶田孝道訳）『声とまなざし』、新泉社、1983年、113ページ。

<sup>16</sup> 同上、118 - 124ページ。

<sup>17</sup> アラン・トゥレーヌ、フランソワ・デュベ、ミシェル・ヴィフィオルカ、ジュザ・エグデュ（宮島喬訳）『現代国家と地域闘争——フランスとオクシタニー』新泉社、1984年、195ページ。

<sup>18</sup> 同上、195 - 196ページ。

<sup>19</sup> 同上、300 - 301ページ。

<sup>20</sup> 同上、196ページ。

<sup>21</sup> 同上。

<sup>22</sup> 同上。

<sup>23</sup> 同上、197ページ。

<sup>24</sup> 同上、196ページ。

<sup>25</sup> “Viure, trabalhar et decidir al pais” フランス語では“Vivre, travailler et décider au pays”となる。

<sup>26</sup> Pierre Lavelle, *op.cit.* p.528.

<sup>27</sup> “Ôme d'oc, as dreit a la paraula, parla !” フランス語では“Homme d'oc, tu as droit à la parole, parle !”となる。

<sup>28</sup> “Gardarem lo Larzac” フランス語では“Nous garderons le Larzac”となる。

<sup>29</sup> これはオック語であり、フランス語では“Nous voulons vivre au pays”となり、意味は「われわれは『くに』に生きたい」となる。

<sup>30</sup> 「フェリブリージュ運動」については、その性格や歴史的意味をめぐって、さまざまな議論があり、その詳細な検討は別稿にゆずることしたい。

<sup>31</sup> Pierre Lavelle, *op.cit.* p.p.411-439

<sup>32</sup> *Ibid.*

<sup>33</sup> I E O の危機については、トゥレーヌ／デュベ他、前掲書、306 - 309ページを参照。

<sup>34</sup> 同上、318 - 319ページ。

<sup>35</sup> 同上、309ページ。

<sup>36</sup> 同上、310ページ。

<sup>37</sup> 同上、337ページ。

<sup>38</sup> 同上、321ページ。

<sup>39</sup> 同上、88 - 90ページ。

<sup>40</sup> 同上、41ページ。

<sup>41</sup> 同上、28ページ。

<sup>42</sup> スミス（巣山靖司、高城和義他訳）『ネイションとエスニシティ』名古屋大学出版会、1999年、210ページ。

<sup>43</sup> トゥレーヌ／デュベ他、前掲書、300-301ページ。

<sup>44</sup> 同上、91ページ。次のように指摘している。「ブドウづくり農民は言語にかんする討議にはほとんどくわわらないが、かれらにとっては文化の破壊はなにはともあれ生活環境の、生活様式の、村落共同体の破壊をさす」と。また、同書 124 - 126ページにおいても、ブドウ栽培業者の行動と文化的オクシタニスムの結合が疑問視されている。

<sup>45</sup> 同上、161ページ。ブドウ栽培業者キャリクストの例。

<sup>46</sup> Confédération française démocratique du travail フランス民主労働同盟

<sup>47</sup> トゥレーヌ／デュベ他、前掲書、168 - 172ページ。

<sup>48</sup> 同上、300 - 301ページ。

<sup>49</sup> スミス、『ネイションとエスニシティ』、45ページ。

<sup>50</sup> 同上、38ページ。

<sup>51</sup> トゥレーヌ、デュベ他、前掲書、336ページ。

<sup>52</sup> 佐野直子氏は次のように指摘している。「教育運動はオクシタニスム運動が衰退した80年代になってからむしろ大きく前進した」と。佐野、前掲論文、281ページ。

<sup>53</sup> 原聖「言語問題の諸相」（原輝史、宮島喬編『フランスの社会』、早稲田大学出版部、1997年。）

<sup>54</sup> 同上。

## 論 説

### ラモス政権期における国軍の役割についての一考察

—政府・官僚機構への退役軍人の進出をめぐって—

山根 健至

#### 目次

##### はじめに

I. ラモスによる国軍掌握の手法

II. ラモス政権における開発と国軍

III. 政府・官僚機構への退役軍人の進出

むすびにかえて

#### はじめに

本稿では、ラモス政権期における国軍の役割を、退役軍人<sup>1</sup>の政府・官僚機構への進出という現象に焦点を当て、その展開と要因をラモス大統領による国軍の掌握手法と国軍の開発参加という観点から考察する。

フィリピン国軍（以下、「国軍」と表記）はマルコス政権下で政治への関与を深め、その帰結として一部が1986年2月のマルコス政権崩壊のきっかけとなった。その後、国軍の反乱派がアキノ政権に対してクーデターを繰り返しフィリピンを混乱に陥れたが、そういったクーデターは1990年10月を最後に起こらなくなり、フィリピンにおける政軍関係は表面上安定した。そして、続くラモス政権期（1992年～1998年）においては、クーデターはもちろんのこと、特筆すべき国軍による政治への干渉や、国軍と政府との軋轢はみられなかった。しかし、そのようなラモス政権期においても、退役軍人が大量に政府・官僚機構に進出するという現象や<sup>2</sup>、国軍が開発や国内治安などの幅広い分野で様々な役割を担うといったことなど、国軍の役割という観点から無視できない状況があった。

軍の役割は量と質という点から二つに分けることができる。すなわち、アラガッパが言うように軍の役割は統治行為への軍の参加の「範囲（scope）」とそこでの「権限（jurisdiction）」という二つの次元（前者を量的なもの、後者を質的なもの）から構成されるものとして理解できる。こうしたうえでアラガッパは、単なる範囲の拡大はそれほど重要ではなく、権限の拡大

が伴ったときが軍の役割の拡大として重要であると指摘する<sup>3</sup>。しかし、軍の役割の範囲のみが拡大し権限の拡大を伴わなかったとしても、範囲の拡大それ自体が文民政府がそれだけ軍に依存しているということを意味する。またそれは、軍が範囲の拡大に飽き足らず、権限を求める姿勢を将来的に強める要素となり得ることから、中長期的に見ると軍の権限を拡大させる可能性を高めるであろう。それらを考慮すると、権限の拡大を伴わなくとも範囲の拡大それ自体、無視できないものである。そのため本稿では、範囲の拡大も重視したうえで、範囲、権限を合わせたものを軍の役割と呼び考察を進めたい。

フィリピンにおいては開発や国内治安は国軍の伝統的な役割であると言えるが、退役軍人を含む軍人の行政ポストへの任命は、大統領と国軍の関係が「パートナー」と形容されたマルコス権威主義体制期に顕著に見られたものであり、後に国軍の「政治化」を帰結するなどの問題を生み出したものである<sup>4</sup>。こういったフィリピンの経験が示しているのは、軍の役割拡大、とりわけ文民ポストへの進出は、軍の政治志向を生みだす可能性が高いということであろう。以上のことを考慮すると、ラモス政権期における退役軍人の政府・官僚機構への大量進出は、懸念を抱かざるを得ない現象であったと言える。

実際にそれに対する懸念はフィリピン国内に存在した。ラモス政権期において退役軍人の政府・官僚機構への進出が進むにつれ、フィリピン国内ではマスコミ、研究者、市民団体を中心としてマルコス政権期の経験と関連付けられた懸念が幾度となく表明された。ところが、結果的にラモス政権がマルコス政権のように権威主義体制へと転換することではなく、選挙によってエストラーダ政権への交代がなされたため、懸念は杞憂に終わったかたちとなった。そのためか、ラモス政権期における退役軍人の政府・官僚機構への進出は、これまでミランダやヘルナンデスの論文において言及されてはきたが、その要因や背景の考察が十分になされてきたとは言い難いという状況である<sup>5</sup>。

退役軍人の政府・官僚機構への進出という現象は、程度の差はあるがラモス政権後のエストラーダ、アロヨの両政権においても見られるものである。それはフィリピン政治においていわば常態化したものとなった。本稿においてラモス政権期における退役軍人の政府・官僚機構への進出という現象に注目し検討することで、ラモス政権後のエストラーダ、アロヨ両政権も含むポスト・マルコス期のフィリピンにおいて国軍の役割がどのような要因によってどのように展開するのかという問題の一端を明らかにできよう。

本稿では、ラモス政権期における国軍の役割を、退役軍人の政府・官僚機構への進出という現象に焦点を当て、その展開と要因をラモス大統領による国軍の掌握手法と国軍の開発参加という観点から考察する。第一節では、ラモスの国軍掌握手法との関連で国軍の役割がどのような

に展開したのかを検討する。そして第二節では、ラモス政権の開発志向と国軍の役割の関係を検討する。すなわち、ラモス政権の開発志向がどのようなものであったかを概観し、それを受けた国軍の開発における伝統的な役割がラモスによってどのように現代的意味付けを施されたかを考察する。そして第三節では、第二節でみたラモス政権における開発志向と国軍の役割の関係が、退役軍人の文民ポストへの大量任命とどのように関係していたかを検討し、その論理がどのようなものであったかを考察する。

## I. ラモスによる国軍掌握の手法

政権の安定を確かなものとするために、また、あわよくば自らの権力基盤とするために軍の掌握に取り組むということは、フィリピンに限らず途上国のリーダーにとって重要な課題であると言える。アキノ政権期に混乱の要因となった国軍の反乱派や、分裂状態にある国軍といった諸問題を受け継いだラモスにとっても、その掌握は重要な課題であった。フィリピンではそういう課題に対して、大統領が人事権を駆使し軍人や退役軍人にポストを配分して懐柔するといった手法がしばしば用いられてきた。そういう背景を鑑み、退役軍人の政府・官僚機構への進出の要因を考察するにあたって、ラモスの国軍掌握の手法を検討することから始めたい。

### 残存する不安定要素としての国軍

1990年10月を最後に、アキノ政権誕生以来続発した国軍の反乱派<sup>6</sup>によるクーデターは鳴りをひそめた。1991年後半には政府と反乱派との対話が行われ、帰順する反乱派兵士も増加した。さらに、幹部の逮捕も相次ぎ、もはや反乱を起こす人員も資金もないという状況まで反乱派は追い詰められた。

しかし、国軍の反乱派は完全に制圧されず残存し、再びクーデターを起こすという声明や、武力革命を放棄しないという声明を幾度か発することで、政権の揺さぶりを図った<sup>7</sup>。また、1992年の大統領選挙前には、RAMが国軍のメンバーに選挙時における反乱に参加を呼びかけていることが発覚した<sup>8</sup>。反乱派に政権を転覆させる力はもはやないという見方が大勢であったが、少なからぬ数の若手将校が反乱に加わらずとも反乱派の軍人に同情的であったことや、マルコス政権末期に深刻化した国軍内の亀裂が解消されたわけではないことなどを考慮すると、政権に直接的なダメージを与える得る不安定要素のひとつとして、依然として国軍の反乱派は無視できない存在であったといえる。

また、反乱派ほどではないが、懸念材料は国軍内にも存在した。1991年4月にアキノ大統領

が国軍参謀総長にアバディアを任命した際、それが年功序列を無視した政治的な任命であるとして国軍参謀副総長のアギーレが抗議辞任した。この一件は、当国防長官のラモスがアギーレを制し、アギーレがアキノ大統領の決定を尊重すると表明することでひとまずは決着したが<sup>9</sup>、国軍内の多くの将軍がアキノ大統領のアバディア任命に対する懸念を公にするなどし、国軍内の不和が露呈することとなった<sup>10</sup>。また、反乱派グループのひとつである YOU もアギーレ支持を表明した<sup>11</sup>。そういうた国軍内の不和が反乱派や野心的な政治家に利用され、さらなる不安定要因となる可能性は、フィリピンの経験を考慮すると全くないとは言い切れなかったのである。

### ラモスと国軍

そういうた状況下でラモスは 1992 年の大統領選挙に立候補し当選した。ラモス大統領が国軍出身で参謀総長や国防長官を歴任してきたからといって、選挙中から国軍の支持を固めていたわけではなかったし、また、当選後、自動的に何の苦労もなく国軍を掌握できたわけではない。マルコス政権末期、アキノ政権期に亀裂を深めた国軍にあって、事はそう単純ではなかった。

ラモスが自身の経験により国軍からある程度の支持を得ていたことは確かである。実際、選挙戦のラモス陣営には、アルモンテ元准将、クルス元准将、エルミタ元准将、イスレタ元准将、マグノ元少将といった幹部メンバーに加え、現役の軍人も参加し選挙戦を支えたのであった<sup>12</sup>。ただし、ラモスの選挙運動を支援していた国軍情報部門を統括する将軍が、選挙のおよそ 2 ヶ月前に更迭されるといったことが起こるなど、国軍が一枚岩となりラモスを支援していたとは言い難い状況もあった<sup>13</sup>。事実、国軍の支持を得ていたのはラモスだけではなかった。

1992 年の大統領選挙に立候補したのは、ラモス、サンチャゴ、コファンコ、ミトラ、イメルダ・マルコス、サロンガ、ラウレルの 7 人であったが、そのなかでもサンチャゴやコファンコはラモスに匹敵する支持を国軍から得ていたとされる<sup>14</sup>。また、主要な政治連合は国軍内の派閥との関係構築を意識し、退役軍人を自会派から立候補させた。上院議員選挙だけでも 6 会派から 19 人の退役軍人が立候補した。イメルダ・マルコスの「新社会運動」からはマルコスに近かった 7 人が、ミトラの「民主フィリピン人の闘い」からは元国軍参謀総長のビアソンを含む 2 人が、ラウレルの「国民党」からは国軍の反乱派将校で拘留中のアベニナを含む 3 人が、コファンコの「民族主義国民連合」からは元国軍副参謀総長のアギーレを含む 3 人、サンチャゴの「人民改革党」からは 3 人、サロンガの「自由党」からは 1 人が立候補した<sup>15</sup>。このように、各陣営による退役軍人の取り込みが行なわれた。

RAM や YOU はサンチャゴやコファンコ支持と見られ、「反ラモス」の立場を鮮明にしていた。ラモスは国軍内の異端者であるとか、国軍の制度的・利益に冷淡であるとかと常々見なされており、反乱派以外の多くの軍人もラモスではなくコファンコに投票しようと考えていたとされる<sup>16</sup>。フィリピン国家警察筋の解説によると「RAM は大統領選に立候補した 7 人のうち、ラモス氏以外はだれでも受け入れる余地があった。アキノ政権 6 年で反乱を鎮圧し続けたラモス氏だけは許せないと考えている」という状況であった<sup>17</sup>。

1990 年に出された、クーデターの要因を分析した政府報告書には、1989 年 12 月のクーデターなどの背後に、政治家、財界人がスポンサーとして存在していた可能性が示されている<sup>18</sup>。分裂した国軍の一部が、野心を抱く政治家と結びつくことによって不安定要素として顕在化したわけである。各派から退役軍人が立候補したように政治家が軍人とのつながりを維持、模索していることが示された<sup>19</sup>。そのような政治家と軍人との関係はフィリピンでは新しいものではないが、マルコス政権期を経て政治志向の度を強めた国軍にあって、亀裂をさらに深刻化し再び不安定要因となりかねないものであった。

### ラモスの国軍掌握の手法

分裂した国軍をいかにして統一するか、あるいは統一は無理にしてもいかにして求心力を維持するかということが、新たに大統領に就任したラモスの重要な課題となった。そのような課題に対するラモスの対応は国軍の役割とどのように関連したのであろうか。

ラモスの対応は、幹部には退役後のポストをちらつかせ、中堅クラス、一般の兵士には昇進機会の増加、待遇の改善、反乱兵士には恩赦を与えるといったものであったといえる。

選挙後の人事における閣僚ポストへの元軍人の任命についてラモスは慎重な姿勢を崩さなかったが、低位のポストへの任命は当選直後から示唆しており、当選直後からいわゆる「おいしい」政府ポストを狙う複数の退役軍人と会っていたとされる<sup>20</sup>。

7 月はじめに、国家安全保障会議の議長にアルモンテ、報道次官にイスレタ、公務員社会保険機構会長にマグノ、ニノイ・アキノ国際空港の空港長にクナナン元大佐、税関局長にパライノ元大佐が任命された。1 週間後には、輸出加工区庁長官にハルディニアノ元海軍参謀長、社会保険機構理事にバレンシアを任命した<sup>21</sup>。そのなかでも、前述したようにアルモンテ、イスレタ、マグノは選挙中、ラモスの選挙参謀として活躍した人物である。また、パライノはアルモンテに極めて近い人物であるとされる。国軍出身のラモスの側近に元軍人がいることは不思議ではないし、選挙直後の人事が程度の差こそあれ論功行賞の色合いを帯びることが避けられないことを考慮すると、ラモスの選挙活動に協力した元軍人たちにポストが与えられるることも

また不思議ではない。しかし、後述するが、これら元軍人の任命により政権内に軍人派閥が形成され、国軍の影響力の回路となつたことは無視できない。

また、国軍の掌握のための改革の一環として、多数の将校の昇進が行なわれた。5人の少将の中将への昇進、3人の准将の少将への昇進がなされ、昇進できずにいる大尉の不満を解消するために、大尉から少佐への昇進人員枠の大幅な拡大がなされた。同時に、国軍内の「ならず者」、「不適格者」を排除するよう命令した。その他にも、軍人の衣料品手当を増額し、住宅手当の増額、優秀な将校、兵士に対する奨学金制度や、保険制度の整備の検討を命じた<sup>22</sup>。

尉官クラスの若手将校はアキノ政権期から政権や国軍幹部に対する不満の温床となっており、反乱派に同情的な将校が多い。そのため、彼らの不満を和らげるという意味で尉官の昇進は重要であった。また、アキノ政権期における国軍の反乱に参加した軍人の多くが、後ろ盾となる「スポンサー」から賃金を受け取り反乱に参加していたことを考えると、金銭目当てで反乱に参加する軍人を減らすためにも待遇の改善は必要であった<sup>23</sup>。

最も厄介な反乱派の処遇であるが、ラモスは反乱派に恩赦を与えるとともに、政界進出を認め民主制の枠内に組み込むという手法で臨んだ。

アキノ政権末期から反乱軍と国軍幹部との間で交渉が行なわれていたが、ラモスは大統領に就任後、国家統一委員会を設置し、国軍の反乱派、共産主義勢力、イスラム勢力<sup>24</sup>に対し本格的な和平政策を開始した。1992年9月末には、和平政策の最初の段階として、大規模な特赦を認めた。ここでは和平政策の全てを詳細に記述することはせず、国軍の役割との関連で重要なと思われる点についてのみ述べていきたい。

国軍の反乱派、特にRAMはラモス政権が誕生する前後にはすでに活動に行き詰っていた。彼らはもはや武装闘争は不可能であると考え、合法的な枠組みの中での政治活動を模索し始めていたのであった。そういうなか1995年の選挙にRAMから上院、下院、知事、市長などに10人が立候補した。結果は、RAMのリーダーであるホナサン元中佐が上院議員に、他の1名が地方の市長に当選したというものであった<sup>25</sup>。この結果はRAMにとって満足できるものではなかったが、全国区で選出される上院議員にRAMのリーダーであるホナサンが当選したことは、過去の反乱が事実上許されたことを意味した。そしてそれを可能にしたのはラモスとアルモンテであった。下院および知事に立候補したカプナン、ノブレといったRAMのメンバーたちは、ラモス側近のアルモンテの後押しで与党の公認を獲得し、また、野党から上院に立候補したホナサンもラモス政権の支援を受けていたとされる<sup>26</sup>。選挙後には、ホナサンを当選させるため、票集計の不正操作に政権が関与したとの主張もなされた<sup>27</sup>。

いずれにしても、反乱を繰り返した国軍の反乱派幹部を、民主制の枠内に取り込むことがで

きたわけである。これにより、反乱事件が発生する可能性が極めて低くなり、政治的安定化が大きく前進したことは確かであろう。しかし、反乱を繰り返し、多くの人権侵害にも関与が指摘されている反乱派の幹部が、お咎めも受けず政界に進出することができたということは、現役の軍人に対してどのような心理的影響を与えるのであろうか。反乱に参加しても厳しい罰を受けることがないどころか、政治家になることさえ可能であるという前例をつくることになった解決は、マッコイが指摘するように、国家テロの遺物を放置し、国軍の改革を妨げるものであると言わざるを得ないであろう<sup>28</sup>。

このように、ラモスの国軍掌握手法が、退役軍人の政府・官僚機構への進出の端緒となつたが、それをさらに展開させたのはもうひとつの要因の存在である。次節以降で検討するように、ラモス政権の志向する政策との関連で、開発における国軍の伝統的役割が現代的意味付けを施され展開したのに連動し、退役軍人の政府・官僚機構への進出がさらに顕著なものとなつていくのである。

## II. ラモス政権における開発と国軍

### ラモス政権の課題：経済発展と安定化

マルコス政権崩壊の遠因となった 1980 年代の経済危機は、アキノ政権成立後に若干の落ち着きを取り戻すが、相次ぐ反乱事件や、腐敗の蔓延、電力事情の悪化、自然災害などによりフィリピン経済は再び停滞し、1990 年代初頭の経済成長率は急激に鈍化した。そういう状況下の 1992 年に大統領に就任したラモスの重要な課題のひとつは、停滞するフィリピン経済を建て直し、持続的な経済成長を達成することであった。

ラモスは経済発展に必要な環境として、経済開放、政治的安定化、汚職や犯罪への対処を挙げている。なかでも、投資や経済成長に適した環境を創り出すために反政府勢力や治安の悪化といった不安定要素を取り除き国内を安定化することが、大統領自身によって経済再建の条件であると規定された<sup>29</sup>。1993 年 1 月には経済発展に向けた戦略的枠組み、「フィリピン 2000」を打ち出し、2000 年までにアジア NIES 入りすることを高らかと謳い上げた<sup>30</sup>。そういうラモスの構想を体系化したのが「中期フィリピン開発計画（1993－1998 年）」の策定であった。それは、構造調整を前提とした、経済自由化、民営化促進、外国投資奨励、産業の独占排除などを内容とする政策のセットで、ラモス政権の経済・社会開発計画の骨格となるものであった<sup>31</sup>。なかでもラモスが重視したのが外資の導入であった。そのため大統領に就任後、ラモスは頻繁に海外へ渡航し、フィリピンへの投資を訴えた<sup>32</sup>。「フィリピン 2000」において、経済成長に

不可欠の前提として政治的安定、平和秩序の達成が挙げられているように<sup>33</sup>、外資を導入し経済発展を進めるというラモスの構想にとって、政治的安定は最優先課題となった。前節で検討したラモスによる国軍の掌握も、経済発展の前提である政治的安定を確かなものにするためという性格があった。

こういったラモス政権の志向は国軍の役割にも影響を与えた。ラモスは経済発展という課題の達成のために国軍の有する能力や資源を最大限に活用することを打ち出していく。

#### フィリピン国軍と開発：国軍の開発参加における目的の諸側面

フィリピンにおいて国軍が開発に携わるのは新しいことではない。しかしその目的には若干ではあるが重要な相違が指摘できる。

1950年代にフク団の反乱が深刻化したことを受け、当時の国防長官であったマグサイサイが国軍を開発分野に投入したのが最初の国軍による開発参加である。フク団は社会経済的な不平等に不満を持つ民衆を支持基盤とし、不満層の増大とともにその基盤は拡大の一途を辿っていた。フク団を共産主義勢力とみなしその拡大に危機感を覚えたアメリカは、当時国防長官で後に大統領となるマグサイサイに、社会経済状況を改善しフク団の民衆基盤を掘り崩すため、国軍を地域共同体を基礎とする社会経済開発に従事させる取り組みを開始させた。1951年に経済開発部隊(Economic Development Corps: EDCOR)が設置され、国軍の開発参加が進められた<sup>34</sup>。ここで EDCOR の細部に深入りはしないが、EDCOR においては開発がフク団の反乱鎮圧の一環として位置づけられ、その動機、目的があくまで軍事的なものであったことはおさえておきたい。

そういった国軍の開発における役割をさらに拡大したのがマルコスである。マルコスは大統領に就任後、国軍を彼の経済開発計画の中核に据えることを明らかにした。マルコスは経済開発4カ年計画(1967-1970)に従来から実施されていた国軍の社会経済開発任務を組み込み、エンジニアリング、輸送、通信、訓練、計画といった国軍の有する能力を、道路建設、学校の建設、灌漑システムの改善、洪水の統制、移住計画の管理、医療サービスの提供といった広範囲にわたる開発事業に活用した。こういった開発任務の拡大に対応するため、国軍の工兵部隊の増強が行なわれた<sup>35</sup>。このようなマルコスによる国軍の開発への投入規模拡大は、その目的の重点が、当初の反乱対策、すなわち軍事目的から国家の開発そのものへと移行していることを示している。

付言すると、マルコスが開発事業へ国軍を登用した背景には、国軍が必要とする資源を援助等に依拠しながら供給することや国軍に政治上の重要な役割を供給し、その見返りとして国軍

からの支持を強化するという意図があった<sup>36</sup>。このように様々な側面があつたマルコス政権期の国軍の開発参加であるが、それは、軍人、退役軍人の行政ポストへの進出に道を開くものとなつたのである。

マルコス政権崩壊後のアキノ政権期にも国軍は開発に携わっていたが、共産主義勢力の勢いがピークにあつた 1980 年代後半の背景を反映して、それは共産主義勢力対策といった色合いが濃く出ていた。共産主義勢力の制圧を目指した国軍の“Lambat Bitag (Net Trap)”といった作戦においては、共産主義勢力の民衆基盤を掘り崩すための社会経済開発が作戦の柱とされている<sup>37</sup>。

こうして概観してみると、国軍の開発参加の目的には三つの側面があつたことが指摘できよう。第一は、共産主義勢力(あるいはフク団)対策、すなわち軍事目的という側面であり、すでに述べたように国軍の開発任務はこれを目的として始つた。第二は、経済発展そのものに重点を置いたものである。共産主義勢力対策を目的とした国軍の開発参加と、経済発展を目的としたそれでは、開発における国軍の役割の質・量が異なることは容易に想像できようが、マルコスは後者を国軍の開発参加の目的の核とし、国軍の開発における役割を自らの経済開発計画に組み込み国軍の役割を拡大させた。そしてそれは第三の、国軍をマルコスの権力基盤とするという側面と連関して、軍人、退役軍人の政府・官僚ポストへの進出を顕著なものとしていた。

マルコスの開発計画に組み込まれ進められた国軍の開発参加が、同時に様々な領域での国軍の役割拡大を帰結したことや、国軍の性質に変化をもたらしたことを思い起こせば、ラモス政権期において、どのような論理で、あるいはどのような目的で国軍が開発に参加しているのかという点を検討する必要があろう。

### 「フィリピン 2000」と国軍の開発参加の現代的意味付け

政権発足後まもなく、ラモスは開発における国軍の役割を「フィリピン 2000」と関連させ始める。ラモスは 1993 年 3 月のフィリピン陸軍 96 周年式典の場で、途上国の経済、社会における軍の役割の重要性を強調し、フィリピン国軍を近代化の推進役であり国家建設の機能を有する組織であると述べ、「フィリピン 2000」における国軍の参加の必要性をアピールした<sup>38</sup>。その後も、1993 年 12 月 21 日のフィリピン国軍 58 周年記念の式典や、1994 年 3 月 22 日のフィリピン陸軍 97 周年記念式典の場でも、例えば、陸軍は草の根レベル、全国レベルで国家開発のビジョンを浸透させ目標を現実化できる組織、能力、リーダーシップを有しているため、目標達成に多大な貢献ができるなどと、「フィリピン 2000」や国家建設における国軍の役割の重

要性を繰り返し強調した<sup>39</sup>。

ラモスによる国軍の開発参加と「フィリピン 2000」との関連付けは、フィリピン国内外の環境の変化を受けたものであったが、環境の変化と国軍の役割をどのように関連付けるかについては、当初、国軍幹部とラモスとの間に若干のズレがあった。

1990 年代に入り、国内の共産主義勢力は衰退し<sup>40</sup>、対外的安全保障を提供してきた米軍基地は冷戦の終焉と時を同じくして撤退したというように、それまでフィリピン国軍の役割を規定してきた国内外の環境は大きく変化した。そのような環境の変化は、国軍幹部にフィリピンを取り巻く安全保障環境の変化としてだけではなく、国軍の役割転換の機会として認識された。例えば、当時国軍参謀総長であったアバディアは、国内の安定がいっそう確立したという事実や、起こり得る対外的脅威から国家を防衛することが至上の責務であるとの認識から、国軍の任務を従来の対内的なもの、すなわち国内における反乱鎮圧任務や治安の維持といったものから対外的な国防任務へとシフトさせることを提言している<sup>41</sup>。それは同時に、周辺国に見劣りする国軍の現在の装備、特に海軍と空軍の装備を新たな任務に見合った近代的な装備へと転換することが必要性であるという認識を国軍幹部の間に生んだ<sup>42</sup>。そして、1991 年頃から国軍は装備の近代化を進めるため近代化法の制定を目指し議会にはたらきかけていた。

しかし、国軍の近代化プログラムに予算を割くことにより経済発展の妨げになるとの懸念が議会にあったため、法案の成立は容易ではなかった。そのため国軍は近代化プログラムにおける「開発推進力」を強調することで議会の支持獲得を模索しなければならなかつた<sup>43</sup>。また、ラモス政権は国軍近代化法の成立にあまり熱心ではなかった。ラモス政権のスタンスは、国軍の通常兵力のみを発展させるプログラムへは多額の資金配分をせず、国軍近代化プログラムは国内の経済アジェンダに従属させるというものであった<sup>44</sup>。国軍の式典での演説においてもラモスは「国軍の近代化、国防の強化は、国民経済の再活性化と国際的競争力の獲得にかかっている」と述べている<sup>45</sup>。

このようにラモス政権や議会が前向きではなかったため、国軍近代化法の成立は 1995 年まで待たなければならなかつた。すでに 1994 年秋の時点で、法案の内容は国軍幹部が 1991 年に意図した目的とは大きく異なるものとなっており、それは国軍の対外的防衛能力を高めるというよりも、環境保護や国家の工業化に国軍を活かすことに力点が置かれていた<sup>46</sup>。国軍の役割を対外的なものに転換するという精神は、法律の成立過程で薄められていった<sup>47</sup>。

そもそも、国軍が任務の対外化の根拠とした上記の環境の変化は、ラモスにとっては異なつた意味を有していた。例えばラモスは、アバディア国軍参謀総長の退役セレモニーの場で、「アジア太平洋地域や世界における政治、経済、安全保障環境の進展といった背景を受け、国軍の

開発における役割を認識するよう新しい国軍の指導者に命じる。国軍は、社会サービス、経済発展に適した環境の促進、環境保護、災害救助、復興支援や他の支援プログラムなどの提供において一層積極的な役割を担うべきである」と述べたうえで、新しい国軍の指導者が国家の目標に一層関心を持ち、それに調和するべきであり、国軍の役割の拡大が「フィリピン 2000」に寄与することに期待すると表明した<sup>48</sup>。そこに含意されているのは、フィリピンの安全保障環境の変化、とりわけ国内の共産主義勢力の衰退によって国軍の安全保障における役割が減少したため、その余力を開発に活用するということであろう。

そんな中、国軍の幹部の認識も微妙に変化していった。アバディアの後に国軍参謀総長に就いたエンリレは、国軍の役割に関して、それを対外的なものに転換する必要性を述べると同時に、開発における国軍の役割の重要性も強調している<sup>49</sup>。このように、すでに国軍幹部の認識としては、国軍の近代化は国軍の任務を対外的任務へと特化することと同義ではなかった。

そういったラモスや国軍幹部の考えは“Unlad Bayan (National Development)”と名づけられた国軍の作戦計画に反映されることとなった。Unlad Bayan は国家建設への国軍の参加をその目的とし、冷戦後の国際環境の変化、国内の安全保障環境の変化を受けてこれまでの国軍の役割を反乱鎮圧任務から政府の推進する開発への積極的参加へと転換するものであると謳っている<sup>50</sup>。その役割は、政府および地方自治体の開発プロジェクトの補佐、社会経済インフラの整備、公共サービスの提供などの支援、社会開発の参加者としての共同体の教育、訓練、組織化、災害の予防あるいはその被害の軽減、環境保護などを担う共同体の援助、訓練などあらゆる分野にわたっている<sup>51</sup>。

また、「国内における安全保障環境の改善や進行中の和平交渉は、政府が 2000 年までに NIES の地位を獲得するための推進力となる。さらにそれは、国軍の防衛モードが徐々に対内的なものから対外的なものへとシフトすることを可能にし、そして、政府の経済開発推進に国軍の新しい役割が寄与する機会を与えた」<sup>52</sup>と述べられていることからもわかるように、安全保障環境の変化は、国軍の任務のシフトのみならず、開発における国軍の役割を充実させる機会として捉えられている。

このように、フィリピンを取り巻く環境の変化を受け、開発における伝統的な国軍の役割が現代的意味付けを施されラモス政権の開発政策の中に位置づけられたのであった。フィリピンにおける国軍の開発への参加の歴史を考慮すると、それは社会的にも受容されており、それほど問題とすることでもないかもしれない。しかし、国軍の開発への参加はそれ自体が国軍の役割の拡大であるとともに、次節で検討するように、さらなる拡大の口実ともなり得るのである。つまり、現代的な意味付けをなされた国軍の開発参加は、退役軍人を文民ポストに任命する際

の正当化の論理と密接に関係しているのである。

### III. 政府・官僚機構への退役軍人の進出

退役軍人の文民ポストへの任命は、国軍掌握の一環としてアキノ政権期にも行なわれていたが<sup>53</sup>、ラモス政権期のそれは規模においてアキノ政権期を凌駕している。また、その目的においても国軍の掌握という観点からだけでは捉えきれない。

すでに述べたように、1992年大統領選直後のラモスによる任命によって、結果として政権内に軍人派閥が形成されることになった。軍人派閥は、アルモンテを中心として、ラモスの選挙を支援したイスレタやクルスなどの退役軍人、加えてアキノ政権から国防長官として留任した元国軍参謀総長のデヴィーリヤらによって形成され、新政権において非公式ではあるが大きな影響力を有するようになった<sup>54</sup>。さらに、政権発足のおよそ一ヶ月後には、政権内に存在するとされる派閥の中で最も強力な派閥となり、政策について対立する閣僚を辞任に追い込もうと画策していると言われた<sup>55</sup>。

退役軍人の文民ポストへの任命は、上述した選挙直後のラモス側近の任命に留まらなかった。閣僚級ポストに限っても、ラモスは1993年5月、公共事業道路省の長官に元陸軍の工兵で朝鮮戦争にも参加したビヒラールを任命し、1996年3月には、内務自治省長官に元フィリピン警察軍のバーバース、大統領府運営部の長官には元国軍参謀副総長のアギーレを任命した。さらに1997年4月には、元国軍参謀総長のエンリレを運輸通信省の長官に任命した<sup>56</sup>。閣僚級ポストに加え、省庁の次官級、局長級ポストや、公社、国営法人、政府系金融機関の長、幹部ポスト、在外公館公使などを含めると、1997年4月時点に把握できただけでその数は100名を超える（表参照）。

ドロニラが指摘するように、将校たちを文民ポストに任命し官僚機構に吸収することで、彼らが不満を募らせクーデターを企てることを阻止することをラモスが狙ったことは事実であろう<sup>57</sup>。アキノ政権期に国軍参謀総長の任命をめぐり副参謀総長を抗議辞職し1992年の上院選舉に野党から立候補したアギーレや、NGOによって公表された、人権侵害に関与した軍人トップ20のリストに名を連ねたRAMのメンバーも文民ポストに任命されていることなどから、ラモスが自らの側近だけでなく幅広く退役軍人を取り込むことで、分裂した国軍に対する求心力強化を狙ったことが窺える。

そしてその任命は、前節でみた開発への国軍の参加の論理と国軍将校の能力との関連付けによって正当化されている。

上述したように、ラモスは冷戦後における国内外の環境の変化や国軍の有する能力を根拠として、国軍の開発参加に現代的意味付けを施していたが、退役軍人や軍人の文民ポストへの任

表：退役軍人の政府・官僚機構への進出

## 閣僚級ポスト

国防省長官	レナト・デビーリヤ
公共事業道路省長官	グレゴリオ・ビジラール
国家安全保障顧問	ホセ・アルモンテ
内務自治省長官	ロベルト・バーバーズ
運輸通信省長官	アルトウーロ・エンリレ
大統領府運営部長官	アレキサンダー・アギーレ

## 次官級、局長級、公社関連など

国家灌漑庁長官	オルランド・ソリアノ
フィリピン・ココナツ庁長官	ビルジリオ・デヴィット
国家情報調整局局長	アルフレッド・フラー
経済情報調査局局長	セルバンド・ララ
海事産業局局長	プロ・ガリード
税関局長	ギジェルモ・パライノ
フィリピン港湾庁長官	カルロス・アグステイン
報道次官、フィリピン情報局局長	オネスト・イスレタ
APEC 安全保障委員会委員長	リサンドロ・アバディア
陸運局、運輸通信省長官補佐	マヌエル・ブルアン
経済情報調査局副局長	フェデリコ・マカバサオ
国家電化庁理事	テオドリコ・サンチェス
クラーク開発公社社長	ロメロ・デヴィット
基地転換開発公社社長	ビクトリー・バスコ
バターン・テクノロジーパーク会長	アルテミオ・タティアル
フィリピン国有鉄道セネラル・マネージャー	ホセ・ダード
首都圏鉄道顧問	エルナニ・フィゲロア
公務員社会保険機構会長、フィリピン航空取締役	ホセ・マグノ
社会保険機構理事	レナト・バレンシア
IBC 13 会長(テレビ局)	エミリアノ・テンプロ
フィリピン娯楽ゲーム公社社長	オルランド・アントニオ
フィリピン在郷軍人投資開発公社理事	ロメオ・レシナ
フィリピン慈善宝くじ事務局局長	アブラハム・マヌエル
フィリピン航空 委員	ローベン・アバディア
選挙管理委員会委員長	マノロ・ゴロスペ
国営電力公社 委員	ロメオ・オディ
オンブズマン	アンラノ・デスレルト
駐ベトナム大使	マリアノ・バッカイ
駐韓国大使	エルネスト・ヒダヤ
駐サウジアラビア大使	ロムロ・エスバルドン
駐カンボジア大使	テルモ・クナン
駐インドネシア領事	イサイアス・ベゴニア
駐サンフランシスコ総領事	アルフレッド・アルメンドララJr.
フィリピン赤十字会長	ロメオ・エスピノ
税関局 麻薬部局長	ローランド・サクラメント
税関局 情報局長	ゴドフレッド・オロレス
ビンガ水力発電所運営委員	マリオ・エスピナ
ビンガ水力発電所運営委員	ジュニー・ルカス
公有地公団 委員	グレゴリオ・フィデール

(注1) PDI, April, 15, 1997, PDI, April, 16, 1997 をもとに筆者が整理し、高位の主要ポストを中心に抜粋している。

(注2) 閣僚級以外については、軍人が退役後に任命されることが比較的容認されそうな国防省、警察関連のポストを除いている。しかし、文民統制という観点からすれば、それらのポストにも文民が就くことが望ましいと言える。

命においては特に軍人個人の能力に対する高い評価が正当化の根拠、論理として用いられていた。報道次官のイスレタが「私のような退役軍人は『フィリピン 2000』の成功を確かなものにするため、大統領を助けているにすぎない」<sup>58</sup>と述べているが、実際、フィリピン・デイリー・インクワイアラー紙のコラムニストであるドロニラが指摘するように、また、前述の表からも垣間見えるように、多くの退役軍人たちが任命された、安全保障、インフラストラクチャー、運輸通信のような分野は、「フィリピン 2000」に密接に関連し、その推進に重要な分野であった<sup>59</sup>。

例えば、ラモスは、エンリレの運輸通信省長官任命に際して、任命はエンリレの経験や業績に基づいたものであり、「運輸通信省長官のポストは、国家の近代化を推進するラモス政権が同省に課した主要なプロジェクトの迅速な展開と完遂に向け、同省の官僚組織を効率的かつ円滑に機能させるために非常に重要である」ため、長官には能力のある人物がふさわしいと述べ、自身の開発政策と関連させ任命を正当化している<sup>60</sup>。ラモスは、退役軍人たちが現役時代に大規模な組織を統制し管理してきた経験や、公費の支出を監督してきたという経験を高く評価しているようである<sup>61</sup>。

そういった任命の論理に含まれる軍人の能力への高い評価は、国軍内で広く共有されているものであった。例えば、ある国軍の幹部は退役軍人の文民ポストへの任命を、「我々は国軍内部に文民に劣らない能力を持つ人員を有している」と正当化する<sup>62</sup>。また、RAM のスポーツマンと幹部が、「能力があり適任である限り、退役軍人が政府の役職に就いてはいけない理由などない」、「国軍と文民官僚組織に類似点はある、大きな違いはない」と述べるなど、軍人の行政能力の高さへの自信が窺える<sup>63</sup>。

そういった軍人の能力への評価は、政府・官僚機構のポストへの退役軍人任命を正当化するためのレトリックなのであろうか、あるいは軍人の能力がラモス政権の推進する開発政策に寄与すると本当に考えていたのだろうか。ここで指摘できることは、ラモスや彼の側近であるアルモンテの間では、軍人の能力に対する高評価は、行政機関への低評価、つまり国家の能力への低評価と表裏をなしているということである。

例えばラモスは、政権発足後最初の 200 日についての報告書で、官僚組織を開発にとっての障害であるとみなしてさえいる<sup>64</sup>。また、特にアルモンテが、退役軍人は卓越した刷新者であり有能な執行者であるという信条の熱心な信奉者であるとされるが、彼は弱い行政機関しか持たない国家においては、強い政治的リーダーシップがその弱さを補うという認識のもと、インドネシアやタイ、ミャンマーのような、軍人と文民エリートとのパートナーシップの必要性を強調していた<sup>65</sup>。そのアルモンテが、退役軍人の文民ポストへの任命の背後にいると指摘され

る<sup>66</sup>。

付け加えると、アルモンテは、経済発展における自律的な国家の重要性を強く認識していた。彼は韓国や台湾の経験から、後発工業化国の経済成長にとって強い国家、あるいは政府機関の質の向上、強力なオリガーキーの要求に抵抗できる有効な政府、すなわち自律した国家が必要であると認識している<sup>67</sup>。例えば、「領域や国民に対する支配を主張する組織であるとみなされる国家は、社会集団や階級、社会の要求、利益の単なる反映ではない目標を設定し、追及する」ことが国家の自律性であるとされるが<sup>68</sup>、フィリピン国家は歴史的にそういった意味での自律性を欠いていた。国家の弱さは、国家の能力の弱さと国家の自律性の弱さという二つの側面から理解できるが、ラモス、特にアルモンテは、フィリピン国家にはその両方が欠如しているとみなしていたのであろう。

フィリピン国家の能力や自律性が欠如していることはつとに言われてきたことであり、この点に関してラモスやアルモンテの認識が的外れであったわけではないであろう<sup>69</sup>。しかし、こうした国家の能力や自律性の欠如が、彼らの言う「有能な軍人」によって補完されるとする主張は、退役軍人を行政ポストに任命する際の正当化に用いられるレトリックとしてではなく、客観的に正当なものであったのだろうか。その問題は本稿の目的を超えていたのに加え、それを明らかにすることは容易ではない。ここでは、退役軍人の政府・官僚機構への進出が、国軍の開発参加との関連で正当化されていたことを確認しておきたい。

### むすびにかえて

本稿では、ラモス政権期における国軍の役割を退役軍人の政府・官僚機構への進出という現象に焦点を当て、その展開と要因をラモス大統領による国軍の掌握手法と国軍の開発参加という観点から考察してきた。

国軍の掌握が政治的安定の達成に不可欠であるという状況下で、ラモスが国軍掌握手法のひとつとして文民ポストを配分したことが、退役軍人の政府・官僚機構への進出の端緒となった。加えて、国軍の伝統的役割である開発任務が、ラモス政権の開発志向とフィリピン国内外の環境の変化を背景として、ラモスにより現代的意味付けを施されたことも関係しており、それが、ラモスや側近のアルモンテなどの国軍幹部による軍人の能力に対する高評価と相俟って、退役軍人の政府・官僚機構への進出を促したのであった。またそれが意味していることは、ポスト・マルコス期のフィリピンにおける国軍の役割が、大統領の政策によってある程度展開するということであろう。それを敷衍して言えば、大統領が国軍の選好を民主制の枠内で媒介するア

ターとなり得るということである。すなわち、国軍にとって誰が大統領であるかということは、極めて重要なこととなる。

退役軍人の政府・官僚機構への進出に関して付け加えておくと、仮に退役軍人たちの行政能力に問題はないとしても、やはり退役軍人が大量に政府・官僚機構に進出することは、政軍関係にとって影響なしとは言えない。ヘルナンデスがハンチントンを引いて指摘するように、権威主義的で議論を好まない、すなわち、迅速さや効率性を重んじる非民主的な問題解決方法を好み、忠誠と従順が至高の価値であるとみなす軍人に特有の「軍人精神 (military mind)」が支配的になれば、民主化は停滞するのである<sup>70</sup>。実際、ラモス政権期において成立が目指され、マルコス政権期を想起させた「反テロ法」や、ラモス大統領の任期延長を意図したとされる憲法改正の動きなどは、ヘルナンデスの危惧したことのひとつの現れであったのかもしれない<sup>71</sup>。

また、当然のことながら、フィリピン国内でもこのような人事は政府の「軍事化」として批判的となった。マルコス政権を経験したフィリピンにおいて、こういった人事に対する拒否反応があるのは当然であろう。実際、退役軍人が閣僚ポストに任命されるたびに、マスコミは大きく取り上げ懸念を示す意見を掲載した。しかし、政治アリーナにおける国会議員の反対意見や懸念の表明は、野党による与党攻撃という政治的性格が強く、広がりはなかった。

民主制下においてそういった現象を可能にした要因、背景、あるいは積極的に進めたわけではないにしろ許した土壤はどういったものであろうか。これについては他の機会に詳しく考察したい。

(Takeshi Yamane, 本学大学院国際関係研究科研究生)

<sup>1</sup> 本稿において「退役軍人」とは将官や佐官などの上級将校を経験した退役軍人を意味する。すなわち、一般的の兵士の退役軍人は含まない。

<sup>2</sup> Carolina G. Hernandez, "The Military and Constitutional Change: Problems and Prospects in a Redemocratized Philippines," *Public Policy* Vol. 1, No. 1, 1997, pp. 53-54.

<sup>3</sup> Muthiah Alagappa, "Investigating and Explaining Change: An Analytical Framework," Muthiah Alagappa ed., *Coercion and Governance: The Declining Political Role of the Military in Asia*, Stanford University Press, 2001, p. 32. 軍の役割拡大は、それ自体が軍の政治意識に影響を与えるのに加え、既得権益を生み出す。そしてその利益の保持が、さらなる政治関与へのインセンティブとなるのである。因みに、軍の政治介入の要因として「軍の団体としての利益(military's corporate interests)」の保護と増大を強調するのは、Eric A. Nordlinger, *Soldiers in Politics: Military Coup and Governments*, Prentice-Hall, 1977.

<sup>4</sup> その後、民主化期において国軍の一部がさらに政治関与への志向を強めたが、それは、マルコス政権下で政治・経済・社会での役割を拡大させたことを基礎的な要因として、そこにマルコス政権打倒において国軍が重要な役割を担ったであるとか、アキノ政権を反乱派のクーデターから守ったのは国軍であるとかといった自負心が付け加えられたことが要因であると言われる。Felipe B. Miranda and Rubin F. Crion, "Development and the Military in the Philippines: Military Perceptions in a Time of Continuing Crisis," Soedjati Djwanjono and Yong Mun Cheong, eds., *Soldiers and Stability in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, 1988, p. 201; Viberto Selochan, *Could the Military Govern the Philippines?*, New Day Publishers, 1989, p. 8; Gretchen Casper, *Fragile Democracies: The Legacies of Authoritarian Rule*, University of Pittsburgh Press, 1995, pp. 170-171; Benjamin N. Muego, "Civilian Rule in the Philippines," Constantine P. Danopoulos, ed., *Civilian Rule in the Developing World*:

*Democracy on the March?* Westview Press, 1992, pp. 218-219.

<sup>5</sup> ラモス政権期の大統領と国軍との関係や国軍の役割の展開に限らず、ラモス政権期以降のフィリピンにおける政軍関係を扱った研究は少ない。ラモス政権期の前期、中期における政軍関係に言及した研究として、Hernandez, 1997, op. cit., pp. 42-61, Felipe B. Miranda, *The Philippine Military at the Crossroads of Democratization*, SWS Occasional Paper, 1996、伊藤述史『民主化と軍部：タイとフィリピン』慶應義塾大学出版会、1999年、などがある。

<sup>6</sup> 国軍の反乱派は大きく分けて、国軍改革運動(Reform the Armed Forces Movement: RAM)、青年将校同盟(Young Officer Union: YOUN)、マルコス忠誠派の三派が存在する。本稿で「反乱派」と表記する場合、上記三つの組織を総称している。

<sup>7</sup> *Philippine Daily Inquirer*(以下、*PDI*) August, 8, 1991, *PDI*, October, 28, 1991, *PDI*, November, 1, 1991.

<sup>8</sup> *PDI*, April, 21, 1992, *PDI*, April 22, 1992.

<sup>9</sup> *PDI*, April, 9, 1991, *PDI*, April, 11, 1991, *PDI*, April, 14, 1991.

<sup>10</sup> *PDI*, April, 20, 1991.

<sup>11</sup> *PDI*, April, 23, 1991.

<sup>12</sup> Sheila S. Coronel, *Coups, Cults & Cannibals: Chronicle of a Troubled Decade, 1982-1992*, Anvil Publisher, 1993, p. 87.

<sup>13</sup> *PDI*, March, 10, 1992.

<sup>14</sup> Jonathan Karp, "The uncertain victor," *Far Eastern Economic Review*(以下、*FEER*), 18, June, 1992, p. 20

<sup>15</sup> *PDI*, 30, April, 1992. ラモスの「ラカス・キリスト教民主国民連合(Lakas-National Union of Christian Democrats: Lakas-NUCD)」、エストラーダの「フィリピン大衆党(Partido ng Masang Philipino: PMP)」からの立候補はなかった。

<sup>16</sup> Rigoberto Tiglao, "Man of the Makati Club," *FEER*, 28, May, 1992, p. 14. 実際、ボニファシオ基地内の票ではコファンコが勝利していた。また、アギナルド基地内、クラメ基地を取り巻く地区の票ではラモスがかろうじて勝利を収めたものの、軍人や警察官、政府職員の票からなる不在者投票、ビリヤモール空軍基地内およびボニファシオ基地を取り巻く地区的の票では、ラモスは敗れていた。*Manila Chronicle*(以下、*MC*), June, 26, 1992. 因みに、基地の周囲には軍人の家族や関係者が多く居住しているため、投票結果には軍人の選好が反映されやすい。

<sup>17</sup> 松永努「ラモス新政権が引きずる重い足かせ」『世界週報』、1992年6月9日、71頁で引用。

<sup>18</sup> 1989年12月の反乱事件には、ファン・P・エンリレ上院議員、ダンディン・コファンコといった政治家や財界人の関与の可能性が示唆されている Republic of Philippine, *The Final Report of the Fact-Finding Commission*, 1990, pp. 500-507.

<sup>19</sup> 依然として反乱派の背後にはコファンコの影がちらついているといわれていた、日本経済新聞、1992年6月2日朝刊。

<sup>20</sup> *PDI*, June, 26, 1992.

<sup>21</sup> *Manila Bulletin*(以下、*MB*), July, 4, 1992, *MB*, July, 6, 1992, *MB*, July, 10, 1992, *PDI*, July, 10, 1992, *MC*, July, 20-26, 1992.

<sup>22</sup> *PDI*, July, 11, 1992, *MB*, 11, July, 1992.

<sup>23</sup> このように、ポスト配分や待遇改善によって国軍の掌握を図ることは珍しいことではない。歴代の大統領の中でも国軍との良好な関係を築いたマグサイサイやマルコスも同様の手法を用いて国軍を掌握した。つまり、フィリピンでは国軍のパトロンとして大統領がどれだけ資源を配分できるかが国軍の掌握において重要となるのである。しかし、何らかの要因によって、大統領の資源配分が偏ったものとなり資源配分から排除される軍人が現れれば、そこに他の政治家がパトロンとして軍人とその関係を築く余地が生まれる。そしてそれは、政治家が国軍を自らの野心のために利用することに道を開くことになりかねないのである。こういったことはマルコス政権末期に実際に起こり、マルコス政権崩壊のきっかけとなった。

<sup>24</sup> 共産主義勢力とは、フィリピン共産党(Communist Party of the Philippines: CPP)、国民民主戦線(National Democratic Front: NDF)、とりわけその軍事部門である新人民軍(New People's Army: NPA)を意味し、イスラム勢力とは、モロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front: MNLF)、モロ・イスラーム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)を主要とした諸勢力の総称として用いたい。

<sup>25</sup> *PDI*, May, 11, 1995.

<sup>26</sup> Alfred W. McCoy, *Closer than Brothers: Manhood at the Philippine Military Academy*, Anvil Publishing Inc., 1999, pp. 315-316

<sup>27</sup> *PDI*, June, 14, 1995. ラモスはホナサンのみならず彼のパトロンでありアキノ政権期におけるクーデター事件の黒幕とされるファン・ポンセ・エンリレといった野党候補も暗に後押ししたが、政治学者のリベ

の指摘によると、それはラモスと彼らとの個人的なつながりにより与党のメンバーよりも議会において頼ることができるところをラモスが判断したためであった。McCoy, *op. cit.*, p. 322.で引用。

<sup>28</sup> McCoy, *op. cit.*, p. 302.

<sup>29</sup> Fidel V. Ramos, "State of the Nation," *Fookien Times Philippines Yearbook 1993*, pp. 31-32, MC, June, 24, 1992.

<sup>30</sup> Fidel V. Ramos, "Philippine 2000: Our Development Strategy," *Kasarlan*, Vol. 9, No. 2&3, 1993, p. 119.

<sup>31</sup> Republic of the Philippines, Medium-Term Philippine Development Plan 1993-1998.

<sup>32</sup> Rigoberto Tiglao, "Man in Motion," *FEER*, November, 18, 1993, pp. 26-27.

<sup>33</sup> Fidel V. Ramos, 1993, *op. cit.*, pp. 26-27.

<sup>34</sup> Carolina G. Hernandez, "The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines: 1946-1976," PhD Dissertation, State University of New York, 1979, pp. 194-196.

<sup>35</sup> *ibid.*, p. 207.

<sup>36</sup> 田巻松雄『フィリピンの権威主義体制と民主化』国際書院、1993年、93ページ。Richard J. Kessler, "Development and the Military: Role of the Philippine Military in Development," Soedjati Djawanjono and Yong Mun Cheong, eds., *Soldiers and Stability in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, 1988, p. 221も同様の見解を示している。

<sup>37</sup> Lisandro Abadia "The AFP in the Nineties," *Fookien Times Philippines Yearbook 1991*, p. 74.

<sup>38</sup> Fidel V. Ramos, *A Call to Duty: Citizenship and Civic Responsibility in a Third World Democracy*, The Friend of Steady Eddie, 1993, pp. 40-41.

<sup>39</sup> Fidel V. Ramos, *Time for Takeoff: The Philippines is Ready for Competitive Performance in the Asia-Pacific*, The Friend of Steady Eddie, 1994, pp. 176-181, Fidel V. Ramos, *From Growth to Modernization: Raising the Political Capacity and Strengthening the Social Commitments of the Philippine State*, The Friend of Steady Eddie, 1995, pp. 122-129.

<sup>40</sup> 1980年代中頃に隆盛を極めた共産勢力は、1980年代末頃からその勢いを後退させた。軍事部門であるNPAの兵力は1987年頃を頂点に以降減少し始める。1992年の軍のまとめによると、1988年には約25800人とみられていたNPAの常備兵力は1992年10月までに13520人に減少、1992年半ばまでに影響下にあるバランガイは7800から2819に、ゲリラ戦線は73から46に減少し、保有武器数も1988年の12680から1992年10月には9050に減少した。Renato S. De Villa "Quantum Leap towards Peace and Stability," *Fookien Times Philippines Yearbook 1992*, p.72, pp. 252-256.

<sup>41</sup> Lisandro Abadia, *op. cit.*, p. 242.

<sup>42</sup> John McBeth, "A fighting chance," *FEER*, 19, July, 1990, pp. 20-21.

<sup>43</sup> Renato Cruz de Castro, "Adjusting to the Post-U.S. Bases Era: The Ordeal of the Philippine Military's Modernization Program," *Armed Forces and Society*, Vol. 26, No. 1, Fall, 1999, p. 126.

<sup>44</sup> *ibid.*, p. 127.

<sup>45</sup> Fidel V. Ramos, *A Call to Duty*, *op. cit.*, pp. 40-41.

<sup>46</sup> Renato Cruz de Castro, *op. cit.*, p. 129.

<sup>47</sup> 国軍の国内的役割を縮小し、任務を対内的なものから対外的なものへと転換することが国軍の脱政治にとり望ましいとする見方にとって、国軍近代化法の成立は、国内における国軍の役割の減少に寄与するものとして捉えられていた。例えばミランダは、対外的安全保障に国軍の焦点を合わせることで、政治化した軍人は国際的な問題に一層関心を持つようになり、それにより国内政治への関与を放棄することができるとしている。Felipe B. Miranda, *op. cit.*, p. 16. また、ヘルナンデスも政軍関係への影響について楽観的な見解を示していた。Carolina G. Hernandez, 1997, *op. cit.*, p. 52. しかし、近代化法は成立したもの、アジア諸国を襲った経済危機の影響やIMFの指導による緊縮財政、国内の反政府勢力の再活性化に伴う国軍の反乱鎮圧任務への回帰などにより、近代化に十分な予算配分は困難であるという状況が続いているというのが現状である。Renato Cruz de Castro, *op. cit.*, p. 133.

<sup>48</sup> MC, April, 13, 1994.

<sup>49</sup> MC, April, 6, 1994

<sup>50</sup> Letter of Instruction: 42/94 "Unlad Bayan"

<sup>51</sup> *ibid.*

<sup>52</sup> *ibid.*

<sup>53</sup> James Clad, "Strings and brass," *FEER*, June, 16, 1988, pp. 36-38.

<sup>54</sup> Rigoberto Tiglao, "Corporate Cabinet," *FEER*, 9, July, 1992.

<sup>55</sup> PDI, 12, August, 1992, PDI, 13, August, 1992.

<sup>56</sup> PDI, 30, May, 1993, PDI, 7, March, 1996, PDI, April, 14, 1997

<sup>57</sup> Amando Doronila, "The military mind in government," *PDI*, April, 15, 1997.

<sup>58</sup> *PDI*, December, 31, 1994.

<sup>59</sup> Amando Doronila, op. cit.

<sup>60</sup> *PDI*, April, 15, 1997.

<sup>61</sup> *Business World*以下、*BW*, April, 16, 1997.

<sup>62</sup> *PDI*, January, 7, 1995.

<sup>63</sup> *PDI*, December, 31, 1994.

<sup>64</sup> *PDI*, Jan., 1, 1995.

<sup>65</sup> *ibid.*

<sup>66</sup> *PDI*, April, 15, 1997

<sup>67</sup> Jose T. Almonte, "The Politics of Development in the Philippines," *Kasarinlan*, Vol. 9, No. 2&3, 1993-1994, pp. 108-112.

<sup>68</sup> Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer and Theda Skocpol, eds., *Bringing the State Back In*, Cambridge University Press, 1985, p. 9.

<sup>69</sup> 例えば、ブリリヤンテスが指摘するように、フィリピン国家が、基本的なサービスの提供や効果的な法の施行において全般的な能力に欠いていることから本質的に弱いということは一般的に同意を得ている。例えば、保健衛生や社会サービスのレベルは、フィリピン国民のニーズを満たすには明らかに不十分である。法秩序の維持は、依然として国家構造に対する重要な難問である。他の途上国のように、「開発」に必要な政府の基本的サービスの供給—物理的インフラ、通信インフラ、エネルギーから、その他の社会インフラまでに至る一は相対的に欠如し続けている。そのため国家の政治・行政機構は、国家の存在理由である基本的サービスの提供という根本的な機能を十分に、効果的に行なうことができないできた。Alex B. Brillantes Jr., "Decentralization: Governance from Below," *Kasarinlan*, Vol. 10, No. 1, 1994, p.42. 自律性の低さについては、例えば、Temario Rivera, *Landlords and Capitalists: Class, Family and State in Philippine Manufacturing*, University of the Philippines, 1994.

<sup>70</sup> Carolina G. Hernandez, 1997, op. cit., pp. 53-54. ハンチントンの「軍人精神」については、サミュエル・ハンチントン（市川良一訳）『軍人と国家』上巻 原書房、1978年、59~79ページを参照。一方、ミランダは、フィリピンにおける民主制の定着や任命の合法性、国軍による民主制尊重の態度などを指摘し、そういった現象を楽観的に捉えている。Miranda, op. cit., p. 27.

<sup>71</sup> ラモス政権が目指した「反テロ法」成立や憲法改正は、野党議員、マスコミ、市民団体はもちろんのこと、与党議員からも反対を受け、実現しなかった。



## 編集後記

ようやく発行に漕ぎ着けた。前号発行からちょっと間を空けてしまって残念である。今回採用された各論説は文化論、国際政治、地域研究と国際関係研究科らしい分野を網羅しそれぞれ力作があるので、中味としてはそれなりに充実したものになったと思う。気になるのは応募がいかにも少ないことだ。確かに文章を書くのは大変だ。精神的エネルギーを使うこと夥しい。しかし書くことほど知的訓練になることはない。それが公にされる文章で、審査もしてくれるとなればなおさら知的緊張を伴い鍛えられる。せっかく機会だから院生諸君には大いにこの国際関係論集を活用して欲しいものである。他方でこちらも広報、奨励活動をもっとしなければいけないと反省する次第である。

2005年10月1日

国際関係研究科主事 長須政司

### 立命館国際関係論集 第5号

2005年10月1日発行

編集・発行 立命館大学国際関係学会  
代表 小木裕文  
603-8577 京都市北区等持院北町56-1  
TEL (075) 465-1267  
FAX (075) 465-1277

印刷所 株式会社 同朋舎  
600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町2

# RITSUMEIKAN

# KOKUSAIKANKEI RONSYU

The Ritsumeikan Journal of International Studies:

Special Edition for Postgraduate Students

The Fifth Number

October 2005

---

## *CONTENTS*

### **ARTICLES**

Japanese as Stigma:

An Analysis of Critical Remarks of the Japanese, KIMURA, Arinobu 1

The Logic of Inequality in the NPT and

Negative Security Assurances of Non-Nuclear Weapons States:

'Some Ordered Equality' or 'Anarchic Equality'? SATO, Shiro 25

An Introduction to the Re-examination of the Occitan movement

—A Critical Study of Allain Toulaine's Viewpoint

on the Resurrection of the Occitan Language— FUKUDOME, Kunihiro 43

Evolution of the Military's Role in the Ramos Administration:

The Civil-Military Relations in the Philippines YAMANE, Takeshi 61

---

Published by

*ISARU*

The International Studies Association

of

RITSUMEIKAN UNIVERSITY

Ritsumeikan University, 56-1 Tojiin-Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577 Japan

Phone : (075) 465 - 1267 Fax : (075) 465 - 1277